

越 監 公 表 第 4 号

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から令和7年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

令和8年2月27日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 山 田 大 助

越谷市監査委員 野 口 高 明

令和7年度

越谷市包括外部監査報告書

市税、保険料等の賦課・徴収に関する事務の執行について

令和8年2月

越谷市包括外部監査人

公認会計士 小林 正和

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
4. 対象とする事業等.....	1
5. 監査の着眼点	1
6. 主な監査手続.....	2
7. 監査の対象部署	3
8. 監査の対象期間	3
9. 監査実施期間	3
10. 包括外部監査人及び補助者.....	3
11. 利害関係.....	3
第2 市税の概要.....	4
1. 組織体制	4
2. 税務職員数.....	5
第3 越谷市の課税別調定額.....	7
1. 令和6年度一般会計歳入決算額.....	7
2. 市税について	9
第4 監査の結果.....	14
1. 定義.....	14
2. 指摘と意見の一覧表	14
3. 個人市民税.....	20
4. 法人市民税.....	38
5. 固定資産税（土地及び家屋）	57
6. 固定資産税（償却資産）	87
7. 都市計画税（特別土地保有税を含む）	98
8. 軽自動車税.....	103
9. 市たばこ税.....	121
10. 事業所税.....	129
11. 国民健康保険税.....	135
12. 後期高齢者医療保険料.....	154
13. 国民年金保険料.....	169
14. 介護保険料	176
15. 徴収	196
16. 市税に関するシステム.....	213

(注：本報告書の表記方法等について)

1. 端数処理等について

報告書中の数値は、原則として、金額及び比率の表示単位未満については四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等の出所は、原則として、越谷市が公表している資料、又は、所管課から提供を受けた資料である。一方、報告書の数値等のうち、これら以外の資料を出所とするものや包括外部監査人が作成したものについては、その旨及びその出所等を明示している。

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

市税、保険料等の賦課・徴収に関する事務の執行について

3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

市税は、越谷市の令和5年度の一般会計決算において、収入済額1,361億円の38%（517億円）を占めている。また、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計は、特別会計決算において、特別会計全体の収入済額635億円の96%（607億円）を占めている。

第5次越谷市総合振興計画（基本構想・前期基本計画(概要版)）によれば、越谷市の総人口は、令和4年の34万6千人をピークとしてその後は減少に転じ、長期的には令和42年に約26万人となることが予測されている。

このような人口減少下、さらに米国の関税の動向、材料費の高騰、国際情勢の不安定化、円安の進行等、複合的な要因による物価の上昇・景気の不透明感が懸念される中では、増加する社会保障費や危機管理費用等を賄う主要な財源である市税、保険料等の賦課・徴収に関する事務の執行の重要性が増しているといえる。

そこで、市税、保険料等に関する賦課・徴収の事務が、関係諸法令に準拠し適正かつ公平に執行されているか、また、行政管理の視点である有効性、効率性、経済性の点からも適切に執行されているか監査を実施することは、重要かつ必要であると考え、令和7年度の越谷市包括外部監査の特定の事件（テーマ）とした。

4. 対象とする事業等

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の市税、保険料等の賦課・徴収に関する事務の執行を監査対象とした。

5. 監査の着眼点

市税、保険料等の賦課・徴収に関する事務の執行について監査するにあたり、主な着眼点は、以下のとおりである。

- （1）市税及び保険料等の賦課・徴収に関する事務が、法令等に準拠し適切に行われているかどうか。（「合規性」の観点）
- （2）市税及び保険料等の賦課・徴収に関する事務が、納税者に対し公平に行われているかどうか。（「公平性」の観点）
- （3）市税及び保険料等の賦課・徴収に関する事務、特に収入未済額の管理と滞納管理

の事務が、納税者（利用者を含む。）の理解を深め、効果的に執行されているかどうか。（3E「経済性」、「効率性」、「有効性」の観点）

6. 主な監査手続

(1) 主な監査手続

以下のとおりである。

1) 概要の把握

- ・法令、条例等の確認
- ・資料等による概況把握
- ・担当課への往査、質問及び確認
- ・過去5年間の推移
- ・他自治体の収納状況と比較

2) 外部委託の検証

- ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
- ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認

3) 課税客体把握の検証

- ・課税客体の把握方法についての質問と確認
- ・非課税や減免、不均衡課税のサンプル調査

4) 更正処理の確認

- ・更正事務の状況についての質問と確認
- ・審査の申出（価格）、審査状況（価格以外）についての質問と確認

5) 算定税額の検証

- ・課税額の正確性についてのサンプル調査
- ・正確性を確保する仕組みについての質問と確認
- ・土地や家屋の評価についての質問と確認
- ・土地や家屋の異動処理に関するサンプル調査

6) 課税事務の検証

- ・職員経験年数表の閲覧
- ・市民に対する窓口対応についての質問と確認
- ・通知書発送状況についての資料閲覧、質問及び確認

7) 他部署との連携の検証

- ・市役所内での情報共有状況についての質問と確認

(2) 監査手続の対象となった所管課

部	課
行財政部	市民税課、資産税課、収納課
地域共生部	介護保険課
保健医療部	国保年金課

7. 監査の対象部署

市税、保険料等を所管する課として6.(2) 監査手続の対象となった所管課で記載した所管課を監査対象部署とした。

なお、必要に応じて、関連する部署等についても、質問や資料の確認を実施した。

8. 監査の対象期間

原則として令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)を監査の対象期間とした。ただし、必要に応じて、令和6年度以前の年度及び令和7年度の執行分についても監査の対象とした。

9. 監査実施期間

令和7年6月20日から令和8年1月31日まで

10. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士・税理士	小林 正和
補助者	公認会計士・税理士	田久保 武志
	公認会計士・税理士	小笠原 薫子
	公認会計士・税理士	高橋 文章

11. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 市税の概要

1. 組織体制

令和7年4月1日時点における越谷市の市税、保険料等に関する組織体制・職務分掌は次のとおりである。

部	課	担当	業務一覧
行財政部	市民税課	税制担当	税制に関すること 税事務の総合調整 税の統計 納税思想の啓発
		市・県民税 普通徴収担 当	普通徴収に係る個人住民税の申告及び賦 課調定 普通徴収に係る個人住民税の減免 普通徴収に係る個人住民税の異議申立等 個人住民税の証明
		市・県民税 特別徴収担 当	特別徴収に係る個人住民税の申告及び賦 課調定 特別徴収に係る個人住民税の減免 特別徴収に係る個人住民税の異議申立等
		諸税担当 (法人市民 税)	法人に係る市民税の申告及び賦課調定 法人に係る市民税の減免 法人に係る市民税の異議申立等 法人に係る市民税の証明
		諸税担当 (事業所 税)	事業所税に係る申告及び賦課調定 事業所税の減免 事業所税の異議申立等
		諸税担当 (軽自動車 税)	軽自動車税の申告及び賦課調定 軽自動車税の減免 軽自動車税の異議申立等 軽自動車税の証明
		諸税担当 (たばこ 税)	たばこ税の申告及び賦課調定
		諸税担当 (入湯税)	入湯税の申告及び賦課調定
	資産税課	固定資産税 (償却資産) 担当	固定資産の調査及び評価に関すること。 固定資産税及び都市計画税の賦課及び減 免に関すること。
		固定資産税 (土地及び家 屋)担当	固定資産等に関する課税台帳等の整理保 管に関すること。 特別土地保有税に関すること。
		都市計画税 担当	固定資産に関する課税台帳等及び附属地 図の閲覧に関すること。
		特別土地 保有税担当	住宅用家屋証明に関すること。 国有資産等所在市町村交付金に関するこ と。

部	課	担当	業務一覧
			固定資産税及び都市計画税の証明に関する こと。
	収納課	収納管理 担当	市税及び国民健康保険税の徴収及び収納 管理に関すること。
		納税担当	納税証明書に関すること。
		債権管理 担当	過誤納金の還付に関すること。 市税及び国民健康保険税の督促に関する こと。 市税及び国民健康保険税の延滞金に関する こと。 市税及び国民健康保険税の滞納処分に関 すること。 納税義務の拡張に関すること。 納税の猶予に関すること。 税外債権の徴収に係る企画、助言、指導 及び調整に関すること。 移管を受けた税外債権の徴収及び強制換 価手続きに関すること。
地域共生部	介護保険課	保険料担当	介護保険制度に関すること。
保健医療部	国民年金課	年金担当	国民年金に関すること。
		保険担当	国民健康保険税に関すること(収納に関す るものを除く。)
		後期高齢者 医療担当	後期高齢者医療制度に関すること。

2. 税務職員数

(1) 税務機構及び人員の配置

(令和7年4月1日現在、単位：人)

部	課 (職名)	部長 参事	副部長 副参事	課長 調整幹	副課長	主幹	主査	主任	主事 技師	計
行 財 政 部	部長	1								1
	副部長									0
	市民税課			2		4	4	9	17	36
	資産税課		1		2	7	4	12	11	37
	収納課			2	2	6	6	17	11	44
	合計	1	1	4	4	17	14	38	39	118

※兼務の場合は上位職で計上。

※再任用職員は含まない。

(2) 税務職員数に関する比較

(各年4月1日現在、単位：人、%)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
税務職員数(A)	120人	117人	119人	116人	118人
越谷市職員数(B)	3,038人	3,077人	3,100人	3,131人	3,147人
割合(B)/(A)	3.9%	3.8%	3.8%	3.7%	3.7%

※1 他団体からの派遣職員、越谷・松伏水道企業団及び東埼玉資源環境組合の職員を含み、再任用短時間勤務職員は含まない。

※2 令和3年度に行財政部の構成課に変更あり。

(3) 税務職員年齢別調

(令和7年4月1日現在、単位：人、歳)

区分	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上	計	平均年齢
市民税課	16	15	3	3	37	33
資産税課	9	16	10	2	37	36
収納課	10	23	7	4	44	36
計	35	54	20	9	118	35

(4) 職員税務経験年数調

(令和7年4月1日現在、単位：人、年)

区分	1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	5年以上	10年以上	計	平均年数
市民税課	14	10	2	7	4	0	37	1.8
資産税課	7	5	6	9	8	2	37	3.3
収納課	14	7	6	10	4	3	44	2.8
計	35	22	14	26	16	5	118	2.6

第3 越谷市の課税別調定額

1. 令和6年度一般会計歳入決算額

(単位：千円、%)

歳入				歳出			
款	款別	決算額	構成比	款	款別	決算額	構成比
1	市税(※)	51,068,463	36.4	1	議会費	555,496	0.4
	-個人市民税(※)	21,874,157	(42.8)	2	総務費	17,064,001	13
	-法人市民税(※)	3,254,498	(6.4)	3	民生費	65,159,464	49.5
	-固定資産税(※)	19,581,765	(38.3)	4	衛生費	10,894,446	8.3
	-軽自動車税(※)	560,068	(1.1)	5	労働費	76,190	0
	-市たばこ税(※)	2,452,464	(4.8)	6	農林水産業費	674,600	0.5
	-特別土地 保有税(※)	0	0	7	商工費	660,214	0.5
	-事業所税(※)	824,028	(1.6)	8	土木費	9,620,900	7.3
	-都市計画税(※)	2,521,483	(4.9)	9	消防費	3,530,942	2.7
2	地方譲与税	758,287	0.5	10	教育費	15,242,800	11.6
3	利子割交付金	25,568	0	11	災害復旧費	0	0
4	配当割交付金	488,430	0.4	12	公債費	7,643,461	5.8
5	株式等譲渡所得割 交付金	702,413	0.5	13	諸支出金	582,557	0.4
6	法人事業税 交付金	616,502	0.4	14	予備費	0	0
7	地方消費税 交付金	8,112,462	5.8	\			
8	環境性能割 交付金	163,556	0.1				
9	地方特例 交付金	2,046,282	1.5				
10	地方交付税	9,152,261	6.5				
11	交通安全対策特別 交付金	33,579	0				
12	分担金及び負担金	493,295	0.4				
13	使用料及び手数料	1,608,243	1.2				
14	国庫支出金	27,702,473	19.8				
15	県支出金	8,612,686	6.1				
16	財産収入	107,505	0.1				
17	寄附金	288,239	0.2				
18	繰入金	7,908,183	5.6				
19	繰越金	8,321,346	5.9				
20	諸収入	3,714,639	2.7				
21	市債	8,291,500	5.9				
歳入合計		140,215,912	100	歳出合計		131,705,071	100

出所：令和7年度市税概要

※現年課税分・滞納繰越分の合計額

市税について、令和6年度においては、一般会計歳入決算額のうち市税収入が約36.4%と最大の割合となっている。

令和6年度は、市民税、市たばこ税で減、固定資産税、都市計画税で増となったことなどにより、市税全体では対前年度比1.3%の減となった。

また、令和6年度は、民生費(49.5%)、総務費(13.0%)、教育費(11.6%)などの割合が多くなっている。平成14年度までは土木費の割合が一番多くなっていたが、平成15年度以降は民生費の占める割合が多くなり、令和6年度は物価高騰対応重点支援給付金給付事業等の影響で民生費の割合が最も高くなっている。

(参考) 過去3年の目的別(款別)歳入・歳出の推移(決算額)

・歳入の推移

(単位：千円)

款	項	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市税		51,041,764	51,766,515	51,068,463
	市民税	25,519,540	25,927,330	25,128,656
	固定資産税	19,230,320	19,471,866	19,581,765
	軽自動車税	514,101	531,809	560,068
	市たばこ税	2,498,666	2,521,474	2,452,464
	事業所税	796,633	806,500	824,028
	都市計画税	2,482,504	2,507,537	2,521,483
	特別土地保有税	0	0	0
地方譲与税		752,948	758,474	758,287
利子割交付金		20,713	18,785	25,568
配当割交付金		300,241	344,497	488,430
株式等譲渡所得割交付金		234,511	401,328	702,413
法人事業税交付金		522,294	547,077	616,502
地方消費税交付金		7,746,267	7,713,986	8,112,462
環境性能割交付金		129,314	145,104	163,556
地方特例交付金		505,384	465,771	2,046,282
地方交付税		6,388,918	7,151,910	9,152,261
交通安全対策特別交付金		37,898	34,617	33,579
分担金及び負担金		461,932	497,624	493,295
使用料及び手数料		1,559,127	1,574,498	1,608,243
国庫支出金		30,216,318	27,535,275	27,702,473
県支出金		8,248,188	8,199,632	8,612,686
財産収入		95,027	97,097	107,505
寄附金		61,940	79,600	288,239
繰入金		4,449,717	8,891,574	7,908,183
繰越金		11,412,879	9,964,624	8,321,347
諸収入		3,577,453	3,658,504	3,714,639
市債		5,430,000	6,319,000	8,291,500
	(歳入合計)	133,192,833	136,165,492	140,215,912

出所：令和7年度市税概要

・歳出の推移

(単位：千円)

款	令和4年度	令和5年度	令和6年度
議会費	534,444	531,282	555,496
総務費	15,376,731	18,808,042	17,064,001
民生費	57,611,171	61,306,944	65,159,464
衛生費	14,844,263	11,278,593	10,894,446
労働費	62,063	61,457	76,190
農林水産業費	862,761	919,733	674,600
商工費	1,086,355	561,759	660,214
土木費	9,233,088	9,272,820	9,620,900
消防費	3,829,870	4,004,006	3,530,942
教育費	10,883,226	11,870,591	15,242,800
災害復旧費	0	0	0
公債費	7,607,632	7,756,713	7,643,461
諸支出金	1,296,605	1,472,204	582,557
予備費	0	0	0
(歳出合計)	123,228,208	127,844,145	131,705,071

出所：令和7年度市税概要

・一般会計当初予算総額に占める市税の割合

(単位：千円、%)

年度	一般会計 歳入総額	市税収入 総額	割合
令和2年度	160,817,512	49,787,789	31.0
令和3年度	133,627,375	49,558,010	37.1
令和4年度	133,192,833	51,041,764	38.3
令和5年度	136,165,492	51,766,515	38.0
令和6年度	140,215,912	51,068,463	36.4

出所：令和7年度市税概要

2. 市税について

(1) 税目別納税義務者数の推移 (現年課税分・各年度最終)

(単位：人・者・台)

年度 税目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市民税	188,628	188,696	189,888	190,626	193,647
-個人	180,185	180,095	181,163	181,597	184,406
-法人	8,443	8,601	8,725	9,029	9,241
固定資産税	120,181	120,720	121,570	121,820	122,039
-純固定	120,171	120,710	121,560	121,810	122,029
-交・納付金	10	10	10	10	10
軽自動車税	63,475	64,716	66,121	67,089	67,948
市たばこ税	8	10	10	10	10

年度 税目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別土地保有税	0	0	0	0	0
事業所税	403	438	409	421	422
都市計画税	95,534	96,205	96,706	96,918	97,122
合計	468,229	470,785	474,704	476,884	481,188

出所：令和7年度市税概要

(2) 税目別市税調定額の推移（現年課税分）

(単位：千円)

税目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市民税	24,843,653	24,675,406	25,531,274	25,934,457	25,183,487
-個人	22,103,485	21,867,368	22,533,131	23,069,453	21,920,223
-法人	2,740,168	2,808,038	2,998,143	2,865,004	3,263,264
固定資産税	19,082,864	18,604,097	19,194,621	19,440,052	19,557,127
-純固定	19,043,323	18,564,744	19,157,352	19,402,937	19,520,136
-交・納付金	39,541	39,353	37,269	37,115	36,991
軽自動車税	454,034	478,255	517,368	534,233	562,788
-種別割	437,566	458,333	483,747	499,769	515,739
-環境性能割	16,468	19,922	33,621	34,464	47,049
市たばこ税	2,214,087	2,358,167	2,498,666	2,521,474	2,452,464
事業所税	769,188	817,395	795,141	806,037	824,837
都市計画税	2,477,781	2,426,689	2,477,480	2,503,059	2,518,046
特別土地保有税	0	0	0	0	0
合計	49,841,607	49,360,009	51,014,550	51,739,312	51,098,749

出所：令和7年度市税概要

※固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の調定額は、徴収猶予分を除いた額

※適宜端数を調整

※軽自動車税環境性能割課税は、令和元年10月1日から施行

(3) 令和6年度市税決算状況

(単位：千円、%)

区分 税目	予算現額	調定額	収入済額	収入歩合 (予算比)	収入歩合 (調定比)	不納欠損額	収入未済額	還付未済額
市税合計	48,079,000	51,869,393	51,068,463	106.2	98.5	39,721	776,002	14,793
-現年課税分	47,858,000	51,098,749	50,739,819	106.0	99.3	1,104	372,474	14,648
-滞納繰越分	221,000	770,645	328,644	148.7	42.7	38,617	403,528	145
市民税	23,258,000	25,697,659	25,128,656	108.0	97.8	32,919	542,431	6,347
-個人	20,857,000	22,420,090	21,874,158	104.9	97.6	31,631	520,561	6,261

区分 税目	予算現額	調定額	収入済額	収入 歩合 (予算 比)	収入 歩合 (調定 比)	不納欠 損額	収入未 済額	還付未 済額
-現年	20,723,000	21,920,223	21,671,619	104.6	98.9	1,104	253,760	6,260
-滞納	134,000	499,867	202,539	151.2	40.5	30,528	266,801	0
-法人	2,401,000	3,277,570	3,254,498	135.6	99.3	1,287	21,870	86
-現年	2,393,000	3,263,264	3,250,134	135.8	99.6	0	13,216	86
-滞納	8,000	14,306	4,364	54.6	30.5	1,287	8,654	0
固定資産税	18,917,000	19,768,993	19,581,765	103.5	99.1	5,358	189,234	7,364
-現年課税分	18,814,000	19,520,136	19,441,256	103.3	99.6	0	86,121	7,241
-滞納繰越分	67,000	211,865	103,518	154.5	48.9	5,358	103,113	123
-交付金	36,000	36,991	36,991	102.8	100.0	0	0	0
軽自動車税	479,000	579,116	560,068	116.9	96.7	722	18,426	100
-種別割(現年)	450,000	515,739	508,695	113.0	98.6	0	7,138	95
-種別割(滞納)	3,000	16,328	4,324	144.1	26.5	722	11,288	5
-環境性能割	26,000	47,049	47,049	181.0	100.0	0	0	0
市たばこ税	2,300,000	2,452,464	2,452,464	106.6	100.0	0	0	0
事業所税	714,000	824,837	824,028	115.4	99.9	0	809	0
都市計画税	2,411,000	2,545,254	2,521,483	104.6	99.1	723	24,031	983
-現年課税分	2,403,000	2,518,047	2,507,583	104.4	99.6	0	11,429	966
-滞納繰越分	8,000	27,207	13,899	173.7	51.1	723	12,602	17
特別土地保有税	0	1,071	0	0.0	0.0	0	1,071	0

出所：令和7年度市税概要

※千円未満四捨五入

(4) 市税決算状況の推移

(単位：千円、%)

税目	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	調定額	収入済額	収納率									
市税合計	50,589,153	49,558,010	98	51,951,301	51,041,764	98.3	52,592,486	51,766,515	98.4	51,868,322	51,068,463	98.5
└ 現年分	49,360,009	49,011,464	99.3	51,014,549	50,636,678	99.3	51,739,311	51,398,293	99.3	51,098,749	50,739,819	99.3
└ 滞納分	1,229,144	546,546	44.5	936,752	405,086	43.2	853,175	368,222	43.2	769,574	328,644	42.7
個人市民税	22,520,963	21,902,144	97.3	23,082,048	22,521,169	97.6	23,605,106	23,064,343	97.7	22,420,090	21,874,158	97.6
└ 現年分	21,867,368	21,644,665	99	22,533,131	22,277,035	98.9	23,069,453	22,838,098	99	21,920,223	21,671,619	98.9
└ 滞納分	653,595	257,479	39.4	548,917	244,133	44.5	535,653	226,245	42.2	499,867	202,539	40.5
法人市民税	2,855,837	2,835,320	99.3	3,015,079	2,998,371	99.5	2,879,709	2,862,987	99.4	3,277,570	3,254,498	99.3
└ 現年分	2,808,038	2,802,064	99.8	2,998,143	2,991,446	99.8	2,865,004	2,857,999	99.8	3,263,264	3,250,134	99.6
└ 滞納分	47,799	33,256	69.6	16,936	6,925	40.9	14,705	4,988	33.9	14,306	4,364	30.5
固定資産税	19,034,179	18,703,416	98.3	19,508,792	19,230,319	98.6	19,694,112	19,471,866	98.9	19,768,993	19,581,765	99.1
└ 現年分	18,604,097	18,505,154	99.5	19,194,621	19,099,634	99.5	19,440,052	19,355,159	99.6	19,557,127	19,478,247	99.6
└ 滞納分	430,082	198,262	46.1	314,171	130,686	41.6	254,060	116,707	45.9	211,865	103,518	48.9
軽自動車税	492,235	477,464	97	530,085	514,101	97	549,431	531,809	96.8	579,116	560,068	96.7
└ 現年分	478,255	472,600	98.8	517,367	510,415	98.7	534,232	527,721	98.8	562,787	555,744	98.8
└ 滞納分	13,980	4,863	34.8	12,718	3,685	29	15,199	4,089	26.9	16,328	4,324	26.5
市たばこ税	2,358,167	2,358,167	100	2,498,666	2,498,666	100	2,521,474	2,521,474	100	2,452,464	2,452,464	100
└ 現年分	2,358,167	2,358,167	100	2,498,666	2,498,666	100	2,521,474	2,521,474	100	2,452,464	2,452,464	100
└ 滞納分	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
特別土地保有税	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
事業所税	843,952	841,368	99.7	797,725	796,633	99.9	806,500	806,500	100	824,837	824,028	99.9
└ 現年分	817,395	815,440	99.8	795,141	794,678	99.9	806,037	806,037	100	824,837	824,028	99.9
└ 滞納分	26,557	25,928	97.6	2,584	1,956	75.7	463	463	100	0	0	-
都市計画税	2,483,819	2,440,131	98.2	2,518,906	2,482,505	98.6	2,536,154	2,507,537	98.9	2,545,254	2,521,483	99.1
└ 現年分	2,426,689	2,413,373	99.5	2,477,480	2,464,803	99.5	2,503,059	2,491,806	99.6	2,518,047	2,507,583	99.6
└ 滞納分	57,131	26,758	46.8	41,427	17,702	42.7	33,095	15,730	47.5	27,207	13,899	51.1

出所：令和7年度市税概要

(5) 市税負担状況の推移

(単位：人、世帯、円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分						
市税収入合計		49,787,788,575	49,558,009,826	51,041,764,002	51,766,515,187	51,068,462,705
人口		345,487	344,674	343,644	342,681	341,992
世帯数		158,751	159,682	160,965	162,337	163,985
1人当たり負担額		144,109	143,782	148,531	151,063	149,326
1世帯当たり負担額		313,622	310,354	317,099	318,883	311,422
市民 1人 当たり	市民税	71,910	71,771	74,262	75,660	73,477
	固定資産税	55,153	54,264	55,960	56,822	57,258
	軽自動車税	1,315	1,385	1,496	1,552	1,638
	市たばこ税	6,409	6,842	7,271	7,358	7,171
	特別土地保有税	0	0	0	0	0
	事業所税	2,162	2,441	2,318	2,353	2,409
	都市計画税	7,161	7,080	7,224	7,317	7,373
1世帯 当たり	市民税	156,496	154,917	158,541	159,713	153,238
	固定資産税	120,028	117,129	119,469	119,947	119,412
	軽自動車税	2,861	2,990	3,194	3,276	3,415
	市たばこ税	13,947	14,768	15,523	15,532	14,955
	特別土地保有税	0	0	0	0	0
	事業所税	4,704	5,269	4,949	4,968	5,025
	都市計画税	15,585	15,281	15,423	15,446	15,376

出所：令和7年度市税概要

第4 監査の結果

1. 定義

(1) 「指摘」と「意見」

包括外部監査人は、監査の結果に関する報告を作成し、これを議会、市長、監査委員等に提出する（地方自治法第252条の37,38）。包括外部監査人は、本報告書に「指摘」と「意見」を記載する。

ここで、「指摘」とは、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、規則や規定等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものであり、地方公共団体が改善・是正に取り組むべきものである。「意見」とは、組織及び運営の合理化の観点から改善の検討を求めるものである。

なお、令和2年度以前の包括外部監査では、「指摘」に該当する事項を「監査の結果」と表記したが、監査全体の結果と混同する可能性があるため、令和3年度の包括外部監査より「指摘」の用語を使用している。

2. 指摘と意見の一覧表

指摘と意見の一覧表は、以下のとおりである。

No.	所管課等	分野	項目	指摘/意見	要約	ページ
1	市民税課	個人市民税	外国籍の住民に対する徴収漏れについて	意見1	外国籍の住民で1月1日に越谷市に居住し、市民税の納付義務があるのに出国しその後徴収が困難となっている事例がある。今後ますます増えると考えられるので、まだ適用が少ない納税代理人制度についてなど実質的な啓発先を再考しPRして、徴収漏れに備えるべきである。	33～34
2	市民税課	法人市民税	法人市民税の減免について（収益事業の有無）	指摘1	提出された決算書等で収益事業の有無が明らかではない場合や、勘定科目名などから収益事業を行っている可能性がある場合は、納税者へ内容を確認するとともに、税務署等へも照会を行う等して、減免の要件を満たしているかどうかを判断すべきである。	49
3	市民税課	法人市民税	法人市民税の減免について（棄却事案）	指摘2	NPO法人による法人市民税の減免申請において、減免申請書は期限内に提出されたものの、添付書類が期限内に提出されなかった事案において、減免棄却の承認がされたのは添付書類の提出期限を8か月経過してからであった。業務効率化と適正な期限管理の観点から、提出期限後は速やかに棄却を判断する運用の徹底が求められる。	49～50
4	収納課	法人市民税	法人市民税の収納率について	意見2	法人市民税の収納率は、埼玉県法人二税と比較すると、やや低い状況である。 例えば電算処理や外部委託の活用によって、業務をより効率よく遂行し、徴収業務に人的資源を重点的に投入する工夫を行い、収納率の向上につながるよう、今後継続して検討することが望まれる。	50～52

No.	所管課等	分野	項目	指摘/意見	要約	ページ
5	市民税課	法人市民税	税務調査、法人の閉鎖について	意見 3	税務調査の対象法人の中に散見される「閉鎖」の区分の法人についても、徴収の可能性を探るために調査を継続しているが、徴収の効率性と実効性を高めるため、調査手法や閉鎖法人の取扱いに改善の余地が認められる。	53
6	市民税課	法人市民税	申告・納税の網羅性の確認について	意見 4	法人市民税は申告納税方式のため、無申告による網羅性の欠如が課題であるが、特に分割法人の新設拠点の把握には限界があり、賦課漏れのリスクが存在する。この軽減には、固定資産税情報の活用や定期的な登記確認、計画的な税務調査など、多角的な情報連携と調査の工夫が望まれる。	53～54
7	市民税課	法人市民税	申告書処理業務について	意見 5	窓口や郵送による紙の申告は、税率誤りや記載漏れのリスクが高くなる傾向にあるが、eLTAXはシステム制御により誤りを抑制できる。サンプリング調査でも紙の申告の場合の不備が確認された。令和6年度のeLTAXでの提出割合は8割を超えるが、事務効率化と精度向上のため、更なる普及促進が望まれる。	54～55
8	市民税課	法人市民税	USBメモリの管理について	意見 6	WebRingsシステムとeLTAXシステムとが連動しておらず、担当者はデータをUSBメモリを使用して端末へ取り込む必要があるため、媒体管理簿にて管理して使用しているが、作業内容に対し貸出時間が長い事例が見受けられるため、紛失等による情報漏えいリスクを鑑み、貸出時間は必要最小限に留めるべきである。	56
9	資産税課	固定資産税（土地及び家屋）	登記されるまで増築部分の捕捉がされていなかった家屋について	指摘 3	航空写真導入前の未登記増築など、把握困難な課税客体の存在が課題であるところ、現在は路面パノラマ画像等を活用した「不明家屋調査」を進めているが、件数が膨大であるため、業務管理の精緻化等により体制を整え、調査を継続すべきである。	78～79
10	資産税課	固定資産税（土地及び家屋）	実地調査依頼に1年以上未回答な所有者に対する課税について	意見 7	未登記家屋の調査遅延により、1年半にわたり課税不能な事案が確認されたことは、公平性の観点から課題である。業務管理の精緻化に加え、郵送から訪問調査へ移行する期間のルール化など、対応の遅延を防ぐ体制整備が望まれる。	79～80
11	資産税課	固定資産税（土地及び家屋）	非課税要件の確認について	意見 8	社会福祉法人の非課税適用は自己申告に依存しており、収益事業開始等の実態変化を把握しにくい。適正な課税のため、定期調査のルール化が望まれる。また、福祉総務課から計算書類の提供を受けるなど、部局間連携による調査対象選定の工夫も有効である。	80～81
12	資産税課	固定資産税（土地及び家屋）	所有者が海外居住の外国人である資産について	意見 9	所有者が海外居住の外国人で納税管理人未設定の場合等、納税通知が郵送されず滞納や所在不明となるケースがある。市は周知や公示送達で対応中だが、従来策には限界がある。今後は、国籍登録の義務化や不動産ベース・レジストリ等の国の新制度を積極的に活用し、納税者特定の精度向上と徴収の効率化を図ることが望まれる。	81～82
13	資産税課	固定資産税（土地及び家屋）	空き家問題について	意見 10	空き家問題の深刻化に対し、住宅用地特例の適正適用と空き家特定が急務である。資産税課が持つ登記や住民記録、航空写真等の情報を建築住宅課と定期的に照合・共有し、特定作業の精緻化が望まれる。併せて、空き家バンクの周知による解消促進も図ることが望まれる。	82～84

No.	所管課等	分野	項目	指摘/意見	要約	ページ
14	資産税課	固定資産税（土地及び家屋）	実態の把握が難しい資産（マンションギャラリー、スケルトンリフォーム、太陽光発電設備）について	意見 1 1	マンションギャラリーやスケルトンリフォーム、太陽光発電設備等は外観や登記での把握が難しく、課税漏れのリスクがある。現在は実地調査や図面での対応中だが限界もあるため、今後は外部機関との情報連携ルートの体系化や、最新IT技術の活用による判定精緻化が望まれる。	84～86
15	資産税課	固定資産税（償却資産）	増加減少資産の市役所担当者による訂正の証跡・承認について	意見 1 2	償却資産の申告内容を訂正・削除する行為は税額に直結する重要行為だが、現在は担当者名や個別の承認記録が不足している。賦課課税制度の適正性を担保するため、処理担当者名の記載やチェック者名の記載を残すようにすべきである。	95～96
16	資産税課	固定資産税（償却資産）	償却資産の初回申告時の添付書類の依頼について	意見 1 3	市では現状、償却資産申告書等の初回申告時、資産内訳が判明する申告書別表や固定資産台帳の添付を要求していない。課税の正確性を高め、申告内容の精緻な検証を可能にするため、添付書類の義務化を検討すべきである。	96
17	資産税課	固定資産税（償却資産）	新リース会計導入にあたっての準備について	意見 1 4	令和9年から強制適用される新リース会計基準により、全てのリース取引で資産計上と減価償却が必要となる。これは所有権移転外リースの貸主課税という現行の償却資産課税と乖離し、混乱が予想される。今から会計知識を習得し、誤申告への対処法を準備すべきである。	96
18	資産税課	固定資産税（償却資産）	新リース会計導入にあたってより有効で正確な課税のための方策について	意見 1 5	新リース会計基準導入に伴う誤申告を防ぐには、ホームページやパンフレットでの周知に加え、実務を担う会計事務所や税理士への直接的な働きかけが重要である。税理士会の月例会等に出席し、正しい申告方法の解説や啓発活動を行うことが、適正な課税に向けた有効な方策となる。	97
19	市民税課	軽自動車税	二輪車の県外譲渡について	意見 1 6	二輪車の県外譲渡は情報共有が不十分で、本来課税とならない車両に課税が続く課題がある。現在は納税者の申告に基づき個別調査しているが、今後は二輪車情報のデータベース化が予定されている。市はこの新システムを積極活用し、より適切な課税に努めることが望ましい。	118
20	市民税課	軽自動車税	短期間での廃車・再登録について	意見 1 7	基準日前後の短期間での廃車・再登録による課税逃れに対し、市はヒアリングでの対応中だが、虚偽説明等のリスクがある。極端に短い期間での反復など、疑わしい事案には追加調査を実施できる体制を整備し、課税逃れの防止と公平性の確保に努めることが望まれる。	118～119
21	市民税課	軽自動車税	電動キックボードについて	意見 1 8	電動キックボード（特定小型原動機付自転車）は、登録漏れによる課税漏れが懸念される。実地調査による把握は困難なため、既存の周知策に加え、原動機付自転車の納税者への通知に案内を同封するなど、ターゲットを絞った効果的な広報体制の構築が望まれる。	119
22	市民税課	軽自動車税	小型特殊自動車について	意見 1 9	小型特殊自動車は公道走行の有無に関わらず課税対象だが、所有者の認識不足や中古売買等による未登録が課題である。実地調査による把握は困難なため、ホームページ等の広報拡充に加え、販売店と連携して購入者へ登録義務を周知するなど、捕捉率向上への対策が望まれる。	119～120

No.	所管課等	分野	項目	指摘/意見	要約	ページ
23	市民税課	市たばこ税	加熱式たばこの紙巻たばこへの換算方法の改正について	意見 2 0	加熱式たばこの換算方法が、令和8年より重量基準の最低課税導入を含む新方式へ改正される。計算式が複雑化し、改正直後は卸売業者の計算誤りリスクが高まるため、市は周知を強化し、正確な申告を支援する資料作成や相談体制の充実を図ることが望まれる。	127～128
24	市民税課	事業所税	「事業所税のてびき」について	意見 2 1	現在紙の冊子ベースで保有している「事業所税のてびき」をコストの点からもホームページ上での開示に切り替え、概要説明に手引き、詳細なQ & Aを加えるべきである。	134
25	国保年金課	国民健康保険税	WebRings国民健康保険システムの電算処理業務の再委託契約について（その1）	意見 2 2	A社へのWebRings国民健康保険システムの電算処理業務の業務委託において、同社と再委託先との契約内容に、文言上、当事者間で「再委託」可能な条項があり、市の「再々委託禁止」の条件と矛盾している。市は契約内容の適切性を再検討し、再々委託の有無を定期監視する仕組みを整備すべきであるとともに、必要に応じ覚書を交わす等の措置を検討されたい。	149～151
26	国保年金課	国民健康保険税	WebRings国民健康保険システムの電算処理業務の再委託契約について（その2）	意見 2 3	A社へのWebRings国民健康保険システムの電算処理業務の業務委託において、同社と再委託先との契約内容に、文言上、「個別契約」により市の「再々委託禁止」の条件を逸脱できる条項が存在する。市は契約の適切性を再検討し、再々委託の有無を定期監視する仕組みを整備すべきであるとともに、必要に応じ覚書を交わす等の措置を検討されたい。	151～152
27	国保年金課	国民健康保険税	国民健康保険税の賦課の網羅性について	意見 2 4	国民健康保険税の収納率は近隣市と比較して低く、特に現年課税分と総額が最低水準にある。全世帯へのガイドブック配布や多言語対応を行っているが、今後はホームページ掲載や配置場所の工夫、低水準な外国人納付率を改善するための分かりやすい周知体制の強化が望まれる。	152
28	国保年金課	国民健康保険税	年度当初の賦課額を検証した証跡について	意見 2 5	国民健康保険税の当初賦課時、担当者は計算パターン別のサンプルによるシステム検証を行っているが、その証跡が保管されていなかった。検証結果はプログラムの正当性や賦課調定の重要な根拠となるため、保存期間を検討し、一定期間保存することが望まれる。	152～153
29	国保年金課	後期高齢者医療保険料	WebRings後期高齢者医療システムの電算処理業務の再委託契約について（その1）	意見 2 6	A社へのWebRings後期高齢者医療システムの電算処理業務の業務委託において、同社と再委託先との契約内容に、文言上、当事者間で「再委託」可能な条項があり、市の「再々委託禁止」の条件と矛盾している。市は契約内容の適切性を再検討し、再々委託の有無を定期監視する仕組みを整備すべきであるとともに、必要に応じ覚書を交わす等の措置を検討されたい。	164～166
30	国保年金課	後期高齢者医療保険料	WebRings後期高齢者医療システムの電算処理業務の再委託契約について（その2）	意見 2 7	A社へのWebRings後期高齢者医療システムの電算処理業務の業務委託において、同社と再委託先との契約内容に、文言上、「個別契約」により市の「再々委託禁止」の条件を逸脱できる条項が存在する。市は契約の適切性を再検討し、再々委託の有無を定期監視する仕組みを整備すべきであるとともに、必要に応じ覚書を交わす等の措置を検討されたい。	166～167

No.	所管課等	分野	項目	指摘/意見	要約	ページ
31	国保年金課	後期高齢者医療保険料	滞納への対応について	意見 2 8	市では税目により徴収・滞納管理の担当課が分かれており、後期高齢者医療保険料と市税等の間で情報共有が不十分なため、調査や差押等の業務が重複するリスクがある。組織全体で適時に情報を共有し、職務分掌を再検討するなど、業務効率化を図ることが望まれる。	167
32	国保年金課	後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料の収納率の向上について	意見 2 9	後期高齢者医療保険料の収納率は、近隣市と比較してやや低い水準にあり、前年度からも微減している。収納率向上のため、収納課との情報共有不足による業務重複を解消し、組織全体の職務分掌を再検討することで、より重点的な収納体制を構築することが望まれる。	167～168
33	国保年金課	国民年金保険料	国民年金保険料の納付率の向上について	意見 3 0	国民年金保険料納付率は近年上昇傾向にあり、近隣市と比較しても高い水準にある。これは納め忘れのない口座振替やカード納付の普及が寄与していると考えられる。今後も納付率の更なる向上に向け、窓口での丁寧な案内を継続し利用を促すことが望ましい。	174
34	国保年金課	国民年金保険料	日本年金機構から送付されたCD-Rの処理について	意見 3 1	日本年金機構から送付される個人情報入りのCD-Rは、システムへのデータ移行後も月1回の廃棄まで保管されている。紛失時のリスクが甚大なため、保持期間は最小限にすべきである。委託先による取込完了を確認次第、速やかに廃棄する運用の検討が望まれる。	174～175
35	介護保険課	介護保険料	WebRings介護保険システムの電算処理業務の再委託契約について（その1）	意見 3 2	A社へのWebRings介護保険システムの電算処理業務の業務委託において、同社と再委託先との契約内容に、文言上、当事者間で「再委託」可能な条項があり、市の「再々委託禁止」の条件と矛盾している。市は契約内容の適切性を再検討し、再々委託の有無を定期監視する仕組みを整備すべきであるとともに、必要に応じ覚書を交わす等の措置を検討されたい。	190～192
36	介護保険課	介護保険料	WebRings介護保険システムの電算処理業務の再委託契約について（その2）	意見 3 3	A社へのWebRings介護保険システムの電算処理業務の業務委託において、同社と再委託先との契約内容に、文言上、「個別契約」により市の「再々委託禁止」の条件を逸脱できる条項が存在する。市は契約の適切性を再検討し、再々委託の有無を定期監視する仕組みを整備すべきであるとともに、必要に応じ覚書を交わす等の措置を検討されたい。	192～193
37	介護保険課	介護保険料	賦課額を検証した証跡について	意見 3 4	介護保険料の当初賦課時、担当者が委託先で計算パターンの検証を行っているが、その証跡が市に保管されていない。検証結果はプログラムの正当性や賦課調定の重要な根拠となるため、証跡の適切な保存期間を検討し、一定期間保存することが望まれる。	193
38	介護保険課	介護保険料	滞納への対応について	意見 3 5	市では税目により徴収・滞納管理担当が分かれており、介護保険課と収納課の間で滞納情報の共有が不十分なため、調査や差押等の業務が重複するリスクがある。組織全体で適時に情報を共有し、職務分掌を再検討するなど、業務の効率化・省力化について工夫することが望まれる。	193～194

No.	所管課等	分野	項目	指摘/意見	要約	ページ
39	介護保険課	介護保険料	USBメモリの管理について	意見36	介護保険課ではUSBメモリによるデータ移行を管理簿に基づき運用しているが、作業時間に対し貸出時間が長い事例が散見される。紛失時の情報漏えいリスクを鑑み、貸出時間を必要最小限に制限する課内ルールの策定と、運用の周知徹底を図ることが望まれる。	195
40	収納課	徴収	業務実務マニュアルの定期的な見直しについて	意見37	収納課は多岐にわたる徴収業務のマニュアルを整備し、法令改正の都度更新している。一方、若手職員が半数を超える中で事務の正確性と継承を担保するには、属人化防止が不可欠である。法令改正時だけでなく、年1回など定期的な見直しの検討が望まれる。	210~211
41	収納課	徴収	分割納付について	意見38	分割納付の対象として主に滞納繰越分が含まれる場合に、納税誓約書や「分割納付についての注意点」を同封しているが、現年課税分のみでの分割納付の申請者であっても、滞納につながるリスクがあるため、「分割納付についての注意点」の記載項目を絞るなど工夫した注意喚起書面を同封する検討が望まれる。	211~212
42	市民税課	個人市民税	基幹系システム(税)の標準化への準備について	意見39	今後予定されているシステム刷新に備え、市としての事務手順の文書化、内部統制の整備を再考すべきである。	215

3. 個人市民税

(1) 概要（納税義務者、課税の仕組み等）

個人住民税は、賦課期日である該当年の1月1日に越谷市に住所を有する個人及び越谷市に住所はないが越谷市に事業所等を有する個人に対して課税される税金である。個人市民税には「均等割」及び「所得割」がある。

1) 納税義務者

個人市民税の納税義務者と対象となる税額は以下のとおりである。

納税義務者	対象税額
i 賦課期日（1月1日）において越谷市に住所を有する個人	均等割及び所得割
ii 賦課期日（1月1日）において越谷市に事務所、事業所、または家屋敷を有する個人で越谷市に住所を有しないもの	均等割

2) 課税の仕組み

個人市民税の税額は均等割額と所得割額の合計であり、均等割額と所得割額の計算方法は以下のとおりである。

- i. 均等割額 年額 3,000 円
- ii. 所得割額 $(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times 6\% - \text{税額控除額}$
※分離課税の場合は、税率が異なる。

iii. 非課税

- 1 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けているもの
- 2 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。)
- 3 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が315,000円にその者の同生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に189,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

iv. 所得

	所得の種類、内容	所得金額の計算方法
給与所得	俸給、給与、賃金、賞与等	収入金額－給与所得控除額
事業所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業から生ずるもの	収入金額－必要経費

		所得の種類、内容	所得金額の計算方法
不動産所得		不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付によるもの等	収入金額－必要経費
配当所得		剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託及び特定目的信託の収益の分配等	収入金額－株式などの元本の取得に要した負債の利子
一時所得		営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時のもの	収入金額－必要経費－特別控除額
雑所得		公的年金、個人年金など、他のいずれの所得にも当てはまらないもの	次の①と②の合計額 ① 公的年金等収入額－公的年金等控除額 ② ①以外の収入金額－必要経費
譲渡所得	総合	土地、建物、株式等以外の資産の譲渡によるもの	収入金額－取得費用－譲渡費用－特別控除額
	分離	土地、建物等の譲渡によるもの 株式等の譲渡によるもの	収入金額－取得費用－譲渡費用
山林所得		山林を伐採して譲渡、又は立木のまま譲渡したことによる所得	収入金額－必要経費－特別控除額
利子所得		公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託等の収益の分配	収入金額
退職所得		退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与等	(収入金額－退職所得控除額) $\times \frac{1}{2}$

v. 所得控除

所得控除には、納税者の扶養状況等に着目した人的控除と、支出状況等に着目したその他の控除があり、それぞれの所得控除の種類は以下のとおりである。

人的控除	基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除
その他の控除	社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、雑損控除

vi. 税額控除

税額控除の種類は以下のとおりである。

調整控除、配当控除、配当割額および株式譲渡所得割額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除

vii. 申告

個人市民税の納税義務者は、翌年の3月15日を期限として、越谷市に市民税・県民

税申告書を提出する。ただし以下に該当する納税義務者は、市民税・県民税申告書の提出を要しない。

- (i) 給与支払報告書の提出を受けている者で前年中に給与所得以外の所得を有しなかった者
- (ii) 公的年金等の支払いを受けている者で前年中に公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者
- (iii) 所得税の確定申告書の提出を受けている者

viii. 納付及び徴収

個人住民税の納付及び徴収は、以下の方法により行う。

- (i) 普通徴収・・・通知された税額を、納税義務者が自ら納付する。納期は、6月、8月、10月、1月の年の4回。
- (ii) 特別徴収（給与）・・・通知された税額を、給与支払者が年12回に分けて納付する。そのため、給与支払者は、毎月の納税義務者の給与から市民税を徴収し、翌月10日までに納付する。
- (iii) 特別徴収（年金）・・・通知された税額を、公的年金の支払者が4月、6月、8月、10月、12月、2月の年金支給の際に納税義務者から市民税を徴収し、翌月10日までに納付する。

ix. 減免

市税条例第51条において、市長は、以下のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

- 1 生活保護法の規定による保護を受ける者
- 2 当該年度において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- 3 学生及び生徒
- 4 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。)第2条第3号に規定する公益法人
- 5 天災その他特別の事情のある者

(2) 市民税課の概要

1) 職務分掌（個人市民税に関するもの）

越谷市では、普通徴収担当・特別徴収担当に分かれて業務を行っており、それぞれに主にシステム全般を担当する電算担当と、それ以外を扱う総務担当を配置している。市民税・県民税申告の受付等は、担当の区分なく全員が受けられるようにしている。

2) 市民税に係る担当 (令和7年3月31日現在)

担当	人数	平均経験年数	主な事務分掌
普通徴収担当	17人	3.28年	<ul style="list-style-type: none"> 普通徴収に係る個人市民税の賦課に関する事 個人市民税に係る所得の調査に関する事 個人市民税に係る申告指導に関する事
特別徴収担当	8人	3.38年	<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収に係る個人市民税の賦課に関する事 個人の市民税に係る所得のうち、給与及び退職金所得の調査に関する事

i. 現職における経験年数 (令和7年3月31日現在)

担当	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
普通徴収担当	0人	5人	9人	3人	17人
特別徴収担当	0人	3人	2人	3人	8人

ii. 現職における経験年数 (令和7年3月31日現在。過去の税務の職務経験を含む)

担当	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
普通徴収担当	0人	5人	9人	3人	17人
特別徴収担当	0人	3人	2人	3人	8人

(3) 課税事務の流れ

個人市民税の担当者は、納税義務者の課税額を計算・賦課するために課税資料を取得する。取得する課税資料は、給与支払報告書、年金支払報告書、市民税・県民税申告書、確定申告書があり、それらの課税資料をデータ取り込みや入力作業によって課税支援システム (税務 LAN) 並びに基幹系システム (WebRings) に取り込む。そして、個人ごとに統合された所得をもとに税額を計算し、納税義務者へ通知する。主な個人市民税業務の月次業務と、年間の業務スケジュールは以下のとおりである。

月次業務	
随時更正 (特別徴収 現年分)	締日：毎月 15 日前後、通知日：同月 25 日前後
随時更正 (普通徴収 現年分)	締日：毎月 15 日前後、通知日：翌月 5 日前後
随時更正 (過年分)	締日：毎月 20 日前後、通知日：翌月上旬発送

- A. 更正事務の状況
- ・毎月上記記載スケジュール内に提出された課税資料を基に精査し、更正を行っている。
- B. 税務調査の状況
- ・課税資料に疑義がある場合には、確定申告であれば税務署調査にて資料を確認している。市民税・県民税申告については、申告時に本人に収入等のエビデンスを示すよう指導を行っている。
 - ・納税通知書が送付できない場合には、実態調査を行い、現状確認をしている。
 - ・扶養親族や寡婦・ひとり親の控除に疑義がある場合には、紙面にて調査を行っている。
- C. 算定税額の正確性を確保する仕組み
- ・課税支援システム（税務 LAN）並びに、基幹系システム（WebRings）において、入力時に重大なエラーがある場合には、エラーメッセージが表示される。
 - ・課税資料の入力にあたっては、入力と確認で別の人間が行い、ダブルチェックをしている。なお、確認者は年次の高い職員としている。
 - ・入力締め切り日には、過去に誤りが多い項目等について、締め前の確認を実施している。
- D. 滞納整理事務の状況（催告、滞納処分、徴収停止、不納欠損等）
- E. 延滞金、過料、還付金等に関する事務の状況
- F. 他部署との連携の状況（情報共有状況等）
- ・申請があった課については、法令資料等を確認し、課税支援システム（税務 LAN）や基幹系システム（WebRings）を閲覧させる。
- G. 外部委託事務の一覧とその内容
- ・紙の給与支払報告書及び年金支払報告書のパンチ業務委託（行政デジタル推進課にて契約）委託先：A 社
 - ・特別徴収に係る OCR 納入書製本委託 委託先：A 社
 - ・普通徴収に係る納税通知書封入封緘委託 委託先：A 社
- H. 関連システムの整備・運用状況
- ・課税支援システム（税務 LAN） 契約先：B 社
内容：
 - ・紙データや電子データが混在する市民税の課税資料について一元的な整理・保管・管理
 - ・税申告受付
 - ・資料の個人合算作業及びデータ整合性の確認業務
 - ・市民税・県民税税額シュミレーションシステム 契約先：B 社
内容：ホームページ上にて、住民税試算並びに市民税・県民税申告書の作成ができる。

(4) 個人市民税の過去5年間の推移

1) 調定額、収入額、納税義務者数の推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定額	22,876,346	22,520,962	23,082,048	23,605,105	22,420,089
収入額	22,138,484	21,902,143	22,521,168	23,064,342	21,874,157
徴収率	96.77%	97.25%	97.57%	97.71%	97.56%
納税義務者数(人)	180,185	180,095	181,163	181,597	184,406

2) 現年課税及び滞納繰越別の推移

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年	調定額	22,103,485	21,867,368	22,533,131	23,069,453	21,920,222
	収入額	21,825,840	21,644,665	22,277,035	22,838,097	21,671,619
	徴収率	98.74%	98.98%	98.86%	99.00%	98.87%
滞納	調定額	772,861	653,594	548,916	535,652	499,866
	収入額	312,643	257,478	244,133	226,244	202,538
	徴収率	40.45%	39.39%	44.48%	42.24%	40.52%

3) 最終納税義務者数の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
均等割のみ	10,490	10,506	10,475	10,758	20,612
所得割のみ	0	0	0	0	0
両方を課税	169,695	169,589	170,688	170,839	163,794
合計	180,185	180,095	181,163	181,597	184,406

4) 均等割額及び所得割額の推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
均等割額	629,722	630,591	634,378	637,082	553,726
所得割額	21,473,713	21,236,778	21,898,754	22,432,372	21,366,497
合計	22,103,485	21,867,369	22,533,132	23,069,454	21,920,223

5) 近隣中核市との比較

令和6年度における近隣の中核市との比較は以下のとおり

i. 比較した近隣市町村の人口等

	人口 (人)	世帯数 (戸)	面積 (k m ²)
越谷市	342,681	162,337	60.24
川越市	352,836	168,317	109.13
川口市	607,279	304,393	61.95
所沢市	342,671	169,186	72.11
さいたま市	1,346,412	643,592	217.43

※人口は令和6年4月1日現在

ii. 総額による比較

(単位：千円)

	越谷市	川越市	川口市	所沢市	さいたま市
調定額	22,420,089	22,659,232	42,643,731	23,766,026	142,947,063
収入額	21,874,157	22,050,901	41,455,512	23,239,689	139,945,505
徴収率	97.56%	97.32%	97.21%	97.79%	97.90%

iii. 現年課税、滞納繰越別の比較

(単位：千円)

		越谷市	川越市	川口市	所沢市	さいたま市
現年	調定額	21,920,222	22,080,347	41,506,928	23,244,438	139,939,680
	収入額	21,671,619	21,873,984	41,036,847	23,032,049	138,929,726
	徴収率	98.87%	99.07%	98.87%	99.09%	99.28%
滞納	調定額	499,866	578,884	1,136,802	521,587	3,007,383
	収入額	202,538	176,916	418,664	207,640	1,015,778
	徴収率	40.52%	30.56%	36.83%	39.81%	33.78%

(5) 監査の主な着眼点

市税、保険料等の賦課・徴収に関する事務の執行について監査をするにあたり、主な着眼点は以下のとおりである。

- 1) 市税及び保険料等の賦課・徴収に関する事務が、法令等に準拠し適切に行われているかどうか。(「合規性」の観点)
- 2) 市税及び保険料等の賦課・徴収に関する事務が、納税者に対し公平に行われているかどうか。(「公平性」の観点)
- 3) 市税及び保険料等の賦課・徴収に関する事務、特に収入未済額の管理と滞納管理の事務が、納税者(利用者を含む。)の理解を深め、効果的に執行されているかどうか。(3E「経済性」、「効率性」、「有効性」の観点)

(6) 主な監査手続

1) 概要の把握

- ・法令、条例等の確認
- ・資料等による概況把握
- ・担当課への往査、質問及び確認
- ・過去5年間の推移
- ・他自治体の収納状況と比較

2) 外部委託の検証

- ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
- ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認

3) 課税客体把握の検証

- ・課税客体の把握方法についての質問と確認
- ・非課税や減免、不均衡課税のサンプル調査

4) 更正処理の確認

- ・更正事務の状況についての質問と確認
- ・審査の申出（価格）、審査状況（価格以外）についての質問と確認

5) 算定税額の検証

- ・課税額の正確性についてのサンプル調査
- ・正確性を確保する仕組みについての質問と確認

6) 課税事務の検証

- ・職員経験年数表の閲覧
- ・市民に対する窓口対応についての質問と確認
- ・通知書発送状況についての資料閲覧、質問及び確認

7) 他部署との連携の検証

- ・市役所内での情報共有状況についての質問と確認

(7) 監査の結果

1) 監査手続1

問題があると思われる点について担当課担当者へ以下の質問をした。

【担当者への追加質問とその回答】

- 1月1日現在は越谷市に居住していたが、その後出国した非居住者等に対する個人住民税の賦課手続きを文書あるいはフローチャートで、既に規則等課内で確立されているものがあればその文書等も添えてご説明、ご教示ください。
- 上記iに関連して現在越谷市でも外国人労働者が留学研修等で増加し、雇い入れている法人も急増していると思われます。これらの特別徴収義務者に対して市民税

課において行っている啓発活動をご教示ください。

- iii. 上記に関連して、1月1日に居住その後海外へ出国の流れの中で、収納課ではなく、市民税課で担当しているところで把握している件数データ（納税管理人の確認人数、海外へ納付書を郵送した件数など過去5年分の件数データ）をお送り下さい。
- iv. 個人市民税についての課税の正確性は個人所得税の申告とのデータ間のインターフェイスと控除額の読み替えのプログラムで保証されていると思われませんが、国税とは別に譲渡所得・配当等の有利の関係で毎年何件かは越谷市に住民税の申告をされる市民がいると思われます。その個人住民税独自の申告の件数データを過去5年分お送りください。
- v. iv. に関して、その住民税の申告書の正確性のチェック・承認は誰がどのように行っているのでしょうか。ご教示ください。
- vi. 個人住民税と国税所得税との大きな違いに、16歳未満の扶養家族の取扱がありますが（住民税上は扶養家族の数に含め非課税判断の算定に用いる）、確定申告者については所得税の申告の際に記入漏れ、特税徴収者からの給与支払報告書への記載忘れによって16歳未満の扶養家族の数が住民税計算上漏れることがあると推測されます。

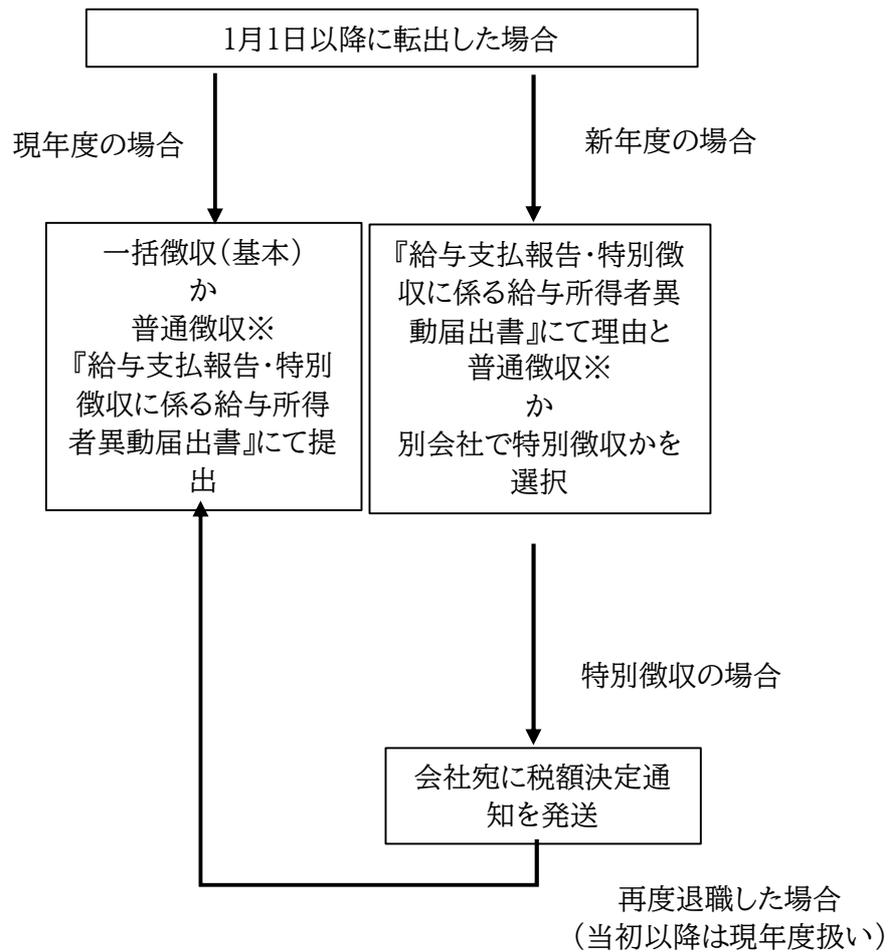
住民の家族構成については市民の登録担当課で把握しているものと思われます。また、児童手当の受取データも把握できていると思います。

それらの住民登録等情報と扶養親族の申告漏れチェックのリンク状況をご教示ください。

【市の担当者からの回答】

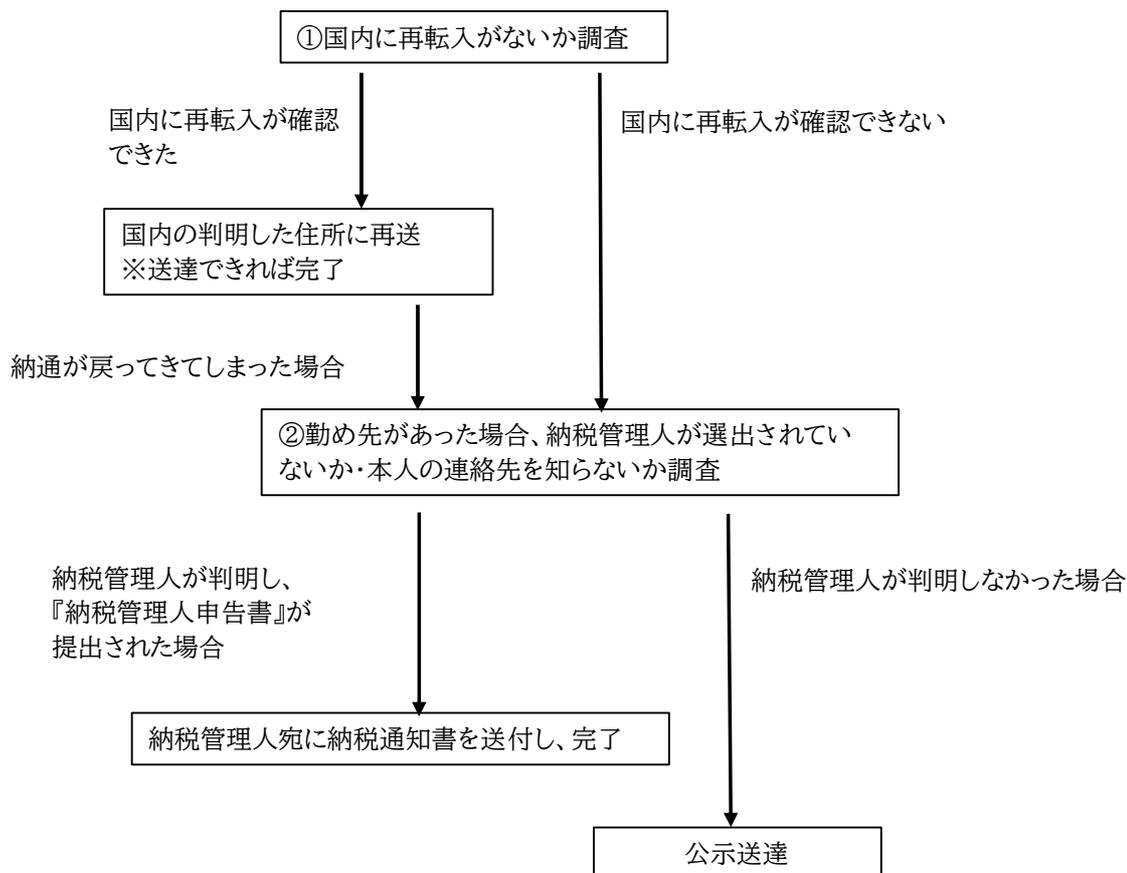
i. 1月1日現在は越谷に居住していたが、その後出国した非居住者に対する個人住民税の賦課手続きのフローチャート

【特別徴収の場合】



※普通徴収となった場合は、以下の【普通徴収の場合】のフローとなる。

【普通徴収の場合】



ii. 外国人を雇用している事務所への啓発活動について

①市ホームページ上での全体への周知

【内容】

- ・課税権についての説明
 - ・納税管理人の設定のお願い
 - ・1月以降の退職者への一括徴収義務の説明
 - ・納税管理人申告書、給与所得者異動届出書のPDFデータ
 - ・総務省発行の啓発チラシ
- ②本市指定の総括表発送時の同封文書に本件に関する案内文を掲載
※内容はホームページに掲載されているものの簡易版
- ③給与所得者異動届出書の一括徴収の項目に、国外出国予定者に関する注意文を追加（予定）

iii. 出国者が納税管理人指定届を提出した件数について

(単位：件)

令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
14	34	31	20	9

・海外への納付書送付件数について

(単位：件)

令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
0	0	0	0	0

※海外への納付書送付件数が0件の理由としては、国外住所が判明するケースがほとんどないため（アメリカ等の国名は分かる）

本人等から海外に行く旨の連絡があった際は、納税管理人を設定してもらっていることが理由

iv. 個人住民税（国税とは別の）の申告書（付表）の提出者数

(単位：件)

令和5年度	令和4年度	令和3年度
50	105	271

※令和6年度から所得税と住民税で異なる課税方式を選択する制度は廃止され、課税方式が統一されている。

そのため、市民税・県民税申告では20.42%源泉徴収されている配当の申告のみを受け付けている。

v. 住民税の申告書の正確性のチェック・承認について

申告書の入力と確認はそれぞれ別の職員が行い、確認は税務経験年数が4年目以上の職員が行っている。

確認者が確認していた点は以下のとおりとなる。

①市民税・県民税納税通知書が送達される前に申告書と付表の提出がなされているか。

納税通知書送達後に課税方式を変更することはできないため、納税通知書送達前の場合のみ市民税・県民税申告書付表の提出を受け付けている。

②確定申告書、年間取引報告書や配当金計算明細書より、住民税5%分が源泉徴収されているかを確認。

5%源泉徴収されている場合には本人申告どおりとするが、非上場株式や簡易口

座での取引等の 5%源泉徴収されていない場合には、課税所得として申告書に計上している。

vi. 住民登録等情報と扶養親族の申告漏れチェックのリンク状況について

「個人の住民税は、課税権者である市町村長が、納税義務者に対して納税通知書を交付することにより具体的に納税事務を発生させる、いわゆる賦課課税方式によっている。しかし、納税者の自主的申告による納税意識の向上を図ることと課税権者の賦課上の便宜から、課税標準等について納税義務者に申告させることとしている。この場合はいわゆる申告納税によるものとは異なり、この申告によって自動的に住民税が確定するものではなく、課税資料としての性格を持つにすぎないものであり、これを基礎として市町村長が税額を決定することとなるものである」『要説住民税』より

上記にあるとおり、課税資料を元に税額を決定する際、課税資料内に 16 歳未満の扶養者や障害の有無が記載されていない場合、当市では「申告漏れなのか、申告しない意思表示なのか」の確認ができないため、本人申告どおりとして税額計算を行っており、事前把握しているデータがあってもそれを元に扶養親族や障害者控除等を適用させることはない。

ただし、市民税・県民税申告等で対面にて申告受付をする際は、扶養親族の有無や障害有無等の確認を聞き取るようにしている。また、税額決定後に本人からの申し出により申告漏れであることが分かった場合には、再度申告してもらうことで課税額を再計算している。

【意見 1】 外国籍の住民に対する徴収漏れについて

外国籍の住民で 1 月 1 日に越谷市に居住し、市民税の納付義務があるのに出国しその後徴収が困難となっている事例がある。今後ますます増えると考えられるので、まだ適用が少ない納税代理人制度についてなど実質的な啓発先を再考し PR して、徴収漏れに備えるべきである。

日本における外国人労働者・研修生の増加は越谷市においても顕著になってきている。

これらの住民について問題となるのは、課税の網羅性と徴収であるが、住民税がその年 1 月 1 日の住民に対し前年の所得をベースに課税することから、1 月 1 日には越谷市民であったがそれ以降海外へ出国した場合、6 月以降の前年の所得に係る市民税の徴収が非常に難しくなるという問題が今現在もあり、今後も更に増えると予想される。

上記の追加質問回答でも見られるように、市は主にホームページ上で啓発活動を行っているが、より具体的に積極的に対策しなければ、今後徴収漏れが大きくなる可能

性が高い。

個人で事業をしている外国人については、住民税よりもまず国税所得税の納税のあるなしや計算の適正性が問題であるが、ここでは議論せず、越谷市内の事業所で給与所得者として働く、外国籍の居住者に絞って考察する。

まず、啓発する対象はその該当者である外国籍の居住者の他に、雇っている法人及び個人事業者、入国時に非常に関わりを多く持つ外国人をメインにしている行政書士・行政書士会、研修生の通う専門学校、雇っている法人の税務全般を担当している税理士が有効であると考えられる。

英語等で書かれたパンフレットを作成し配ることや、直接、それら関係者の会合や会議を訪問し、6月以降の税額を一括徴収してから帰国させるよう、また、納税管理人は必ず指定することを訴えるべきである。

外国人を雇っている企業は継続して新規の外国人も受け入れているので、徴収困難となった外国人を雇った特別徴収義務者には何度も徴収を促し、注意喚起すべきである。

2) 監査手続2

計算の妥当性についてサンプルを抽出し再実施して確認する。

i. 個人市民税の計算

確定申告した個人については、国税連携システムより入手する所得税確定申告データ、給与所得者については、特別徴収義務者より送られた eLTAX データの給与支払報告書データ、あるいは紙ベースで送られた給与支払報告書を市側で入力したデータを、税務 LAN システムで読み込み、データを正しく整えた後基幹システム WebRings で額を計算している。

手入力の部分が少量あるにしても、多数がデータ間のやり取りなので、元の入力を誤るリスクは少なく、あってもそれは入力チェックに係る内部統制でコントロールされていると考えられるので、この計算の妥当性のサンプルチェックは、国税と住民税で異なる控除金額である項目が正しく計算されているかを確認すれば十分であるとし、所得税確定申告者サンプル 1 件について、住民税の控除項目と課税所得の金額の正確性を確認するにとどめる。

また、配当所得について住民税だけの申告者については母集団が極めて少ないことからサンプルチェックは行わない。

なお、特別徴収の対象者市民についても eLTAX データを一旦税務 LAN に入れてチェックすることから、基盤となる統制が同一であるので、上記 1 件で代替する。

ii. 個人住民税のサンプルチェック

令和 6 年度分の個人住民税の課税根拠を 1 件入手して、国税所得税申告のデータ

(国税連携データより入手) を元に、控除項目・控除金額の正確性をチェックした。
以上のサンプルチェックの結果、越谷市の個人住民税の賦課金額の計算に問題はなかった。

3) 監査手続3 個人市民税 減免申請 承認手続の妥当性を確認する。

(サンプル)

令和6年度減免決定者52人のうち任意に5人、災害1人の計6人を選び申請書原本及び承認伺いで、電子決裁を確認した。

(母集団の確認)

減免者のリストをWebRingsより作成してもらい、実際の申請書の原本の枚数を監査人が数え、母集団の網羅性を確認した。

(実施手続)

減免申請書、生活保護受給証明書、市民税減免に関する調書、市民税減免申請結果通知書を確認した。災害関連については、り災証明書(承認は、市民税課長まで必要)を確認した。

(監査結果)

個人市民税の減免申請承認に問題はなかった。

4) 監査手続4 外部委託先の内部統制・情報管理状況の確認の妥当性を確認する。

外部委託についての詳細は以下のとおり(市民税課の回答)

i. 市民税課で外部に委託している業務(行政デジタル推進課にて契約しているもの)

【委託先】

- ①A社(直接の委託契約)
- ②C社(A社からの再委託先)
- ③D社(A社からの再委託先)
- ④E社(直接の委託契約)

【監査者】

行政デジタル推進課

【委託内容】

- ①基幹系システムの電算委託
- ②パンチ業務
- ③帳票加工
- ④国税連携システム及び地方税電子申告システム業務委託

【内部統制、情報の管理の確認方法】

行政デジタル推進課にて、1年に1度実地もしくは書面検査にて実施

※④に関しては自治体からの監査は個別には受け付けていないが、地方税共同機構より監査を年に1回受けており、その監査結果が公表されているため、それをもって確認している。

A社とSLA（Service Level Agreement）を締結し、品質を保持している。

【監査方式】

詳細省略

【確認した内容】

- ・教育訓練の有無、内容
- ・入退室管理の方法
- ・成果物管理の方法
- ・アクセス制御の方法
- ・外部委託の取扱い
- ・運用管理対策（ウイルス対策やログの保管など）
- ・施設の災害対策等
- ・特定個人情報・事業継続管理
- ・リモートワーク
- ・再委託（市民税課にて契約しているもの）

【委託先】

- ①B社
- ②F社（B社からの再委託）

【監査者】

市民税課

【委託内容】

- ①課税支援システム『税務LAN』の運用保守
- ②申告会場での機器設営

【内部統制、情報の管理の確認方法】

市民税課にて、1年に1度現地調査を実施。

【監査方式】

詳細省略

【確認した内容】

- ・教育訓練の有無、内容
- ・入退室管理の方法
- ・成果物管理の方法
- ・アクセス制御の方法
- ・作業管理の方法
- ・運用・保守管理対策

- ・エラー不正行為対策
- ・システムへの不当なアクセス対策
- ・代替機能の整備
- ・マイナンバー関連（特定個人情報関連）
- ・事業継続管理
- ・リモートワーク
- ・再委託
- ・その他

（監査結果）

市民税課で実施した監査の報告書をレビューしたところ、委託先についての内部統制・情報管理状況の確認作業は問題がなく実施されていた。

4. 法人市民税

(1) 法人市民税の概要（納税義務者、課税の仕組み等）

法人市民税は、市内に事務所、事業所、寮等を有する法人や人格のない社団等に課税される税金である。法人市民税には、利益の有無に関わらず資本金等の額及び従業員数により計算する「均等割」と、法人税額に応じて計算する「法人税割」があり、税額はその合計額となる。

1) 納税義務者

法人市民税の納税義務者は次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれの納税義務者の区分に応じ、右欄の市町村民税が課される。

納税義務者	対象税額
i 市内に事務所または事業所(※1)を有する法人	均等割及び法人税割
ii 市内に寮、宿泊所等(※2)がある法人で、事務所または事業所を有しないもの	均等割
iii 市内に事務所または事業所(※1)を有する公益法人等で収益事業を行うものまたは人格のない社団等	均等割及び法人税割
iv 市内に事務所または事業所(※1)を有する公益法人等で収益事業を行わないもの	均等割
v 市内に事務所または事業所(※1)を有し、法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人	法人税割

(※1)事務所又は事業所とは、それが自己の所有に属するものであるか否かに関わらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。

(※2)寮、宿泊所、クラブ、集会所その他これらに類するもので、法人等が従業員の宿泊、慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けられている施設をいい、それが自己の所有に属するものであるか否かを問わない。

2) 課税の仕組み

法人市民税の税額は、均等割額と法人税割額の合計額によって計算される。

均等割額と法人税割額の計算方法は以下のとおりである。

i. 均等割額

均等割は、法人が市町村に事務所等又は寮等を有する事実に基づいて課される。

均等割の額は、法人税額の課税標準の算定期間中において事務所等又は寮等を有していた月数に基づき、月割によって計算される。

区 分		法人市民税の税率(年額)	
		市内の事業所等の従業者数(※3) 50人超	市内の事業所等の従業者数(※3) 50人以下
資本金等の額	50億円超	300万円	41万円
	10億円超～50億円以下	175万円	41万円
	1億円超～10億円以下	40万円	16万円
	1千万円超～1億円以下	15万円	13万円
	1千万円以下	12万円	5万円
	上記以外の法人等	5万円	

(※3) 従業者数とは、越谷市内の事務所又は事業所等に勤務する従業者の合計であり、この場合の従業者は、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらに類する給与の支払いを受けるべき者をいい、常勤、非常勤は問わない。

ii. 法人税割額

法人税割額は、課税標準となる法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額に、以下の税率を乗じて計算する。

資本金等の額	法人税額	平成26年9月30日以前に開始する事業年度分	平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度分	令和元年10月1日以後に開始する事業年度分
1億円超	-			
1億円以下	年額500万円超	14.7/100	12.1/100	8.4/100
	年額500万円以下	12.9/100	10.3/100	6.6/100

iii. 非課税

地方税法第 296 条第一項第一号及び第二号に該当する法人には法人市民税を課税することができず非課税となる。ただし、第二号に該当する法人が収益事業を行う場合は課税となる。第一号には国、地方公共団体等が、第二号には日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人、学校法人等がある。

(個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲)

第二百九十六条 市町村は、次に掲げる者に対しては、市町村民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

- 一 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、国立健康危機管理研究機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特例区、地方独立行政法人、港湾法の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
- 二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法第五十二条第五項の法人、労働組合法による労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第二条第五項に規定する法人である職員団体等、漁船保険組合、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業協同組合連合会(医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。)、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等
- 2 市町村は、前項各号に掲げる者に対しては、市町村民税の法人税割を課することができない。ただし、同項第二号に掲げる者が収益事業又は法人課税信託の引受けを行う場合は、この限りでない。
- 3 前二項の収益事業の範囲は、政令で定める。

iv. 申告及び納税

法人市民税は申告納税方式であり、納税義務者が法人市民税の課税標準額及び税額を市に申告し、その申告した税額を納付する。

申告の種類		法人市民税額		申告期限
		均等割	法人税割	
確定申告		均等割の税率× 算定期間中において越谷市内に 事務所等を有していた月数/12	課税標準となる 法人税額×法人 税割の税率	事業年度終了の日の翌日 から2月以内 ※法人税において確定申 告書提出期限延長の特例 の適用を受けた場合は法 人市民税についても延長 される。
中 間 申 告	予定申告	均等割の税率× 算定期間中において越谷市内に 事務所等を有していた月数/12	前事業年度の法 人税割額×6/前 事業年度の月数	事業年度開始の日以後6 月を経過した日から2月 以内
	仮決算に基 づく中間申 告	均等割の税率× 算定期間中において越谷市内に 事務所等を有していた月数/12	仮決算により計 算した課税標準 となる法人税額 ×法人税割の税 率	事業年度開始の日以後6 月を経過した日から2月 以内

v. 減免

地方税法第323条において、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる」と定められている。

(市町村民税の減免)

第三百二十三条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。

また、市税条例第51条において、市民税の減免について規定されており、以下の減免対象者が減免を受ける場合には、納期限までに減免申請書及び減免を受けようとする事由を証明する書類を市長に提出しなければならない。

(市民税の減免)

第 51 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
- (2) 当該年度において所得が皆無となつたため、生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 学生及び生徒
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号。以下「公益法人認定法」という。)第 2 条第 3 号に規定する公益法人
- (5) 天災その他特別の事情のある者

2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)
- (2) 年度(法人税にあつてはその課税標準の算定期間)、納期の別及び税額
- (3) 減免を受けようとする事由

3 第 1 項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

なお、越谷市の「法人市民税の減免取扱い要領」により、市民税の納税者のうち、上記越谷市税条例第 51 条第 1 項第 4 号「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号。以下「公益法人認定法」という。)第 2 条第 3 号に規定する公益法人」、同項第 5 号の「天災その他特別の事情のある者」に掲げる法人等から同上第 2 項の規定による減免申請があつた場合の法人市民税は、次のとおりとしている。

法人・団体		要件	減免内容
公益社団法人及び公益財団法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 2 条第 3 号に規定する公益法人	地方税法施行令第 47 条に規定する収益事業を行っていない場合	均等割 全額免除

地縁による団体	地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁団体	地方税法施行令第47条に規定する収益事業を行っていない場合、または、同事業を行っている場合は各事業年度の法人税割額が0円である場合	
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人		
管理組合法人及び団地管理組合法人または同団体	建物の区分所有等に関する法律第3条の団体、管理組合法人、同法第65条の団体及び団地管理組合法人		
マンション建替え組合	マンション建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）第5条第1項に規定する法人		
防災街区計画整備組合	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第133条第1項に規定する法人		
法人でない社団又は財団	社会事業又は公益事業を行うことを主たる目的とするもので、代表者又は管理人の定めがある法人でない社団又は財団		
特に減免すべき事由があるもの	前各号に掲げるもののほか、前項に掲げる社団等に類する法人、その他前各号に類するもので、特に減免すべき事由があるもの		

(2) 市民税課の組織体制

法人市民税の賦課及び調査等の業務は、市民税課の諸税担当の職員のうち、事業所税と兼務している2人と専任の職員1人の合計3人で担当している。

i. 法人市民税に関する班、グループ（令和7年3月31日現在）

班、グループ等	人数	平均経験年数	主な事務分掌
法人市民税担当	3人	1.8年	<ul style="list-style-type: none"> 法人市民税の賦課に関すること 法人市民税に係る調査に関すること 法人市民税に係る減免申請の受理及び処理

ii. 現職における経験年数（令和7年3月31日現在）

班、グループ等	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
法人市民税担当	0人	3人	0人	0人	3人

iii. 現職における経験年数（令和7年3月31日現在。過去の税務の職務年数含む。）

班、グループ等	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
法人市民税担当	0人	2人	0人	1人	3人

(3) 課税事務の流れ

法人市民税の課税及び申告書の処理等について、基本的な月次の業務として、法人の設立や開設及び異動届出書の内容確認及びシステムへの入力、法人市民税申告書の処理がある。

以下は、月次業務及び年間業務の流れである。

月次業務
i 申告書・申告案内書の発送(決算月の翌月に送付) (※) eLTAXでの申告法人は原則電子データで送付
ii 電子申告のデータの取り込み及び紙媒体の申告書の入力
iii 翌月10日頃までに歳入調定
iv 未申告法人調査
v 更正・決定処理

年間業務
8月 法人市民税減免決定
8月から毎月 未申告・未設置・郵便物戻り法人の現地調査等

・法人市民税事務マニュアル

法人市民税事務マニュアル

月次

業務名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
申告書・異動届入力処理 (原簿分消化) (調定月分)																																		
照合わせ、調定決裁																																		
申告書発送 (翌月申告期限)																																		
未申告調査																																		
県税通知照合																																		
申告指導・現地調査																																		
未申告通知発送																																		
更正決定決議処理																																		
入力及び通知 (指導通知・更正通知)																																		
申告書・異動届入力処理 (当月分)																																		

年次

月	交付税関係	他課に関係するもの	減免処理	印刷関係	その他
4	法人市民税データファイル閲覧許可申請 (資産税課) 法人住民税率アンケート (税制課)				
5	法人税割の異動に関する調べ		地縁団体等 NPO法人 公益法人等		
6	決算状況の速報及び不納欠損額調べ (収納課)				前年度ファイリング
7	予算資料作成 (主幹、税制担当)				
8	課税状況に関する調べ				
9					
10					
11	交付税検査 (※2年に1度) 次回はR8年度	償却資産担当 (資産税課) へ情報 (ハード) 提供	随時減免決定通知 発送	チラシ印刷 (後期分) 地方財務協会に購入様式依頼 申告書等印刷依頼 (翌年分)	
12	調定見込額等に関する調べ				
1	減収補填債調べ				
2	交付税基礎数値算定				
3	土地開発公社申告書送付 (公共施設マネジメント推進課)		減免対象法人宛申告 書一式送付	チラシ印刷 (前期分)	

(4) 法人市民税の推移

1) 法人市民税の過去5年間の推移

i. 調定額、収入額、納税義務者数の推移 (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定額	2,758,561	2,855,837	3,015,079	2,879,708	3,277,569
収入額	2,705,466	2,835,320	2,998,371	2,862,987	3,254,498
徴収率	98.08%	99.28%	99.45%	99.42%	99.30%
納税義務者数 (人)	8,443	8,601	8,725	9,029	9,241

ii. 均等割額及び法人税割額の推移 (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
均等割額	892,724	902,298	939,634	923,502	935,942
法人税割額	1,847,444	1,905,740	2,058,509	1,941,502	2,327,321
合計	2,740,168	2,808,038	2,998,143	2,865,004	3,263,263

2) 同規模の自治体との推移

令和6年度における近隣の中核市との比較は以下のとおりである。

i. 比較した近隣市町村の人口等

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(k㎡)
越谷市	342,681	162,337	60.24
川越市	352,836	168,317	109.13
川口市	607,279	304,393	61.95
所沢市	342,671	169,186	72.11
さいたま市	1,346,412	643,592	217.43

※人口は令和6年4月1日現在

ii. 総額による比較 (単位：千円)

	越谷市	川越市	川口市	所沢市	さいたま市
調定額	3,277,569	4,140,852	4,926,581	2,981,991	20,656,989
収入額	3,254,498	4,109,288	4,861,311	2,958,945	20,583,853
徴収率	99.30%	99.24%	98.68%	99.23%	99.65%

iii. 現年課税、滞納繰越別の比較

(単位：千円)

		越谷市	川崎市	川口市	所沢市	さいたま市
現年	調定額	3,263,263	4,113,054	4,865,130	2,945,805	20,589,756
	収入額	3,250,133	4,101,407	4,844,989	2,946,098	20,542,753
	徴収率	99.60%	99.72%	99.59%	100.01%	99.77%
滞納	調定額	14,305	27,797	61,451	36,186	67,232
	収入額	4,364	7,881	16,321	12,846	41,100
	徴収率	30.51%	28.35%	26.56%	35.50%	61.13%

(5) 監査の主な着眼点

- 1) 市税及び保険料等の賦課・徴収に関する事務が、法令等に準拠し適正に行われているかどうか。(「合規性」の観点)
- 2) 市税及び保険料等の賦課・徴収に関する事務が、納税者に対し公平に行われているかどうか。(「公平性」の観点)
- 3) 市税及び保険料等の賦課・徴収に関する事務、特に収入未済額の管理と滞納管理の事務が、納税者(利用者を含む。)の理解を深め、効果的に執行されているかどうか。(3E「経済性」、「効率性」、「有効性」の観点)

(6) 主な監査手続

1) 概要の把握

- ・法令、条例等の確認
- ・資料等による概況把握
- ・担当課への往査、質問及び確認
- ・過去5年間の推移
- ・他自治体の収納状況と比較

2) 外部委託の検証

- ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
- ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認

担当者へ質問を行い、法人市民税に関して外部委託は該当がないことを確認した。

3) 課税客体把握の検証

- ・課税客体の把握方法についての質問と確認
- ・不申告者に対するサンプル調査

令和6年1月以降の申告指導通知の発送対象法人リスト及び最新の税務調査の対象法人リストをレビューし、整合性を確認するとともに、任意に5件のサンプルを抽出し、申告指導通知の発送、電話連絡、履歴事項全部証明書の請求、現地調査・申告指導等の記録を査閲した。

- ・非課税や減免、不均衡課税のサンプル調査

令和 6 年度の法人課税データを入手し、法人市民税が減免されている法人より任意に 5 件をサンプル抽出し、以下を確認した。

- ・市民税減免申請書に減免を受けようとする事由を含めて必要事項が記載され、減免を受けようとする事由を証明する書類が添付されているかどうか
- ・減免を受けようとする事由が適切であるかどうか
- ・減免について、適切な決裁プロセスが行われているかどうか

なお、令和 6 年度中に減免申請が棄却された事案が 1 件発生していたため、当該事案について関連書類の査閲を行った。

4) 更正処理の確認

- ・更正事務の状況についての質問と確認
- ・税務調査についての質問と確認

最新の税務調査の対象法人リスト、令和 6 年 1 月以降の申告指導通知の発送対象法人リストをレビューし、担当者に質問を行った。

また、税務調査の対象法人リストより任意に 9 件（5 法人）をサンプル抽出し、システムの登録情報、履歴事項全部証明書、定款、過年度の申告書等をレビューした。

5) 算定税額の検証

- ・課税額の正確性についてのサンプル調査
- ・正確性を確保する仕組みについての質問と確認
- ・法人市民税の申告についての質問と確認

令和 6 年度の法人課税データを入手し、任意にサンプルを 5 件抽出し、全件について、以下を確認した。

- ・担当者によるチェックマークが記録されていること
- ・税率、税額が正しく計算されていること
- ・その他の必要事項が申告書に記載されていること

6) 課税事務の検証

- ・職員経験年数表の閲覧
- ・市民に対する窓口対応についての質問と確認
- ・通知書発送状況についての資料閲覧、質問及び確認
- ・課税調査についての質問と確認

7) 他部署との連携の検証

- ・市役所内での情報共有状況についての質問と確認

法人市民税担当者は、以下の場合等に収納課と密に連携を行っている。

- ・申告情報とシステムによる算定税額に差異があった場合
- ・滞納整理事務の状況の共有
- ・延滞金、過料、還付金等に関する事務の状況

申告情報とシステムによる算定税額に差異があった場合の不一致リスト、滞納情報、延滞金、過料、還付金等の情報を閲覧し、適宜収納課との情報共有が行われていることを確認した。

8) 過料の検証

- ・課税の状況について資料閲覧

(7) 監査の結果

1) 指摘及び意見

i. 指摘

【指摘1】法人市民税の減免について（収益事業の有無）

上述の「4. (1) 2) v. 減免」において記載したとおり、減免対象者が法人市民税の減免を受ける際には、納期限までに減免申請書及び減免を受けようとする事由を証明する書類を市長に提出しなければならない旨が市税条例第51条において定められている。

具体的には、「法人市民税の減免取扱い要領」に明記されている要件を満たし、かつ、「市民税減免申請書」に必要事項を記載の上、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して越谷市長宛に提出しなくてはならない。

令和6年度の法人課税データを入手し、法人市民税が減免されている法人を任意に抽出し、以下を確認した。

- ・市民税減免申請書に減免を受けようとする事由を含めて必要事項が記載され、減免を受けようとする事由を証明する書類が添付されているかどうか
- ・減免を受けようとする事由が適切であるかどうか
- ・減免について、適切な決裁プロセスが行われているかどうか

抽出したサンプルのうち、収益事業の可能性のある収入（入場料・公演料収入、物品販売収入、広告料収入、月謝等）がある法人があったが、提出された決算書等では収益事業であるかどうかの区分がないにも関わらず、決裁において「収益事業を行っていない」と判断されていた。なお、管轄の税務署等へ収益事業の有無についての確認は実施していないとのことであった。

提出された決算書等で収益事業の有無が明らかではない場合や、勘定科目名などから収益事業を行っている可能性がある場合は、納税者へ内容を確認するとともに、税務署等へも照会を行う等して、減免の要件を満たしているかどうかを判断すべきである。

【指摘2】法人市民税の減免について（棄却事案）

令和6年度において、均等割の減免申請の棄却が遅延している事案があった。

ある特定非営利活動法人より、令和5年4月1日～令和6年3月31日の事業年度に

ついて均等割 50,000 円の減免を受けたい旨の市民税減免申請書が令和 6 年 4 月 30 日付で提出された。調書によると、提出期限内に減免申請に係る添付資料（事業報告書、収支計算書、事業計画書、収支予算書）の提出がなかったため、令和 6 年 6 月に法人送付先へ架電、手紙の送付等を行ったが反応がなく、令和 7 年 1 月に現地調査、同年 2 月に再度法人送付先へ架電した後、代表者から折り返し電話があり、添付資料を提出していないことを確認した。このため、令和 7 年 2 月に減免棄却を起案し、同年 3 月に決裁が行われた。

越谷市の「法人市民税の減免取扱い要領」によれば、減免申請の提出期限は、「天災その他特別の事情により提出できないことが明らかな場合を除き減免申請書は納期限まで、添付書類は事業年度終了後 3 か月以内に提出があったものに限る」と規定されている。

当該事案は、事業年度は令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日であるため、減免申請の提出期限である納期限は「令和 6 年 5 月 31 日」（定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請をしていない場合）、添付書類の提出期限は「事業年度終了後 3 か月以内」である「令和 6 年 6 月 30 日」ということになる。

しかしながら、実際に減免棄却が承認されたのは令和 7 年 3 月であり、必要書類の提出期限より 8 か月以上も経過していた。

納税者が正しい税額を計算して申告・納税を行うこと及び「法人市民税の減免取扱い要領」に定められた期限内に減免申請書類の提出を促すと同時に、業務を効率的に遂行するという観点からも、当該事案は減免申請書類の提出期限後、速やかに減免の棄却を判断し、他の業務へ人的資源と時間を割くことが適当であった。

今後、減免申請書類の提出期限後、速やかに減免の棄却を判断する運用を行うよう徹底されたい。

ii. 意見

【意見 2】法人市民税の収納率について

上記「4.（4）法人市民税の推移」において掲載したとおり、令和 6 年度における越谷市の法人市民税の収納率は、総額で 99.30%（うち、現年課税分は 99.60%、滞納繰越分は 30.51%）であった。この数値は、埼玉県内の他の指定都市・中核市（移行予定含む）と比較しておおよそ標準的な数値であると言える。

なお、参考として、令和元年度から令和 6 年度までの期間における埼玉県の税目別納税率（現年課税分及び滞納繰越分）の統計を掲載する。

・ 税目別納税率

1 税目別納税率

(単位: %)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	現年	滞繰計	現年	滞繰計	現年	滞繰計	現年	滞繰計	現年	滞繰計	現年	滞繰計
県	個人	98.6	38.4	96.5	98.8	38.4	97.0	99.0	38.1	97.3	98.9	39.8
	均等割及び所得割	98.5	38.4	96.3	98.7	38.4	96.8	98.9	38.1	97.1	98.8	39.8
	配当割	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—
	株式等譲渡所得割	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—
民	法人	99.8	36.3	99.6	99.0	54.3	98.8	99.7	78.0	99.5	99.8	42.4
	法人	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—
税	法人	99.8	32.7	99.8	98.7	55.4	98.6	99.9	89.4	99.8	99.9	44.8
	法人	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—
事業税	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	
地方消費税	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	
不動産取得税	98.4	39.1	97.9	98.0	46.9	97.4	98.4	61.0	97.9	98.4	23.9	
県たばこ税	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	99.9	—	99.9	100.0	95.8	
ゴルフ場利用税	100.0	—	100.0	98.9	—	98.9	100.0	100.0	—	100.0	100.0	
自動車取得税	100.0	0.0	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	0.0	
軽油引取税	99.5	100.0	99.5	99.5	100.0	99.5	100.0	99.5	100.0	99.4	100.0	
自動車税	99.7	37.9	99.3	—	43.7	43.7	—	20.1	—	10.6	—	
環境性能割	100.0	0.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	
種別	99.9	0.0	99.9	99.8	81.3	99.8	99.7	60.4	99.6	99.7	50.2	
鉱区税	100.0	—	99.5	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	
狩猟税	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	
合計	99.3	39.6	98.4	99.2	40.8	98.4	99.5	48.0	98.8	99.4	40.8	

(注1) 納税率は、(収入済額-繰戻納金等付充当未済額)÷(繰戻納金等付充当未済額を含まない課税額)を計上している。

(注2) 集計期間は各年度6月1日から5月31日まで。

出所：埼玉県 HP より「埼玉県税務統計 令和 7 年」より、第 3 徴収状況 シート「6-1」

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-gaikyou_r07.html>
最終アクセス日：令和 7 年 11 月 16 日)

上記埼玉県の税目別納税率の表によると、法人県民税については、令和 6 年度の現年課税分の納税率は 99.7%であり（令和元年度～令和 6 年度の平均値は 99.6%）、令和 6 年度の滞納繰越分の納税率は 37.6%（令和元年度～令和 6 年度の平均値は 48.0%）であった。

また、法人事業税については、令和 6 年度の現年課税分の納税率は 99.8%であり（令和元年度～令和 6 年度の平均値は 99.7%）、令和 6 年度の滞納繰越分の納税率は 26.6%（令和元年度～令和 6 年度の平均値は 46.2%）であった。

なお、令和 6 年度における法人県民税及び法人事業税の総額の納税率は、各々 99.5%及び 99.7%であった。

一概に法人二税（法人県民税及び法人事業税）と法人市民税の収納率とを比較することは適切ではないが、法人二税及び法人市民税はともに申告税であり、法人が申告を行う際は、法人二税と法人市民税とをセットで申告することが通例であると考えられることから、基本的に、法人二税と法人市民税の申告及び収納率はおおよそ連動しているものここでは仮定し、令和 6 年度について、越谷市の法人市民税の収納率と、埼玉県の法人二税と比較してみると、以下のとおりである。

〈令和 6 年度〉

	越谷市	埼玉県	
	法人市民税	法人県民税	法人事業税
収納率（総額）	99.30%	99.5%	99.7%
- 収納率（現年）	99.60%	99.7%	99.8%
- 収納率（滞繰）	30.51%	37.6%	26.6%

越谷市の法人市民税の収納率は、埼玉県の法人二税と比較し、やや低い状況である。

関連資料の査閲及びヒアリングの結果、税務調査業務については丁寧に行っていることがうかがえる。しかしながら、適正な申告及び納税を指導することが越谷市の重要なミッションであり、収納率を上げることもその中に含まれる。

例えば電算処理や外部委託の活用によって、業務をより効率よく遂行し、徴収業務に人的資源を重点的に投入する工夫を行い、収納率の向上につながるよう、今後継続して検討することが望まれる。

【意見3】 税務調査、法人の閉鎖について

法人市民税担当は、未申告法人及び未登録の法人に対し、指導・調査を行っている。毎月、未申告法人を WebRings システムより抽出し、未申告法人に申告指導通知を発送する。令和6年度中の申告指導通知の発送対象法人数は、おおよそ1月に20数件～50件前後である月が多いようだが、令和6年5月が申告期限である法人（主に3月決算）は70件を超えていた。

令和6年1月以降の申告指導通知の発送対象法人リスト及び最新の税務調査の対象法人リストをレビューし、整合性を確認するとともに、任意のサンプル9件（5法人）に対し、申告指導通知の発送、電話連絡、履歴事項全部証明書の請求、現地調査・申告指導等の記録を査閲した。その結果、いずれのサンプルも記録は適正に残されていることを確認した。

税務調査の対象法人リストは、表計算ソフト形式の管理リストを随時更新しているとのことであったため、監査期間中の令和7年8月時点のものについてレビューを行ったが、約300件の法人が税務調査の対象となっており、その中に「閉鎖」の区分となっている法人も多数散見された。

法人の「閉鎖」については、年6回（6月、8月、10月、12月、2月、3月）に現地調査を行っている。この「閉鎖」に関し、法人市民税の担当者に質問したところ、閉鎖している可能性があるという判断をしたという意味であるが、現在も調査中とのことであった。

申告指導通知の発送、法人の連絡先や顧問税理士への電話、登記情報の取得、現地調査等により手を尽くしても実態が把握できない場合、管理リスト上は「閉鎖」の扱いとし、調査を継続して徴収の可能性を探るといった実情は理解できる。しかしながら、税務調査の対象となっている法人は現在約300件もあり、これらを効率的かつ効果的に調査を行い、税の徴収へとつなげていくようにするにはどのようにしたらよいか、今後、税務調査や法人の閉鎖についての取扱いについて改善の余地があると考えられる。

【意見4】 申告・納税の網羅性の確認について

法人市民税は、申告納税方式である。申告納税方式とは、納める時に自分で納めるべき金額を計算して納税する方法をいう。しかし、納税者の申告がない場合またはその申告が正しくない場合には、申告・納税が網羅的に行われえない可能性がある。

法人市民税担当者は、法人市民税が網羅的に申告されていることを確認するため、

- ・過年度の申告状況
- ・法人設立異動届出書の記録
- ・税務署等からの課税標準等の通知
- ・「事業所用家屋の貸付けに関する申告書」に関する情報

・現地の状況や近隣の情報提供
等について確認を行っている。

しかし、分割法人が越谷市内に事務所または事業所を設置した場合、登記や法人設立異動届出書の提出が網羅的かつ適切に行われているかどうかを確認できる手段がなく、法人市民税の賦課及び徴収が網羅的に行われないうリスクがある。

上記のリスクを少しでも軽減するために、上記に加え、

- ・固定資産税賦課情報（自社不動産で事業を行う法人の把握。土地に係る固定資産税賦課面積 800 m²以上の法人については事業所税担当部署と連携可能）の利用
- ・越谷市内に新規の法人登記があるかどうか定期的な確認
- ・税務調査を行う際の、新規事務所・事業所の調査もあわせた計画的な調査の実施
- ・地図情報等、事務所又は事業所の設置の事実が反映される可能性のある情報の定期的なチェック等、工夫を行うことが望まれる。

【意見 5】 申告書処理業務について

法人市民税担当者が窓口で申告書を受領した場合のフローは、以下のとおりである。

- ・申告書が越谷市受領で間違いないかを確認する。
- ・受領印を押印し、控えがあれば控えにも押印し返却する。
- ・申告書を予定申告書、その他の現年度分（確定申告書、修正申告書、中間申告書）、過年度分に分け（過年度分については【過年度】の印を押す）、保管ラック（未入力）に入れる。
- ・申告書記載内容について、所在地、法人名、連絡先、代表者名について確認する。相違がある場合には、届出等が到着しているかを確認し、なければ連絡した上で一時保留とする。
- ・申告内容を WebRings に入力し、複数の職員で読み合わせを行う。入力が終了したものについてはチェックマークを付し、入力が済んだ申告書は保管ラック（入力済）に入れる。

また、eLTAX で提出された申告書については、申告書を印刷し、上記の窓口へ提出された場合と同様に内容の確認を行い印刷したものを保管している。さらに、eLTAX の申告書データは月次で WebRings へ取り込んでいる。

申告税額が正しく計算されていることを確認するため、令和 6 年度の法人課税データを入手し、任意にサンプルを 5 件抽出し、以下を確認した。

- ・提出された申告書に担当者によるチェックマークが記録されていること。
- ・税率、税額が正しく計算されていること。誤っている場合は適宜修正されていること。
- ・チェックが行われた申告書が適正に保管されていること。

その結果、上記 5 件のサンプルのうち、紙ベースで提出されたものについて、以下の不備が発見された。

- ・税率の欄に過年度の数値が記載されていた（法人市民税担当者が手書きで修正を記入）。
- ・従業員数が記載されていなかった。
- ・「法人税の申告期限の延長の処分の有無」欄が記載されていなかった。

窓口あるいは郵送により紙ベースで申告書を提出する場合、手書きなのか、申告書用システムを使用しているかにもよるが、税率を誤ったり、必要事項の記入が漏れたりするリスクが比較的高くなってしまう。

一方、申告書を eLTAX で提出する場合、申告書用システムに正しい税率の自動入力機能や、必要事項の記入漏れ等を系統的に制御する仕組みが備わっていることも多く、誤りが発生しにくい仕様となっていることが一般的である。

現在、法人市民税の申告について、eLTAX で提出する割合は令和 6 年度で 8 割を超えていると伺っているが、越谷市内の eLTAX の利用を促進・拡大するよう、今後も継続して納税者や税理士へ働きかけることが望まれる。

（※）申告書の eLTAX の利用割合については、次の＜参考＞①法人市民税申告書提出方法別件数集計（過去 5 年間）を参照のこと。

<参考>

①法人市民税申告書提出方法別件数集計（過去 5 年間）

（単位：件）

	eLTAX	紙ベース	合計	eLTAX の割合
令和 6 年度	10,790	2,387	13,177	81.89%
令和 5 年度	10,194	2,611	12,805	79.61%
令和 4 年度	9,891	3,037	12,928	76.51%
令和 3 年度	9,269	3,154	12,423	74.61%
令和 2 年度	8,510	3,838	12,348	68.92%

②法人異動届提出方法別件数集計（過去 5 年間）

（単位：件）

	eLTAX	紙ベース	合計	eLTAX の割合
令和 6 年度	2,010	1,058	3,068	65.51%
令和 5 年度	1,818	1,000	2,818	64.51%
令和 4 年度	1,608	1,148	2,756	58.35%
令和 3 年度	1,462	1,066	2,528	57.83%
令和 2 年度	1,452	939	2,390	60.75%

【意見6】USBメモリの管理について

法人市民税の申告や届出について、近年は eLTAX で提出される割合が増加しており、申告書を eLTAX で提出する割合は約 82%、紙で提出する割合は約 18%、法人異動届については eLTAX が 65%、紙が 35%とのことである。

法人市民税のデータは、WebRings システムで管理しているが、eLTAX システムとは連動していないため、法人市民税担当者は、法人市民税の申告内容を eLTAX 端末より抽出し、USB メモリを使用して WebRings の端末へ取り込む。

USB メモリについては、「越谷市情報セキュリティ共通実施手順」に従い、利用媒体ごとに媒体管理簿を作成し、

- ・貸出日・時刻
- ・返却日・時刻
- ・利用者氏名
- ・業務名、利用理由、利用するデータの内容、利用場所

等が記録され、貸出及び返却時には検査者の検印、及び業務終了時の責任者の検印がある。

令和 6 年度の媒体管理簿のサンプルページをレビューし、上記の項目が適切に記録されていることを確認した。

なお、USB メモリの使用時間には特に上限等はないとのことであるが、その中に、貸出時刻から返却時刻まで長時間使用しているケースがあった。

USB メモリを利用した作業内容は、主に eLTAX 端末から WebRings 端末へのデータ移行であることから、作業自体に要する時間はごく短時間であると思料される。

また、USB メモリは非常に小さな機器であるが、それに格納可能な情報量は非常に多く、紛失等による個人情報の漏えいのリスクが非常に高い。

USB メモリの貸出時間については必要最小限にとどめるよう、課内で周知徹底した運用を行うことが望まれる。

5. 固定資産税（土地及び家屋）

(1) 固定資産税の概要

固定資産税は、毎年1月1日現在で、土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」という）を所有している者が、その固定資産の価格を基に算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金である。

当セクションでは、固定資産のうち、土地及び家屋について記載する。

1) 納税義務者

固定資産税の納税義務者は、賦課期日（毎年1月1日）現在の固定資産の所有者である。（地方税法第359条、第343条第1項～第3項）

区分	所有者
土地	登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登録されている者（地方税法第343条第2項）
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登録されている者（地方税法第343条第2項） （区分所有に係る家屋については建物の区分所有等に関する法律第二条第二項の区分所有者とする）

ただし、賦課期日において、所有者として登記又は登録されている個人及び法人が賦課期日前に死亡または消滅している、あるいは所有者として登記されている人的非課税を受ける者が賦課期日前に所有者でなくなっているとき等の場合は、当該土地又は家屋を現に所有している者とする。

納税義務者が納付する固定資産税の納期限は5月末日、7月末日、12月末日、翌年2月末日である。一括納付も可能である。

2) 土地の種類及び評価

土地の評価の対象となるものは、地方税法第348条に規定されている固定資産税の非課税の範囲に該当する土地を除き、賦課期日現在において市内に存在するすべての土地が対象である。

土地の評価に係る概要については、以下のとおりである。

i. 土地の評価について

項目	内容
地目	<ul style="list-style-type: none">・田 農耕地で用水を利用して耕作する土地・畑 農耕地で用水を利用しないで耕作する土地・宅地 建物の敷地又はその維持若しくは効用を果たすために必要な土地・鉱泉地 鉱泉（温泉を含む）の湧出口又はその維持に必要な土地・池沼 灌漑用水でない水の貯水池・山林 耕作の方法によらないで竹木の生育する土地・牧場 家畜を放牧する土地・原野 耕作の方法によらないで雑草、灌木類等の生育する土地

	・雑種地 以上のいずれにも該当しない土地
地積	地積（面積）は、原則として登記簿に登記されている地積による。
価格	固定資産評価基準に基づき、売買実例価格を基に算定した正常売買価格を基礎として算定している。また、標準宅地の適正な時価を求める場合には、地価公示価格及び鑑定評価の7割とする。

ii. 課税標準

項目	内容
価格の据置制度	<p>固定資産税の課税標準は、原則、基準年度の価格である。資産の適正な時価を課税標準として課税されるものであることから、本来であれば毎年度評価を行い、課税を行うことが妥当である。しかし、膨大な量の固定資産について毎年度評価を見直すことは、実務的には事実上不可能であることや、徴税コストを最小限に抑える必要があるため、その課税標準である価格を原則として3年間据え置くこととしている。</p> <p>ただし、新たに固定資産税の課税対象になった土地や、地目の変換など評価額を据え置くことが適当でない土地については、その事由の生じた翌年度に評価替えを行うこととしている。</p>
住宅用地に対する特例	<p>住宅用地とは、その住宅を維持し、またはその効果を果たすために使用されている一画地をいい、その条件を満たす場合は、住宅政策上の見地及び税負担を軽減する目的から、課税標準の特例措置が設けられている。</p> <p>特例措置を適用した課税標準額は、住宅用地の区分に応じて次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模住宅用地 住宅用地で住宅1戸につき200㎡までの部分 $\text{価格} \times 1/6$ ・一般住宅用地 小規模住宅用地以外の住宅用地（家屋床面積の10倍まで） $\text{価格} \times 1/3$
税負担の調整措置	<p>従前は、評価の水準が市町村ごとに異なっていたため、評価額の上昇割合にばらつきが生じていた。これを是正するために、平成9年度からは負担水準という考え方が導入され、この措置を講じてきたことで、負担水準の均衡化が進展しつつあるが、依然として地域や土地によってばらつきが残っている状況にある。更なる均衡化を実現するために、平成18年から負担水準の均衡化を促進する措置が講じられている。</p> <p>更に、住宅用地の措置特例が段階的に縮小され、平成26年からはその措置特例が廃止されている。</p>

iii. 税率、免税点

項目	内容
税率	1.4%（地方税法第350条第1項）
免税点	同一の者が市内に所有する土地の課税標準額の合計額が、30万円に満たない場合には、固定資産税は課税されない。（地方税法第351条）

3) 家屋の種類及び評価

家屋の評価に係る概要については、以下のとおりである。

i. 家屋の評価について

項目	内容
家屋	<p>家屋とは、住家、店舗、工場、倉庫その他の建物のこと。また、不動産登記法の建物とその意義を同じくするもの。</p> <p>賦課期日（1月1日）において、次の3つの要件すべてを満たす建物を家屋として認定している。</p> <p>ア 外気分断性 屋根、周壁等により外気を分断しうる構造を備えていること。しかし、短期間で取替えが必要な材質の場合は要件を満たさない。</p> <p>イ 土地への定着性 基礎工事等で、土地と物理的に結合していること。構造や耐久性等も考慮される。</p> <p>ウ 用途性 建物が家屋本来の目的を有し、その目的とする用途に供しうる利用空間が形成されていること。</p>
価格	土地同様、適正な時価とし、固定資産評価基準に基づき再建築価格（評価対象となる家屋と同一家屋を評価の時点で新たに建てる場合に必要になる建築費）を基準として評価する。

ii. 課税標準等

項目	内容
価格の据置制度	土地同様、固定資産税の課税標準は、原則として、基準年度の価格であり、これを3年間据え置くこととしている。 ただし、家屋の改築等で評価の見直しが必要であるとされる場合には、その事由の生じた翌年度に評価替えを行う。
新築住宅に対する減額措置	<p>新築住宅のうち、一定の要件を満たす住宅は新築後3年度分、3階建以上の中高層耐火住宅等については新築後5年度分、以下のとおり固定資産税の減額措置が適用される。</p> <p>住宅面積のうち、120㎡以下の部分 2分の1</p> <p>なお、認定長期優良住宅で申請があった場合は、減額期間が2年度分延長される。</p>

iii. 税率・免税点

項目	内容
税率	1.4%（地方税法第350条第1項）
免税点	同一の者が市内に所有する家屋の課税標準額の合計額が、20万円に満たない場合には、固定資産税は課税されない。（地方税法第351条）

4) 非課税、減免等

固定資産税については、以下のような非課税制度や、減免制度等がある。

項目	内容
非課税制度	<p><人的非課税> 国、県、市等が所有する固定資産については、固定資産税を課することができない。</p> <p><物的非課税> 固定資産の性格や用途から、次に掲げる固定資産は、固定資産税が非課税となる。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合や、目的外使用の場合には、非課税とならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共道路 ・ 国、県、市等が公用又は公共の用に供する固定資産 ・ 墓地 ・ 水路 ・ 保安林 ・ 宗教法人が専ら本来の用に供する境内建物及び境内地 ・ 学校法人が教育の用に供する固定資産 ・ 社会福祉法人が老人福祉施設の用に供する固定資産等
課税免除制度	<p>地方団体が独自の判断で、多種の政策目的、税負担の均衡等に着目して、画一的に一定の範囲のものに課税しない制度であるが、現状、越谷市では該当なし。</p>
減免制度	<p>市税条例により、貧困による生活保護の受給者が所有する固定資産、天災又は天候の不順等の特別な事情により著しく価格を減じた固定資産等については、固定資産税が免除又は災害の程度により軽減される。</p>
不均一課税制度	<p>地方団体は、特定の場合において、ある一定の範囲を限って条例により一般の税率と異なる税率で課税することができる制度であるが、現状、越谷市では該当なし。</p>

(2) 資産税課の組織体制

固定資産の評価や賦課、固定資産税台帳の整理等に関する事務については、資産税課が一括して業務を行っている。出張所においても、本庁同様、証明書の発行に関する事務がある。

賦課内容に関する疑問等がある市民のうち、個人情報にあたらぬ制度等の説明などに限って電話での対応を行っている。個人情報に係る具体的な課税の内容などについては、文書での問い合わせか、来庁し、窓口で対面での説明による対応となる。

令和7年3月31日現在における組織体制は次のとおりである。なお、特定の事務に属さない課長及び副課長は含めていない。

1) 職務分掌（固定資産税（土地及び家屋）に関するもの）

越谷市組織規則（抜粋）

資産税課

- i. 固定資産の調査及び評価に関すること。
- ii. 固定資産税及び都市計画税の賦課及び減免に関すること。
- iii. 固定資産等に関する課税台帳等の整理保管に関すること。
- iv. 特別土地保有税に関すること。
- v. 固定資産に関する課税台帳等及び附属地図の閲覧に関すること。
- vi. 住宅用家屋証明に関すること。
- vii. 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- viii. 固定資産税及び都市計画税の証明に関すること。

2) 固定資産税（土地及び家屋）に関する班、グループ（令和7年3月31日現在）

班、グループ等	人数	平均経験年数	主な事務分掌
土地担当	17人	2.8年	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産の調査及び評価に関すること。 ・固定資産税及び都市計画税の賦課及び減免に関すること。 ・固定資産等に関する課税台帳等の整理保管に関すること。 ・特別土地保有税に関すること。 ・固定資産に関する課税台帳等及び附属地図の閲覧に関すること。 ・住宅用家屋証明に関すること。 ・国有資産等所在市町村交付金に関すること。 ・固定資産税及び都市計画税の証明に関すること。
家屋担当	10人	3.4年	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産の調査及び評価に関すること。 ・固定資産税及び都市計画税の賦課及び減免に関すること。 ・固定資産等に関する課税台帳等の整理保管に関すること。

なお、このうち家屋調査業務は、前年度の調査実績や移動距離などを勘案して、市内を3つの地区に区分し、地区ごとに3班編成（第1班4人、第2班3人、第3班3人）で行っている。

各班の班長には、経験年数4年以上の職員を配置し、経験の浅い職員の指導にあたりるとともに、経験年数に応じて難易度の高い調査を担当する体制にすることで、効果的かつ効率的な調査業務の推進に取り組んでいる。

3) 現職における経験年数（令和7年3月31日現在）

班、グループ等	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
土地担当	4人	4人	5人	4人	17人
家屋担当	1人	4人	2人	3人	10人

2) 事務手続の概要

- i-i. 登記情報の課税台帳への反映（滅失、分筆、合筆等）
- A. 法務局から、登記事項の異動情報（「登記済通知書」）を書面及びデータで受領する。
- ・登記事項としては、売買、相続、贈与、取壊し、住所変更、土地の分筆・合筆、地目変更、錯誤等がある。
 - ・登記済通知書の内容を課税台帳に入力する作業は、年4回(6～7月、8～9月、11～12月、1～2月)に分けて行っている。
- B. 資産税課の担当職員が、基幹系システム（外部委託先であるA社が提供する、自治体業務用のパッケージソフトウェアであるWebRings）内のサブシステムである固定資産税システムの課税台帳に、「登記済通知書」による登記情報（変更内容）を以下の手順で入力・更新する。
- ・課税台帳登録に用いる所有者の宛名コードの調査・付番
 - ・登記済通知書内容の課税台帳入力・更新
 - ・登記済通知書と更新した課税台帳の自己照合
 - ・登記済通知書と基幹系システムで更正処理した課税台帳（「EUCデータ」）の突合
 - ・GISシステム登録情報（外部委託先であるG社が提供するシステムであるALANDIS）による評価内容の確認作業（画地、地目認定、計測内容、住宅用地等）
 - ・実地調査
 - ・実地調査を踏まえた評価変更内容（各種計測）の課税台帳入力・更新
 - ・課税台帳入力の自己照合
- 入力担当者は課税台帳の入力後、課税台帳の更正連絡表の「作業確認（入力）」欄に担当者印を押印する。
- ・「課税台帳」に登録されている情報は、「納税義務者の氏名」「納税義務者の住所」「固定資産の用途」「固定資産の地目」「固定資産の地積」「間口」「奥行」「非課税、減免等に関する情報」等がある。
- C. 資産税課の照合担当者は、課税台帳の入力内容を「登記済通知書」「GISシステム登録情報」と照合し、問題がなければ課税台帳の更正連絡表の「作業確認（照合）」欄に担当者印を押印する。照合作業は、以下のとおり実施する。
- ・内容確認は、登記事項に関する確認として、課税台帳に登録された宛名と宛名システム（WebRingsのサブシステム。郵送物の宛名を管理するシステム）の宛名の照合
 - ・「登記済通知書」と課税台帳の内容の照合
 - ・「GISシステム登録情報」の内容照合
 - ・「更正連絡表」と課税台帳の内容照合
- D. 評価に関する事項は、資産税課内だけではなく、G社にも確認作業を委託しており、確認結果の報告資料を成果品として受領している。

E. 「登記済通知書」は年 4 回に分け、課税台帳への反映・見直しを行うが、最終的には、賦課期日（1月1日現在）の状況で作成し、市長決裁により意思決定がされる。

i - ii. 登記情報の課税台帳への反映（新築・増築等）

A. 法務局から、登記事項の異動情報（「登記済通知書」）を書面及びデータで受領する。
・登記事項としては、新築、増築、錯誤等がある。

B. 家屋担当職員が登記済通知書をもとに課税客体の把握をし、家屋の实地調査をする。

C. 实地調査は、家屋担当職員が 2 人 1 組として全 3 組で実施する。

D. 实地調査が行われた家屋のうち、課税対象となる家屋については、家屋評価業務支援システム（H 社の提供する「HOUSAS」）で再建築価格の計算を行う。

HOUSAS で計算された再建築価格は、課税台帳に自動連携される。

HOUSAS での評価計算は、調査を担当した 2 人のうち 1 人が行い、もう 1 人が評価計算結果の検算を行う。

評価計算担当者と検算担当者は紙面の調査関連資料の「評価計算」欄と「検算」欄に担当者印を押印又はサインする。

E. 实地調査の結果をもとに行われた、家屋に関する課税台帳への登録内容の決裁は、月に 1 回の頻度でまとめて行われる。

・決裁権者は資産税課長である。

・月に 1 回の決裁のタイミングで、登録した全件について、家屋班内で内容の読み合わせを行い、登録内容の網羅性及び正確性を再確認している。

F. 資産税課の土地班担当者は、家屋に関する課税台帳への登録内容の決裁をもとに、土地に関する課税台帳の更新を行う。

G. 課税台帳への登録内容の反映は、实地調査の結果をもとに行われた家屋評価に関する決裁後に月 1 回の頻度でまとめて行われるが、最終的には賦課期日（1月1日現在）の状況について市長決裁により意思決定がされる。

ii. 未登記の固定資産等についての实地調査の実施

A. 毎年 1 月 1 日時点で、市内全域の航空写真を撮影する。航空写真は外部委託業者（I 社）が撮影し、撮影した航空写真は毎年 3 月頃に成果品として受領する。

・撮影は、市内全域を所定の航空写真用デジタルカメラで図郭単位にスポット撮影を行う。撮影基準日は毎年 1 月 1 日としているが、天候の影響を考慮し、撮影基準日以降約 1 週間以内の快晴の日に実施する。

ヘリコプターやドローンを用いての撮影は運航の安定性が低く、また、低高度での撮影は撮影枚数が多くなり、時間、工数、コストの増加の懸念があることから、これまで実施していない。

・成果品としては、航空写真の他に、6 つの異動項目（「新築」「全部滅失」「増改築」

「屋根色変更」「工事中」「不明」ごとに区分した件数を記載した報告書も受領する。

- B. I 社から受領した航空写真データを ALANDIS に取込み、前年度との異動について、AI による自動判読及び資産税課担当職員と I 社が目視による判読を行い、差分を把握している。
- C. 把握された差分のうち、実地調査の対象となるのは、I 社から受領する報告書で異動項目が「新築」「増改築」「全部滅失」「不明」となっているもののうち、以下の条件に該当するもの以外の全件となる。
- ・「登記済通知書」によって登記申請がされていることが確認できたもの。
 - ・建築住宅課から「建築確認概要書」を受領したもの。
 - ・納税義務者本人や建築業者から市役所に通知されているもの。
- D. 実地調査は、家屋担当が 2 人 1 組として全 3 組体制で実施する。なお、令和 6 年度に実施された異動判読の実地調査の件数は約 350 件であった。
- E. 実地調査が行われた家屋のうち、課税対象と判断された家屋については、家屋評価業務支援システム（H 社の提供する「HOUSAS」）で再建築価格の計算を行う。
- HOUSAS で計算された再建築価格は、課税台帳に自動連携される。
- HOUSAS での評価計算は、調査を担当した 2 人のうちの 1 人が行い、もう 1 人が評価計算結果の検算を行う。
- 評価計算担当者と検算担当者は紙面の調査関連資料の「評価計算」欄と「検算」欄に担当者印を押印する。
- F. 実地調査の結果をもとに行われた、家屋に関する課税台帳への登録内容の決裁は、月に 1 回の頻度でまとめて行われる。
- ・最終決裁権者は資産税課長である。
 - ・月に 1 回の決裁のタイミングで、登録した全件について、家屋班内で内容の読み合わせを行い、登録内容の網羅性及び正確性を再確認している。
- G. 資産税課の土地班担当者は、家屋に関する課税台帳への登録内容の決裁をもとに、土地に関する課税台帳の更新を行う。
- H. 課税台帳への登録内容の反映は、実地調査の結果をもとに行われた家屋評価に関する決裁後に月 1 回の頻度でまとめて行われるが、最終的には賦課期日（1 月 1 日現在）の状況について市長決裁により意思決定がされる。

iii. 課税標準額の特例・税の減額措置等

iii-i. 住宅用地

- A. 住宅用地は、登記情報、航空写真、実地調査、建築住宅課から共有される「建築確認概要書」（航空写真からは判別ができない高架下の家屋等）から把握する。
- ・土地の地目と家屋の種類による、住宅用地特例等の不整合の確認は、年に 1 回、

当初課税時に全件を対象に実施している。確認方法は以下のとおり。

- ・ A 社による課税台帳システムは、随時更新され、最新の情報となっている、次年度の当初の課税台帳のデータをエクスポートし、地理情報システムの委託業者である G 社に提供する。
- ・ G 社は、次年度の当初の課税台帳のデータをもとに、ALANDIS に土地の地目及び家屋の種類を入力する。
- ・ G 社は、土地・家屋の課税情報の条件づけ・目視により、ALANDIS に登録された土地の地目、評価内容及び家屋の種類の不整合を検知し、検出されたエラー情報は、エラーリストという形で資産税課に提出される。
- ・ 資産税課では、受領したエラーリストを個別に検証し、エラー内容の確認を行い、適宜修正する。

※令和 6 年度課税のチェック時には土地と家屋の組み合わせに関するエラーは検出されなかった。

- B. 資産税課の家屋班の担当職員による、家屋評価及び家屋の課税台帳への登録の情報を受け、土地担当は、家屋の種類等に応じた該当土地の宅地評価を行い、住宅用地の特例コード等の入力・更正を行う。

iii-ii. 新築住宅に対する減額措置

- A. 新築住宅は、登記情報、航空写真、実地調査、建築住宅課から共有される「建築確認概要書」（航空写真からは判別ができない高架下の家屋等）からの情報を総合的に考慮して判断する。
- ・ 新築住宅のうち、一定の要件を満たすものは長期優良住宅に該当し、減額される期間が延長される。長期優良住宅の区別は、建築住宅課から共有される「長期優良住宅受付台帳」の情報をもとに行う。
 - ・ 新築住宅が長期優良住宅に該当する場合、減額される期間が一般の住宅の場合 5 年、3 階建以上の中高層耐火住宅等の場合 7 年に延長される。
 - ・ 長期優良住宅の減額措置は、納税義務者からの申請がないと適用できないため、実地調査を行う場合は、調査時に納税者に申請書を記載してもらう。
 - ・ 家屋が居宅に該当するかの判断においては、図面及び現況で判断する。居宅要件（玄関、キッチン、トイレ）を満たすかどうか図面及び現況で確認している。
- B. 資産税課の家屋担当の職員が、課税台帳に新築住宅である旨を構造及び種類別に登録する。課税台帳に新築住宅である旨が登録されると、課税標準及び税額の計算において、要件を満たすものについては新築住宅に対する減額措置を適用する。
- C. 課税台帳への登録内容の反映は、実地調査の結果をもとに行われた家屋評価に関する決裁後に月 1 回の頻度でまとめて行われるが、最終的には賦課期日（1 月 1 日現在）の状況について市長決裁により意思決定がされる。

iii-iii. 非課税

- A. 非課税制度の対象かどうかは、登記情報、実地調査、他の自治体や市役所内の他の課からの情報等を総合的に考慮して判断する。
- ・非課税制度の適用にあたっては、国、県、市等が資産を有する場合（人的非課税）、教育の用に供する場合、道路で使用する場合等がある（用途非課税）。納税義務者は市長宛に「非課税適用申請書」を提出する。
 - ・情報提供を受ける課として、具体的には、生活福祉課（社会福祉法人）、保育入所課（保育園）、県の学事課（学校法人）等がある。
 - ・非課税制度の対象かどうかの見直しは、納税義務者からの申請の他、関係課所からの情報（新規または廃止）をもとに行っており、定期的な頻度で実地調査を行う等の運用は特段行っていない。
- B. 非課税制度を新たに適用する場合、その都度課長決裁が行われる。
- C. 資産税課の担当職員が、課税台帳に非課税である旨を登録する。課税台帳に非課税対象である旨が登録されると、システム上、自動で課税が停止される仕様になっている。

iii-iv. 減免

- A. 他の公的機関や関係課所からの、減免制度の対象者となる納税義務者等の情報提供により、減免申請書を対象者に郵送する。
- ・生活保護受給者の情報は、市の生活福祉課から受領する。
 - ・火災の発生状況に関する情報は、消防署から受領する。
- ※火災の程度「全焼」「半焼」「一部焼」「ぼや」の定義は消防署と共有しており、火災の程度に関する認識に齟齬が生じることはない。
- ・火災の場合は、実地調査を行い、火災の程度を目視で確認した上で、対象であれば所有者に減免申請書の提出を依頼する。
 - ・その他の減免制度の対象（公衆浴場、自治会館等）については、前年度の減免適用状況や関係課所からの情報を受領する。
- B. 減免制度の適用に関する決裁は、年4回の現年更正のタイミング（4月、7月、12月、1月）で行われる。最終決裁者は資産税課長である。
- C. 資産税課の担当職員が、課税台帳に減免である旨を登録する。課税台帳には減免額も登録される。

iv. 宛名事務、納税通知書の発送事務

iv-i. 納税義務者情報の更新

- A. 納税通知書の送付先は宛名管理システムで一括管理されている。
宛名管理システムには同じく WebRings 内の住民記録システムから日次で情報が自

動連携されており、日々更新されている。

宛名管理システムと固定資産税システムもシステム連携しており、宛名管理システムで納税義務者ごとに割り振られた固有のコードを固定資産税システムに入力すると、固定資産税システムに氏名・住所が表示される。

なお、所有者の住所が市外の住所で登録がない場合、宛名管理システムで新規で宛名を作成し、入力作業のため、入力した宛名コードを「登記済通知書」に手書きで転記する。

B. 住民の住所異動情報は、個人の個コードのみでの変更となるため、複数人からなる共有宛名については個別の更新が必要となる。市内への転入の場合、毎月、前月の月初から月末に転入した「転入者リスト」をもとに、共有宛名のデータを修正する。転居や転出の場合、毎年 2 回（3 月、9 月）のタイミングで、住民記録システムと宛名管理システムに登録されたデータ全件の照合を行い、転居や転出の事実が確認できた市民については、データを修正する。

共有者の代表者の変更や指定・住所の変更については、「登記済通知書」や、届出者から郵送等により受領した「共有代表者変更届」「相続人代表指定（変更）届」「共有代表者選定届」をもとに、宛名管理システム、固定資産税システムに手入力での更新・入力を行う。

C. 課税台帳への登録内容については、複数の職員で根拠資料との照合を行う。

v. 土地、家屋の評価及び調査事務

土地、家屋の固定資産税評価額は 3 年に 1 度の頻度で更新されている。直近の更新は令和 6 年 1 月 1 日となる。

評価額の更新及び更新に必要な情報の調査に係る事務は以下の手順で行われる。

v-i. 土地

「固定資産評価基準」（昭和 38 年 12 月 25 日自治省告示第 158 号）に基づいて定めた「土地評価事務取扱の手引き」により、A～E のとおり評価している。

A. 利用状況に応じて市内の土地を用途ごとに分類する。

B. 用途ごとに分類された市内の土地について、更に状況類似地域に分類する。

C. B で分類した状況類似地域ごとに、主要な街路及び標準宅地を選定する。標準宅地の適正な時価について、鑑定評価等を活用し、評定する。

・鑑定評価については業務委託している。直近の評価基準年度（令和 6 基準年度）における鑑定評価業務の委託先は J 法人である。地域特性だけでなく、埼玉県内及び近隣市町村との接点部等の価格バランスも評価時には重要な要素であるため、接点調整会議を開催する唯一の業者であることが主な選定理由であり、越谷市事務専決規程に定められた決裁権者が外部委託先の決定に関する最終決裁をする。

- ・鑑定評価員の選定については、発注者である市が基準年度ごとに「越谷市固定資産鑑定評価員選定基準」を設け、選定基準に基づき採点している。評価点の合計が上位の不動産鑑定士を選定し、評価点の合計が同一の鑑定士が複数いる場合は、公的評価の実績や越谷市の地域特性に精通している等の事項を総合的に判断し、市が最終的に決定している。
- D. 標準宅地の適正な時価をもとに路線価を付設する。市内全ての路線価の付設は、G社への業務委託による路線価資料等を基に、資産税課土地班の担当職員が行う。
- E. 市内の全ての路線価が確定した後に、評価替えの決裁を行う。最終決裁権者は課長である。価格の決定については別途行い、最終決裁権者は市長である。

v-ii. 家屋

- A. 家屋の固定資産税評価額は「再建築価格」を基準に計算される。「再建築価格」とは、評価の対象となる家屋と同一の家屋を、評価時点で同一の場所に新築する場合に必要なコストのことである。

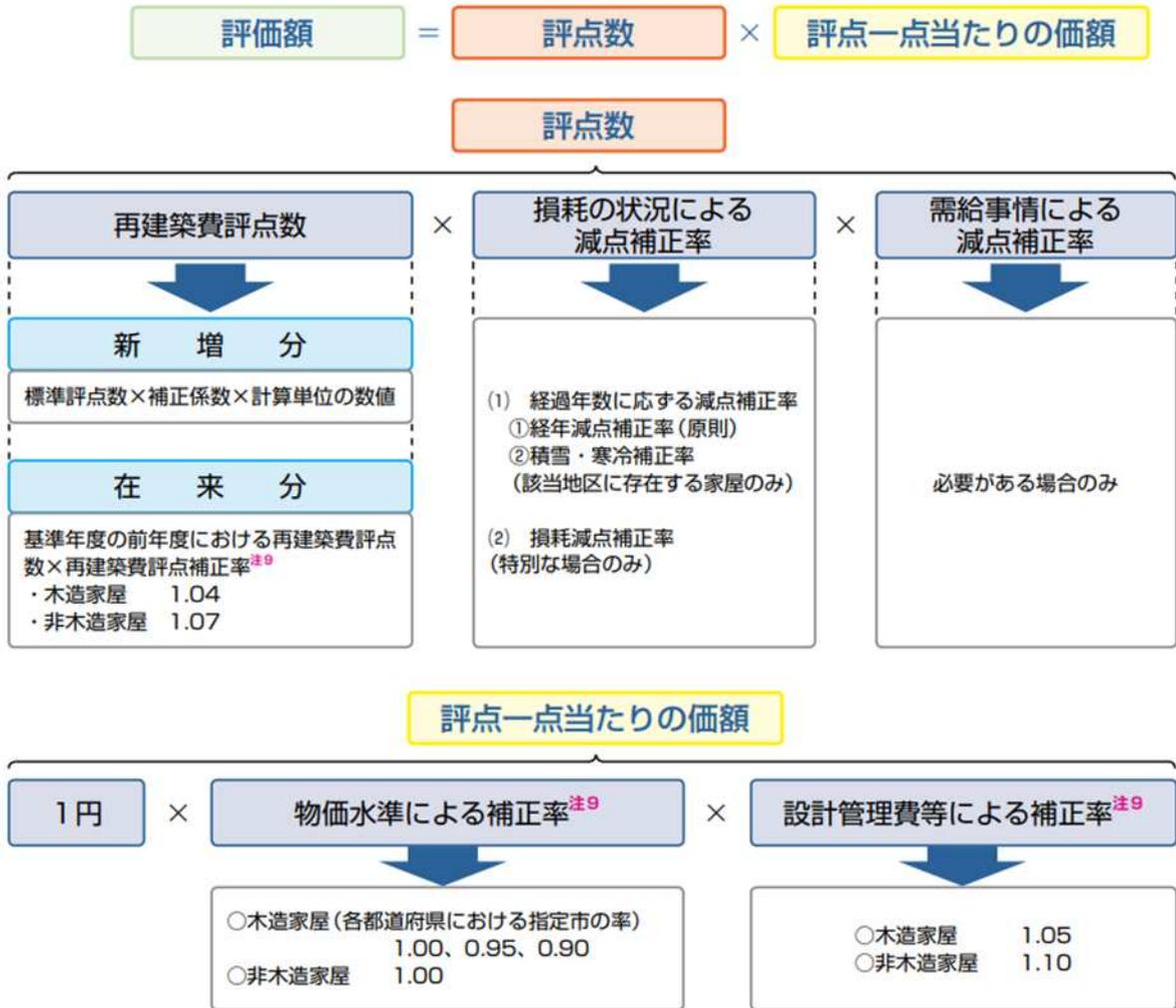
固定資産税評価額は「再建築価格」を基準に、経年劣化等の減価要因を加味して計算される。

なお、「再建築価格」は総務省が定める「固定資産（家屋）評価基準」に従い、家屋評価システム（HOUSAS）で以下の手順で計算する。

家屋の用途・構造に応じた分類を行う。

- ・総務省が定める「再建築費評価基準表」に基づき、対象家屋の各部分を評点し、家屋全体で積算する。
- ・新築時点からの経過年数に応じて、損耗状況を反映した補正率を乗じる。
- ・物価水準による補正や設計管理費による補正率を調整する。
- ・以上のことを踏まえ家屋の評価額の算出は図 1-1 のとおり計算する。

図 1-1 家屋の評価方法



B. 価格の決定について、市長決裁により意思決定する。

(4) 固定資産税の推移

1) 調定額、収入額、納税義務者数の推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定額	19,497,428	19,034,179	19,508,791	19,694,112	19,768,993
収入額	19,054,599	18,703,416	19,230,320	19,471,866	19,581,765
徴収率	97.73%	98.26%	98.57%	98.87%	99.05%

出所：市税概要：交付金含む

2) 現年課税及び滞納繰越別の推移

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年	調定額	19,082,864	18,604,097	19,194,621	19,440,052	19,557,127
	収入額	18,893,583	18,505,154	19,099,635	19,355,159	19,478,247
	徴収率	99.01%	99.47%	99.51%	99.56%	99.60%
滞納	調定額	414,564	430,082	314,171	254,060	211,865
	収入額	161,015	198,262	130,686	116,707	103,518
	徴収率	38.84%	46.10%	41.60%	45.94%	48.86%

出所：市税概要：交付金含む

3) 納税義務者の推移

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土地	総数	85,484	86,164	86,598	86,872	87,195
	免税	2,281	2,300	2,283	2,239	2,229
	課税割合	97.33%	97.33%	97.36%	97.42%	97.44%
家屋	総数	104,543	105,482	106,165	106,616	106,993
	免税	720	889	669	665	643
	課税割合	99.3%	99.15%	99.36%	99.37%	99.39%

出所：固定資産概要調書

4) 減免の件数及び減免額の過去5年間の推移

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土地	件数	380	444	445	488	455
	減免額	10,408,473	12,511,377	11,866,762	14,045,774	11,441,375
家屋	件数	313	347	344	645	314
	減免額	4,074,922	4,407,746	4,456,775	8,264,376	3,861,432

5) 非課税の5年間の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土地	筆数	111,034	111,363	111,620	111,900	111,930
	地積(m ²)	20,641,291	20,662,357	20,699,628	20,713,877	20,717,197
家屋	棟数	277	284	288	288	293
	床面積(m ²)	148,951	192,405	202,483	203,119	206,206

出所：固定資産概要調書

6) 納税通知の送付件数と返戻件数の5年間の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
納税通知発送件数		120,153	120,628	121,416	121,702	121,916
返戻数		132	139	134	157	179

7) 近隣市との比較

令和6年度における近隣市との比較は以下のとおり。

i. 比較した近隣市町村の人口等

	人口 (人)	世帯数 (戸)	面積 (k m ²)	納税義務者	
				土地 (人)	家屋 (人)
越谷市	342,681	162,337	60.24	87,195	106,993
川越市	352,836	168,317	109.13	98,353	116,643
川口市	607,279	304,393	61.95	179,923	178,571
所沢市	342,671	169,931	72.11	110,230	108,104
さいたま市	1,346,412	643,592	217.43	402,742	396,514

※人口は令和6年4月1日現在

ii. 総額による比較

(単位：千円)

	越谷市	川越市	川口市	所沢市	さいたま市
調定額	19,768,993	24,347,088	40,910,715	21,776,711	95,141,783
収入額	19,581,765	23,932,020	40,513,923	21,518,817	94,538,633
徴収率	99.05%	98.30%	99.03%	98.82%	99.37%

iii. 現年課税、滞納繰越別の比較

(単位：千円)

		越谷市	川越市	川口市	所沢市	さいたま市
現年	調定額	19,557,127	23,933,975	40,525,858	21,495,202	94,564,802
	収入額	19,478,247	23,826,432	40,306,886	21,363,749	94,272,019
	徴収率	99.60%	99.55%	99.46%	99.39%	99.69%
滞納	調定額	211,865	413,113	384,857	281,509	576,981
	収入額	103,518	105,587	207,037	155,068	266,614
	徴収率	48.86%	25.56%	53.80%	55.08%	46.21%

(5) 監査の主な着眼点

固定資産税（土地・建物）の賦課に関する事務の執行について監査をするにあたり、主な着眼点は、以下のとおりである。

- 1) 固定資産税（土地・家屋）の賦課に関する事務が、法令等に準拠し適切に行われているかどうか。（「合規性」の観点）
- 2) 固定資産税（土地・家屋）の賦課に関する事務が、納税義務者に対し公平に行われているかどうか。（「公平性」の観点）

3) 固定資産税（土地・家屋）の賦課に関する事務が、納税義務者（利用者を含む。）の理解を深め、効果的に執行されているかどうか。（3 E 「経済性」、「効率性」、「有効性」の観点）

(6) 主な監査手続

1) 概要の把握

- ・法令、条例等の確認
- ・資料等による概況把握
- ・担当課への往査、質問及び確認
- ・過去5年間の推移
- ・他自治体の収納状況と比較

2) 外部委託の検証

- ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
- ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認

3) 課税客体把握の検証

- ・課税客体の把握方法についての質問と確認
- ・非課税や減免、不均衡課税のサンプル調査

4) 更正処理の確認

- ・更正事務の状況についての質問と確認
- ・審査の申出（価格）、審査請求（価格以外）についての質問と確認

5) 算定税額の検証

- ・課税額の正確性についてのサンプル調査
- ・正確性を確保する仕組みについての質問と確認
- ・土地や家屋の評価についての質問と確認
- ・土地や家屋の異動処理に関するサンプル調査

6) 課税事務の検証

- ・職員経験年数表の閲覧
- ・市民に対する窓口対応についての質問と確認
- ・通知書発送状況についての資料閲覧、質問及び確認

7) 他部署との連携の検証

- ・市役所内での情報共有状況についての質問と確認

上記のサンプル調査について、具体的なサンプリング方法、結果及び実施した手続は以下のとおりである。

i. サンプリング方法及び結果

令和6年度中に行われた固定資産税・都市計画税の課税実務を対象に、以下の6つ

の 카테고리ごとに、母集団の件数やカテゴリーの質的な重要性を考慮して、以下の件数のサンプルをランダムサンプリングにより抽出した。

(ア) 登記情報

母集団：令和 6 年度に法務局から受領した「登記済通知書」の全件（登記情報連携システムから出力したリスト）

サンプリング件数：14 件をサンプリングした。抽出したサンプルには、種類が「家屋」「土地」、異動事由が「売買」「相続」「取壊し」「地目変更」「分筆」「合筆」「共有物分割」「錯誤」「不詳」のものが含まれる。

(イ) 実地調査

母集団：資産税課家屋班で管理用に使用している資料（「R6 異動判読現調一覧」）にリストされた全件

サンプリング件数：6 件をサンプリングした。抽出したサンプルには、異動判読区分が「新築」「全部滅失」「増改築」のものが含まれる。

(ウ) 非課税制度

母集団：非課税対象物件・所有者等に関与する関係課所（経済振興課、学校教育部指導課（学校農園）、地域共生推進課（いきいき農園）、農業振興課（市民農園）、河川課（水路敷地）、公園緑地課（ふれあい公園）、市民活動支援課（大袋地区センター用駐車場）、子ども施策推進課（地域型保育事業））が管理する非課税対象資産の全件

サンプリング件数：6 件をサンプリングした。抽出したサンプルには、「宗教法人（境内建物、境内地）」「社会福祉法人」「保育園」「共同住宅」「学校農園」等が含まれる。

非課税対象資産のリストを作成している課については、リストより無作為サンプリングを行い、リストを作成していない課については、対象となる全件から任意の 1 件を選定した。

(エ) 減免制度

母集団：減免対象資産を管理する各課（生活福祉課（生活保護）、消防署（火災）、開発指導課（道路）、道路建設課（道路）、道路総務課（道路）、生活衛生課（公衆浴場）、図書館（1 件のみ）、市民活動支援課（コミュニティ農園）、障害福祉課（1 件のみ））が管理するリストの全件

サンプリング件数：6 件をサンプリングした。抽出したサンプルには、「生活保護」（新規、継続）「火災」「道路」が含まれる。

(オ) 新築減額制度

母集団：令和 6 年に新築減額が適用された家屋のリスト全件

サンプリング件数：6 件をサンプリングした。抽出したサンプルには、「新築住宅（一般）3 年」「新築住宅（中高層耐火住宅）5 年」「長期優良住宅（一般）5 年」「長期優良住宅（中高層耐火住宅）7 年」が含まれる。

(カ) 納税義務者からの依頼に基づく更正

母集団：納税義務者からの更正依頼が多い内容のうち、「共有代表者・現所有者変更リスト」「送付先変更届リスト」「納税管理人申告書受付リスト」「家屋調査依頼等一覧」の全件、令和6年度中に受領した「相続人代表者兼固定資産現所有者申告書」「建替え中の土地に係る住宅用地適用申告書」「未登録家屋名義変更届」の全件

サンプリング件数：7件をサンプリングした。抽出したサンプルには、「相続人代表者兼固定資産現所有者申告書」(1件)、「建替え中の土地に係る住宅用地適用申告書」(1件)、「未登録家屋名義変更届」(1件)、「共有名義・現所有者の変更」(1件)、「納税管理人申告書」(1件)、「家屋調査の依頼」(2件)が含まれる。

ii. 抽出した監査サンプルについて実施した監査手続及び結果

(ア) 登記情報

- ・「登記済通知書」の内容と「課税台帳」の登録内容に不整合がないかを確認した。確認にあたっては、「課税台帳」への登録のタイミングが登記のタイミングや異動のタイミングと齟齬がないかという点も留意した。
- ・「課税台帳」に登録された評価額が、土地については路線価と、家屋については家屋評価システム(HOUSAS)の計算結果との照合を行った。
- ・必要な確認・承認が行われ、確認証跡(担当者印の押印)が課税台帳の更正連絡表に残されていることを確認した。
- ・年に4回(6月、8月、11月、1月)の課税台帳の登録内容に関する包括決裁が適切な決裁者により適切なタイミングで実施されていることを確認した。
- ・課税台帳の登録内容と納税義務者に送付された納税通知書の控えの内容が整合していることを確認した。

(イ) 実地調査

- ・実地調査の依頼文に記載されている住所、資産税課で管理している実地調査対象リストに記載された住所、課税台帳に登録された住所が一致していることを確認した。
- ・実地調査の内容や建築住宅課から共有される家屋図面をもとに家屋評価調書が作成され、適正に評価額が計算されていることを確認した。
- ・実地調査、家屋評価額の計算について、表示に関する建物登記済通知書に評価額の計算担当者及び照合者の担当者印が押印されていることを確認した。
- ・実地調査の対象となった家屋の評価計算結果について、起案書(最終決裁者：資産税課長)が起案され、承認されていることを確認した。
- ・課税台帳の内容と納税義務者に送付された納税通知書(控え)の内容が整合していることを確認した。

(ウ) 非課税制度

- ・「非課税適用申告書」が添付書類（履歴事項全部証明書等）とともに市長宛に提出されていることを確認した。また、「非課税適用申告書」の内容と、添付書類（履歴事項全部証明書等）の内容が整合していることを確認した。
 - ・非課税制度を適用することに関する起案書が起案され、越谷市事務専決規程に定める適切な決裁者（資産税課長）によって最終決裁がされていることを確認した。
- ※「越谷市事務専決規程」別表第1（第4条関係）において、24「市税等の滞納処分、公示送達、減免、徴収猶予、納付誓約、納期延長その他の債権の徴収及び管理(欠損処分を除く。)に関すること。」の「法令等の規定に基づくもの又は定例的若しくは反復継続することが見込まれるもの(初回又は当該専決が後の専決の指針となる場合を除く。)」の決裁権者は課長と定められている。非課税制度は「法令等の規定に基づくもの」に該当するため、担当課課長（資産税課長）が最終決裁権者になる。

(エ) 減免制度

- ・「減免申請書」が市長宛に提出されていることを確認した。また、「減免申請書」の内容と減免の根拠となる資料（生活福祉課から共有される生活保護手当受給者リスト、消防署から共有される火災発生リスト等）の内容が整合していることを確認した。
 - ・令和6年度の減免制度の適用の決裁に関する起案書が適切に起案され、越谷市事務専決規程に定める適切な決裁者（資産税課長）によって最終決裁がされていることを確認した。
- ※「越谷市事務専決規程」別表第1（第4条関係）において、24「市税等の滞納処分、公示送達、減免、徴収猶予、納付誓約、納期延長その他の債権の徴収及び管理(欠損処分を除く。)に関すること。」の「法令等の規定に基づくもの又は定例的若しくは反復継続することが見込まれるもの(初回又は当該専決が後の専決の指針となる場合を除く。)」の決裁権者は課長と定められている。このたびの監査対象は、減免の事由として反復継続するものであるため、担当課課長（資産税課長）が最終決裁権者になる。
- ・課税台帳に、適用される減免制度に基づいた適正な減免額が登録されていることを確認した。また、減免理由（「生活保護」等）が登録されていることを確認した。
 - ・課税台帳の内容と納税義務者に送付された納税通知書（控え）の内容が整合していることを確認した。

(オ) 家屋の新築減額制度

- ・「登記済通知書」の一覧を閲覧し、監査対象とした家屋が新築住宅であることを確認した。また、長期優良住宅の認定を受けた家屋については「認定長期優良住宅に係る固定資産税減額規定の適用申告書」が市長宛に提出されていることを確認した。

した。

- ・「登記済通知書」「建築確認概要書」（耐火性の確認に用いる）「認定長期優良住宅に係る固定資産税減額規定の適用申告書」の内容と課税台帳の内容が整合していることを確認した。
- ・令和 6 年度の新築減額制度の適用の決裁に関する起案書が適切に起案され、越谷市事務専決規程に定める適切な決裁者（資産税課長）によって最終決裁がされていることを確認した。

※「越谷市事務専決規程」別表第 1（第 4 条関係）において、24「市税等の滞納処分、公示送達、減免、徴収猶予、納付誓約、納期延長その他の債権の徴収及び管理(欠損処分を除く。)に関すること。」の「法令等の規定に基づくもの又は定例的若しくは反復継続することが見込まれるもの(初回又は当該専決が後の専決の指針となる場合を除く。)」の決裁権者は課長と定められている。新築減額制度は「法令等の規定に基づくもの」に該当するため、担当課課長（資産税課長）が最終決裁権者になる。

- ・課税台帳に、適用される新築減額制度に基づいた適正な減額が登録されていることを確認した。また、減額理由（「一般、長期優良、3 年、5 年、7 年…」等）が登録されていることを確認した。
- ・課税台帳の内容と納税義務者に送付された納税通知書（控え）の内容が整合していることを確認した。

(カ) 納税義務者からの依頼に基づく更正

- ・納税義務者からの更正依頼の内容と「課税台帳」の登録内容に不整合がないかを確認した。確認にあたっては、「課税台帳」への登録のタイミングが登記のタイミングや異動のタイミングと齟齬がないかという点も留意した。
- ・必要な確認・承認が行われ、確認証跡（担当者印の押印）が課税台帳の更正連絡表に残されていることを確認した。
- ・年に 4 回（6 月、8 月、11 月、1 月）の課税台帳の登録内容に関する包括決裁が適切な決裁者により適切なタイミングで実施されていることを確認した。
- ・課税台帳の登録内容と納税義務者に送付された納税通知書の控えの内容が整合していることを確認した。

(7) 指摘及び意見

i. 指摘

【指摘 3】 登記されるまで増築部分の捕捉がされていなかった家屋について

監査対象としてサンプリングした資産のうち 1 件（家屋）で、市での航空写真による調査導入以前に行われた増築が、令和 6 年の登記まで把握されていなかった。市での航空写真の導入以前であることを考慮すると、増築された時期的に、前年度との比

較で差分を把握する航空写真による調査で把握することは困難であったと考えられるが、増築以降、課税がなされていなかった事実は存在する。

このように、増改築が行われているにも関わらず登記がなされておらず、更に航空写真からも把握することが困難な資産は一定数存在しているものと推測されるが、こうした資産については、把握が困難な場合が多く、課税客体の適正な把握が課題になると考えられる。

もっとも、市で航空写真調査を導入する以前についても、国土地理院では航空写真調査を行っていたため、国土地理院が保有する航空写真を利用することも考えられる。しかし、国土地理院の航空写真には古い年代のものも含まれており、現在の技術水準と比較して、画素数や解像度の水準が低いものも多く、現時点の写真との単純な比較によって増改築の有無を判定することは困難である。

資産税課においても、この点を課題として認識しており、実態が不明な物件については「不明家屋調査」という名目で、路面パノラマ画像等の外部情報を活用しながら人的資源を投入して実態の確認を進めている。しかしながら、対象となる件数が膨大であるため、調査には相当の時間と労力を要することが見込まれることから、現時点では調査範囲が限定的になっている。

これらを鑑みると、現時点で最も効果的な調査手法は、現在実施している不明家屋調査であり、当該調査を着実に進めていくことが課税客体のより精緻な把握に資すると考えられるため、各職員の業務管理を精緻化する工夫を行う等により、調査を継続すべきである。

ii. 意見

【意見 7】 実地調査依頼に 1 年以上未回答な所有者に対する課税について

監査対象としてサンプリングした固定資産のうち 1 件で、未登記であることから課税客体であることの確認や所有者の特定に時間を要し、実地調査が行えない状況が継続し、約 1 年半が経過してから、所有者との実地調査に関する交渉を開始したものがあつた。

資産税課では、当初は手紙の郵送による調査協力依頼を行い、返答が得られない場合には現地訪問や電話による接触を行うという基本的な方針が存在しているものの、当該事案では 1 年以上にわたり調査協力依頼の郵送のみの対応が続いており、令和 6 年度については課税できない状態となっていた。

1 年以上、所有者と連絡が取れない状況が継続することは、一般的には長期に及ぶものであると考えられる。一方で、早い段階で訪問を行えば先方に過度の警戒感を与える可能性があるため、まずは郵送による対応から始めるという方針自体は理解できるものの、結果として対応に時間を要した印象は否めない。

もっとも、令和 6 年度分については課税できない状態となっているが、課税は 5 年

間遡及して行うことが可能であるため、遡及可能期間内は令和 6 年度分を含めて徴収することが可能である。そのため、他の納税者との間で不公平感が生じることはないと考えられる。

ただし、形式的には公平性が保たれているとしても、調査や接触が長期間行われなかったこと自体は、課題として認識すべきである。

こうした状況が生じた背景には、職員のマンパワーに一定の制約があり、他業務との兼ね合いから、当該案件の処理が後回しになったことが考えられる。

今後については、各職員の業務の進捗管理をより精緻に行い、マンパワーの差配に工夫を加えることで、人的資源の制約によって調査が後回しになることをできる限り避けられるような体制づくりが望ましい。

さらに、一定期間は郵送による対応を行い、それを過ぎても返答が得られない場合には現地訪問や電話による直接的なコミュニケーションへと移行する、という統一的なルールを設けて運用することも有効である。

こうした進捗管理の工夫や調査方法に関するルール整備により、対応の遅延や案件ごとのばらつきを防ぎ、納税者に対しても一貫性のある対応を行うことができると考えられる。

【意見 8】非課税要件の確認について

固定資産税の非課税制度の対象となる社会福祉法人について、地方税法第 348 条第 2 項で、以下の用に直接供するもののみと定められている。

- ・社会福祉法に基づく社会福祉事業（例：特別養護老人ホーム、保育園、障害者支援施設等）
- ・老人福祉法、児童福祉法、障害者自立支援法等に基づく施設

社会福祉法人においては、上記の他に収益事業を行っている場合があるが、外見からは判別が難しいと考えられる。

現在、約 20 法人存在する市内の社会福祉法人に対して、市では、非課税制度の初回適用時や、法人側からの連絡により改築等、現状に関する何らかの変更を把握した場合には都度、建物内部への立ち入りによる実地調査を実施し、上記の用途以外に使用されている部分の有無を把握した上で、非課税部分の特定を行っている。

ただし、初回適用時以降の変更に関する連絡はあくまで納税者からの自己申告であるため、連絡がない場合に変更内容を把握することは難しい状況である。

現在、資産税課では、変更連絡がない社会福祉法人に対して、実態の変化の有無に関する定期的な調査は行っていないが、実態の変化に関する情報を適時に把握するためにも、変更連絡がない社会福祉法人に対する定期的な調査をルール化して運用することが望ましい。

また、固定資産税の賦課期日（1 月 1 日）と社会福祉法人の決算日（一般的には 3

月 31 日)には時点的な相違があるため、適時な課税客体の把握という観点での情報の有用性は限られるが、従来は社会福祉事業のみ行っていた法人が新たに収益事業を開始した場合は計算書類からその事実を把握できると考えられるため、福祉総務課から、市所管の社会福祉法人の計算書類の連携を受け、実態調査対象の選定の際の1つの判断材料とすることも一案である。

【意見9】所有者が海外居住の外国人である資産について

近年、円安を背景に、外国人による不動産購入が急増しているが、購入後における固定資産税の課税が適切に実施されているか、疑問に感じる声も多いと実感している。

特に海外在住者が納税管理人を設定しないことにより、固定資産税の納税通知が郵送されず、固定資産税が滞納される事例が多発している。

また、国外で所有者変更が行われた場合でも国内で所有者変更の登記を行う必要があるが、登記が適切に行われない場合、納税義務者の特定がより困難になると考えられるが、現在、市では、法務局からの登記情報によってのみ、所有者変更を把握できる状況である。

自治体側では、登記情報を参照して納税通知を発送するため、連絡先不明となるケースも多く、差押えや競売に至るまでの対応が長期化する傾向がある。こうした事例は、納税管理人制度の周知不足と多言語対応の遅れが根本要因とされており、今後の制度整備が急務となっている。

以上の状況に対して、資産税課では対策として、以下の方法で納税管理人の設置の周知をしている。

- ・市のホームページにおける周知
- ・納税通知書に同封される「資産税課からのお願い」に記載することによる周知
- ・対象となる所有物件への手紙の差置きによる周知
- ・納税義務者から海外転出の連絡が来た場合に個別に周知

なお、所有者の住所が海外の住所となっている場合、国内で納税管理人の選定を依頼しており、海外住所への納税通知書の送付は行っていない。

海外住所の外国籍の納税義務者で、納税管理人が未設定のため、当初発送時に納税通知書が発送できなかった件数の推移は以下のとおり。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未発送件数	7	4	5	3	7

納税通知書が発送できなかった場合、上記の対策を行ってもなお納税管理人の設定が確認できない納税義務者については、公示送達としている。

越谷市においても、現状では未発送件数は比較的少数にとどまっているものの、過

去5年間の推移を確認すると、一定数が存在することが明らかとなっている。

このような動向は、現在実施している各種対策の有効性に一定の限界があることを示唆しており、従来型の対応のみでは、今後の課税事務における安定的な運営を確保することが難しくなる可能性が高い。

したがって、納税義務者の特定に資する情報をより確実に入手できるルートを整備し、関係機関や外部データベースとの連携を強化することが求められる。

これらの取組を進めることにより、未発送件数や公示送達件数を着実に減少させ、課税の公平性と透明性を一層高めるとともに、徴収実務の効率化を実現することが期待される。

例えば、現在、政府においてはマンションの不動産登記に際し、所有者の国籍を登録する制度の導入が検討されている。

従来は農地など一部の不動産に限って、所有者の国籍情報の把握が行われてきたが、マンションなどについては十分な情報が得られず、所有者の属性を確認する上で課題が指摘されていた。

こうした背景を踏まえ、外国人による不動産取得の実態をより正確に把握し、投機的取引や水源地買収などに対する懸念を解消することを目的として、国籍登録の義務化が議論されている。

あわせて、デジタル庁が整備を進めている「不動産ベース・レジストリ」を活用し、外国人による不動産所有状況を一元的に管理するデータベースの構築も検討されている。

この仕組みは、土地や建物の登記情報を横断的に連携させることで、法人を介した間接的な取得や外国資金を用いた取引についても把握可能とする方向で設計されている。

制度やデータベースの整備は現時点では検討段階にあるが、将来的に運用が開始されれば、固定資産税の課税客体判定や納税義務者の特定に資する有力な情報基盤となることが期待される。

そのため、自治体においても、制度が整備・運用された際には積極的な活用を検討し、未発送件数や公示送達件数の減少につなげることが望まれる。

【意見10】空き家問題について

近年、少子高齢化による人口減少、都市部への人口集中、住宅の供給過剰、相続登記の未了といった原因により、いわゆる空き家問題が社会問題化している。

固定資産税の課税実務においてもこの空き家問題が与える影響は大きく、登記上の所有者が死亡しているにも関わらず相続登記が未了のケースにおける、納税義務者の特定の困難さや、管理不全の空き家が「特定空家」や「管理不全空家」（いずれも「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき定義されている。）に認定され、住宅用

地特例が適用外となったことにより税負担の急増等の問題が起こりうる。

- ・ 特定空家…そのまま放置すれば「倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある」状態又は「著しく衛生上有害となるおそれのある」状態、適切な管理が行われていないことにより「著しく景観を損なっている」状態、「その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である」状態と判断された空き家
 - ・ 管理不全空家…適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば「特定空家」に該当することとなるおそれのある状態と判断された空き家
- 社会問題化する上記の状況に対応するために、資産税課では以下の対応を行っている。

特定空家や管理不全空家等に関する情報を建築住宅課から提供を受け、家屋としての課税要件（定着性、外気分断性、用途性）を満たしているかの調査を行い、住宅用地の特例の適用対象から除外するかどうかの判断をする。（※）

空き家の特定は、主に建築住宅課で行っており、資産税課ではその情報をもとに住宅用地特例の適用の可否を判断しているが、少子高齢化が進展する昨今において、空き家問題の深刻化は避けられない状況であると推測されるが、資産税課でも空き家の特定に資する情報を独自に有していると考えられることから、資産税課でも独自の対応を行った上で、建築住宅課と定期的に情報のすり合わせをして、空き家の特定作業を精緻化することができると考えられる。

例えば、建築住宅課と資産税課の間で、以下のように明確な役割分担を行いながら、空き家問題への対応を進めていくことが考えられる。

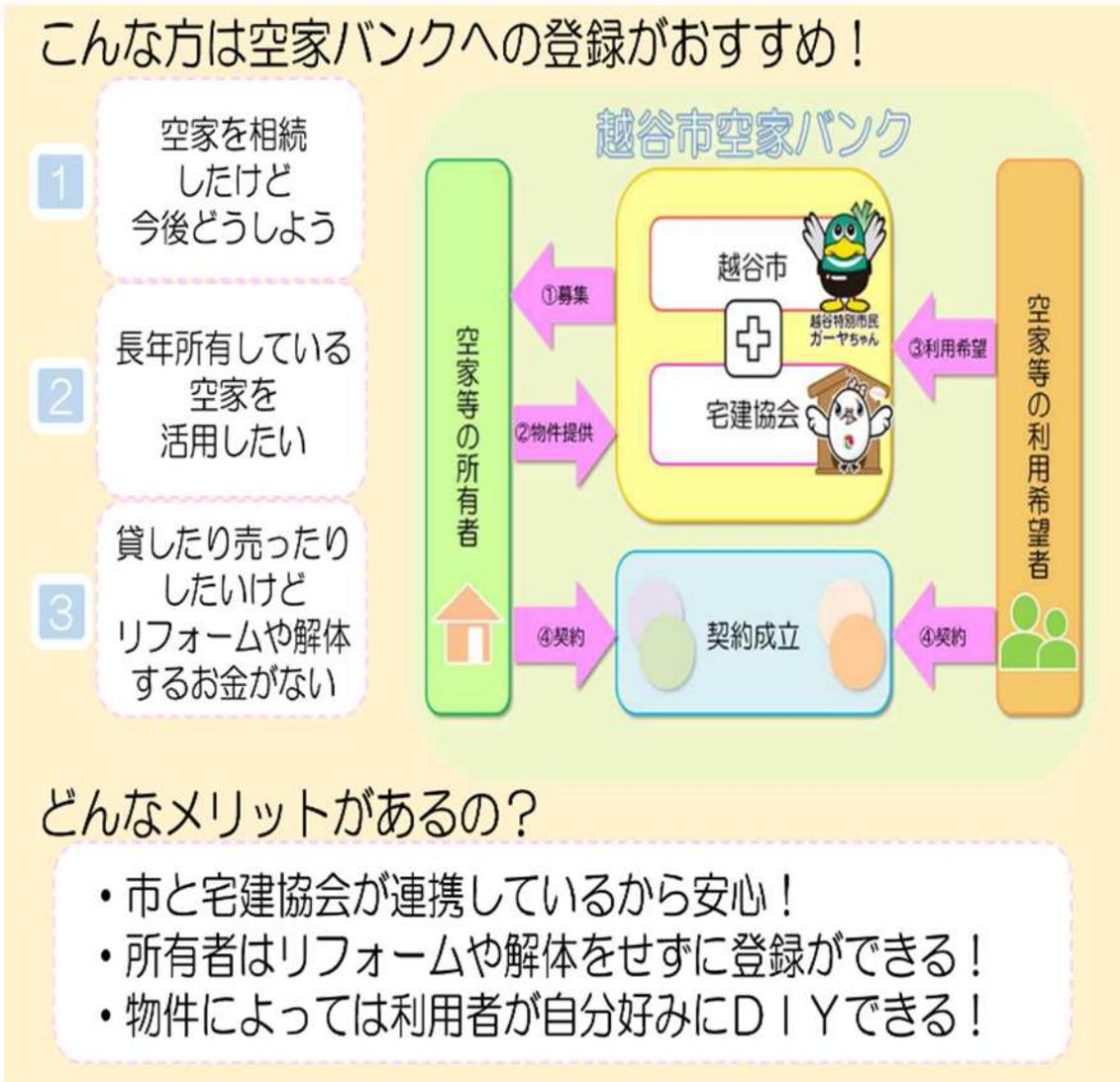
建築住宅課においては、まず「特定空家」や「管理不全空家」に該当する可能性がある物件について、現地での実態調査を実施するとともに、住民基本台帳や水道の使用状況などを確認し、居住実態の有無を把握した上で、当該物件が「特定空家」や「管理不全空家」に該当するか否かを判定する。これにより、危険性や衛生面の問題を含めた総合的な判断を行うことが可能となる。

一方、資産税課においては、不動産登記情報に記録された所有者情報を基礎とし、WebRings の住民記録システムに登録されている登記上の所有者の現住所との照合を行うことで、居住実態が不明確で空き家の可能性が高い物件を抽出することができる。

さらに、航空写真の分析や資産税課が日常的に実施している実地調査の過程において、外観上から空き家と推測される物件を把握し、建築住宅課に情報提供することも有効である。

このように両課がそれぞれの専門性を活かし、定期的に情報をすり合わせることで、空き家の特定作業をより精緻化し、課税の公平性と行政の信頼性を高めることが期待される。また、越谷市では空家の賃貸や売却を希望する所有者から提供された情報を広く紹介し、利用希望者とのマッチングを図る制度である「空家バンク」が整備され

ており、空き家の解消のための制度として、市民への周知をさらに進めていくことが望ましい。



※固定資産税においては、賦課期日において、現に人が居住していない場合でも、構造上住宅と認められ、居住以外の用に供されるものではないと認められる場合、住宅として対応している。

【意見11】 実態の把握が難しい資産（マンションギャラリー、スケルトンリフォーム、太陽光発電設備）について

固定資産の中には、その特性により、固定資産税の課税対象の特定や適正な評価額の算定が通常のものと比較して困難であると考えられるものがある。

例えば、その様な固定資産の例として、以下のものが考えられる。

- マンションギャラリー

一時的に使用される施設であり、使用期間が短期である等の要件を満たせば、建築確認が不要な場合もある。そのため、課税漏れのリスクが通常のマンションと比較して高いと考えられる。

- ・スケルトンリフォーム

スケルトンリフォームが行われた場合、主要構造部（柱、梁、床、壁など）や設備（キッチン、浴室、給排水設備など）を全面的に改修するため、一般的には固定資産税評価額が上昇する可能性が高いと考えられる。

しかし、家屋外形図にはほぼ変化がなく、外観からの判別が困難で、なおかつ、建築確認申請書が不要なものが多いことから、網羅的かつ正確に把握することは困難であると考えられる。

- ・太陽光発電設備

太陽光発電設備は、設置場所が山間部や家屋の屋根部分等、多岐にわたるため、実地調査の困難さが高いと想定される。なお、固定資産税の課税対象となるのは、屋根と一体型の設備のみとなる。一方、屋根に設置した架台に取りつけられた太陽光設備は償却資産課税となるが、両者の判別は困難な場合があると考えられるため、課税実務上の課題になり得る。

以上の種別の資産のそれぞれについて、市では以下の対応をしている。

- ・マンションギャラリー

建築期間が1年未満の場合は、家屋として認定しない。建築期間は、航空写真を用いた異動判読や実地調査で把握している。通常、マンションギャラリーについては新築マンションが建築されたときに、近場にマンションギャラリーが建設されることが多いため、マンションの新築時に、マンションギャラリーの場所及び建物を把握している。

- ・スケルトンリフォーム

建築概要書から把握できる場合は把握するが、スケルトンリフォームには建築確認申請書が不要なものも多く、建築確認概要書からの把握が難しい状況である。

また、家屋外形図の変化もほぼないことから、航空写真を利用した課税客体の把握も現時点では難しい状況である。

そのため、今後の把握方法として、関連する企業より情報の提供を受けるなどの調査研究を進めている。

- ・太陽光発電設備について

固定資産税の課税対象として家屋評価の対象となる太陽光発電設備は、上記のとおり、屋根と一体型のものとなる。屋根との一体型と、屋根に設置した架台等に後付けする型の相違については、家屋調査時に現地での把握と図面での把握を行っている。

目視での確認が困難な場所に設置されている場合でも、図面は必ず提供を受けるこ

とから、設備の設置場所や面積を把握することは可能である。

上記を含め、固定資産税の課税客体については、判定が容易でない事例が少なからず存在している。

今後は社会経済の変化や土地・建物の利用形態の多様化に伴い、従来の枠組みでは判断が困難となる新たな類型が、さらに数多く出現することが予想される。

こうした状況に対応するためには、課税客体の判定に必要となる情報を、関係機関や所有者から円滑に収集できるよう、提供ルートを体系的に整備することが不可欠である。また、最新の情報技術を積極的に導入し、データベースの連携やAIによる判定支援などを活用することで、より精緻かつ正確な判別を実現することが望まれる。

これにより、課税の公平性と透明性を確保するとともに、徴収実務の効率化を図り、将来的な制度運営の安定性を高めることが可能となる。

6. 固定資産税（償却資産）

（1）概要（納税義務者、課税の仕組み等）

固定資産税（償却資産）は、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在に所有している償却資産について、1 月 31 日までに所有者より申告されたその所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数等を基に価格を評価し、課税されるものである。

1) 納税義務者

固定資産税（償却資産）の納税義務者は、越谷市内に事業用資産を所有する法人又は個人が対象である。

なお、所有者住所が市外の場合でも、資産の所在地が越谷市内にある場合には、償却資産の納税義務者となる。

2) 対象及び評価

償却資産の評価の対象となるものは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものである。

i. 課税客体・価格

項目	内容
課税客体	構築物（看板、門、塀（フェンス）、外灯、駐車場等の路面舗装等） 建物附属設備（変電設備、テナント施工の店舗内造作設備等） 機械及び装置（製造、工作、土木建設等の各種機械や設備等） 船舶（モーターボート、漁船等） 航空機（飛行機、ヘリコプター等） 車両及び運搬具（貨車、動力運搬車、大型特殊自動車等） 工具器具及び備品（事務器具、医療器具、理容・美容機器等）
価格	価格（評価額）は適正な時価とされており、固定資産評価基準に基づき、償却資産の取得価額と取得後の経過年数に応ずる価値の減少を考慮して評価される。

ii. 課税標準

項目	内容
課税標準	償却資産の課税標準は、毎年 1 月 1 日における償却資産の価格により評価される。
課税標準の特例	地方税法第 3 4 9 条の 3 及び同法附則第 1 5 条などに定める一定の要件を備えた資産について税負担が軽減される。
申告義務	毎年 1 月 1 日現在で市内に所在する償却資産については、その所有者が 1 月 3 1 日までに取得価額や取得時期等を市長に申告する必要がある。

iii. 税率、免税点、納期

項目	内容
税率	1.4%
免税点	課税標準額（決定価格の 1,000 円未満切捨）が 150 万円に満たない場合に

	は、固定資産税は課税されない。
納期	固定資産税の納税通知書は 5 月上旬に発送され、納期は 5 月末日、7 月末日、12 月末日、翌年 2 月末日である。全期前納も可能である。

2) 非課税、免税等

固定資産税については、非課税制度や、減免制度等がある。概要は、固定資産税（土地及び家屋）のとおり。

(2) 資産税課の組織体制

固定資産の評価や賦課、固定資産税台帳の整理等に関する事務については、資産税課が一括して業務を行っている。出張所においても、本庁同様、証明書の発行に関する事務がある。

賦課内容に関する疑問等がある市民のうち、個人情報にあたらぬ制度等の説明などに限って電話での対応を行っている。個人情報に係る具体的な課税の内容などについては、文書か来庁し窓口での対面での説明での対応となる。

令和 7 年 4 月 1 日現在における固定資産税（償却資産）担当の組織体制は、5 人（うち 1 人が育児休業中）である。

1) 職務分掌（固定資産税（償却資産）に関するもの）

越谷市組織規則（抜粋）

資産税課

- (1) 固定資産の調査及び評価に関すること。
- (2) 固定資産税及び都市計画税の賦課及び減免に関すること。
- (3) 固定資産等に関する課税台帳等の整理保管に関すること。
- (4) 特別土地保有税に関すること。
- (5) 固定資産に関する課税台帳等及び附属地図の閲覧に関すること。
- (6) 住宅用家屋証明に関すること。
- (7) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (8) 固定資産税及び都市計画税の証明に関すること。

2) 固定資産税（償却資産）に関する班、グループ（令和 7 年 3 月 31 日現在）

班、グループ等	人数	平均経験年数	主な事務分掌
償却資産担当	5	3.4 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産の調査及び評価に関すること ・ 固定資産税及び都市計画税の賦課及び減免に関すること ・ 固定資産等に関する課税台帳等の整理保管に関すること

(4) 固定資産税（償却資産）の推移

1) 納税義務者数の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総数	7,470	7,209	7,840	8,039	8,194
免税	3,905	3,955	4,118	4,285	4,384
課税割合	47.7%	45.1%	47.5%	46.7%	46.5%

出所：固定資産概要調書

2) 減免の資産点数及び減免額の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資産点数	35	34	32	89	43
減免額(円)	217,382	223,042	140,895	421,830	97,221

3) 非課税の資産点数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資産点数	431	577	1,067	1,135	1,213

(5) 監査の主な着眼点

固定資産税（償却資産）の賦課に関する事務の執行について監査をするにあたり、主な着眼点は以下のとおり。

- 1) 市税及び保険料等の賦課・徴収に関する事務が、法令等に準拠し適切に行われているかどうか。（「合規性」の観点）
- 2) 市税及び保険料等の賦課・徴収に関する事務が、納税者に対し公平に行われているかどうか。（「公平性」の観点）
- 3) 市税及び保険料等の賦課・徴収に関する事務、特に収入未済額の管理と滞納管理の事務が、納税者（利用者を含む。）の理解を深め、効果的に執行されているかどうか。（3E「経済性」、「効率性」、「有効性」の観点）

(6) 主な監査手続

- 1) 概要の把握
 - ・法令、条例等の確認
 - ・資料等による概況把握
 - ・担当課への往査、質問及び確認
 - ・過去5年間の推移
 - ・他自治体の収納状況と比較
- 2) 外部委託の検証
 - ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧

- ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認
- 3) 課税客体把握の検証
 - ・課税客体の把握方法についての質問と確認
 - ・非課税や減免、不均衡課税のサンプル調査
 - 4) 更正処理の確認
 - ・更正事務の状況についての質問と確認
 - ・審査の申出（価格）、審査状況（価格以外）についての質問と確認
 - 5) 算定税額の検証
 - ・課税額の正確性についてのサンプル調査
 - ・正確性を確保する仕組みについての質問と確認
 - ・土地や家屋の評価についての質問と確認
 - ・土地や家屋の異動処理に関するサンプル調査
 - 6) 課税事務の検証
 - ・職員経験年数表の閲覧
 - ・市民に対する窓口対応についての質問と確認
 - ・通知書発送状況についての資料閲覧、質問及び確認
 - 7) 他部署との連携の検証
 - ・市役所内での情報共有状況についての質問と確認
 - 8) 償却資産サンプルチェック監査手続
 - i. 越谷市固定資産税都市計画税課税台帳兼名寄帳から任意に 3 件（社）を抽出し、（抽出方法：資産税課償却資産担当の WebRings 端末より令和 6 年度の固定資産税データを表示、画面で法人名を入力しサンプリングした。）越谷市が作成した償却資産の評価額が載っている「償却資産申告書」の課税標準額と越谷市固定資産税都市計画税課税台帳兼名寄帳の償却資産の額を突合した。
 - ii. 上記サンプル会社について、越谷市が作成した「償却資産申告書」と、納税者が申告した「償却資産申告書」の取得価額ベースの合計額の一致を確認した。
 - iii. 市で作成した「償却資産種類別明細書」の取得価額ベースの合計額と納税者の申告した「償却資産申告書」の取得価額ベースの合計額の一致を確認した。
 - iv. 増加資産の全件について、耐用年数を法人税の規定する法定耐用年数とチェックした。
 - v. 増加資産以外の資産について、金額の大きなもの 3 件を任意で法定耐用年数とチェックした。
 - vi. 耐用年数と償却資産種類別明細書の残存率を任意で上記 iv、v についてチェックし、残存簿価（課税標準額）を計算チェックした。
 - vii. 決定金額（課税標準額）の合計を突合して、種類別明細書の合計額との一致を確認した。

viii. 減少資産について、申告書上の減少理由をレビューし異常な項目がないことを確認した。また、過去の修正である場合にはその内容について異常なものがないことを担当者にヒアリングして確認した。

(7) 監査結果

1) 償却資産課税の問題点についての考察

i. 資産評価（特に固定資産税関連）に関する調査研究、研修、情報提供を行う公的な研究機関である一般財団法人 資産評価システム研究センターでは、償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会を学者を中心に開催し、以下の償却資産課税の問題点と改善について研究成果を以下のように公表している。

(参考) 認識されている償却資産課税の問題点と今後の改正の動き(平成 31 年 3 月)

この会議は、償却資産課税の申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計についての調査研究を行うことを目的としている。

i) 償却資産課税の調査研究の背景

この事業は、固定資産税制度の改善を目的とした調査研究であり、納税者の関心が高まっていることを反映している。

- ・ 固定資産税は市町村の基幹税目であり、重要な役割を果たしている。
- ・ 課税情報の公開促進により、納税者の関心が高まっている。
- ・ 一般財団法人資産評価システム研究センターが調査研究を実施。

ii) 研究委員会の構成と活動

研究委員会は、専門家や地方団体の関係者で構成され、固定資産税制度に関する調査研究を行っている。

- ・ 研究委員会は学識経験者や地方団体の関係者で構成されている。
- ・ 今年度は 4 つの調査研究委員会が設置され、専門的な調査研究を実施。
- ・ 償却資産課税に関する調査研究委員会が「申告制度の簡素化・効率化」に焦点を当てている。

iii) 固定資産税制度の概要

固定資産税は、資産の保有に基づいて課税される財産税であり、償却資産に対する課税の仕組みが説明されている。

- ・ 固定資産税は、資産の保有と行政サービスとの受益関係に基づいている。
- ・ 償却資産は、事業者が市町村から受益することに着目して課税される。
- ・ 固定資産課税台帳の整備が必要であり、申告義務が課されている。

iv) 現行の申告制度の課題

現行の申告制度には、納税者や課税庁にとっての複雑さや負担が指摘されている。

- ・ 法人は、法人税申告のために固定資産台帳を年に 2 回整備する必要がある。

- ・複数市町村に資産がある場合、申告事務が煩雑になる。
- ・電子申告の利用割合が低く、改善の余地がある。

v) 申告制度の見直しに関する提案

申告制度の見直しに向けた提案が行われ、納税者の利便性向上を目指している。

- ・申告期限を法人税の申告期限と一致させる新方式の導入が提案されている。
- ・新方式では、申告内容を決算日時点の資産状況に基づくことが求められる。
- ・納税義務者の事務負担軽減を図ることが目的である。

vi) 課税庁の意見と懸念

課税庁からは新方式に対する懸念や意見が寄せられ、業務の煩雑化が懸念されている。

- ・新方式の導入により業務量が増加し、煩雑化する懸念がある。
- ・システム改修に多額の費用がかかることが指摘されている。
- ・課税庁の事務効率化に向けたシステム改善が求められている。

vii) 電子化の取り組みと今後の方向性

電子化の推進が求められ、今後の方向性として一括電子申告システムの導入が提案されている。

- ・eLTAXの機能向上や共通電子納税システムの導入が検討されている。
- ・電子申告の利用率向上が期待されている。
- ・課税庁と納税者双方の事務の簡素化・効率化が目指されている。

viii) 課税実務に関する課題と方向性

課税実務において、申告期限から納税通知書発送までの期間が短く、事務作業の効率化が求められている。

- ・申告期限から納税通知書発送までの期間が短く、事務作業が煩雑になる懸念がある。
- ・電子申告のフォーマット改善が必要で、納税者の混乱を減少させる方向で進めるべき。
- ・課税実務コストが増大する可能性があり、特に外部委託のコストが影響する。
- ・申告内容の精査が困難で、特に法人数が多い3月決算法人の処理が集中する6月に影響が出る。

ix) 申告・納税関係の課題

個人事業主の申告期限や合併、分割に伴う申告方法の見直しが必要である。

- ・個人事業主の申告期限について、所得税の確定申告と合わせて3月15日とする考え方が検討されている。
- ・合併や分割があった場合の申告方法は、賦課期日直後の決算処理日から2か月以内を想定。
- ・共有資産に関する申告期限は、賦課期日に基づく代表者の決算日を考慮する。

x) 基幹システムと eLTAX の連携

eLTAX と基幹システムの連携が不十分で、使い勝手の向上が求められている。

- ・ eLTAX から基幹システムへのデータ連携をスムーズに行う必要がある。
- ・ エラーチェック機能の強化や申告データの自動送信機能の改善が提案されている。
- ・ 地方団体の意見を踏まえ、システムベンダーや課税庁と連携して改善を進める。

xi) 新方式選択に関する届出のあり方

新方式を選択する際の届出や変更申請の手続きが必要である。

- ・ 新方式を選択する場合、申告者は関係市町村に届出を行う必要がある。
- ・ 変更申請は、新たな申告方式を選択しようとする年度の賦課期日の 1 か月前までに行う必要がある。
- ・ 申請が却下された場合の救済措置についても検討が必要である。

xii) 固定資産税の納期設定に関する課題

新方式に係る納期設定が地方団体によって異なり、統一が求められている。

- ・ 固定資産税の標準納期は 4 月、7 月、12 月、2 月だが、団体によって納期設定が異なる。
- ・ 新方式の納期を標準納期に統一する案や、別の納期に統一する案が検討されている。
- ・ 納期の統一が実現すれば、納税者の便宜が向上する可能性がある。

ii. 大多数の償却資産課税のためのデータを市町村に提供していると考えられる税理士団体、日本税理士連合会は毎年のように償却資産課税制度について、国地方公共団体に対し以下の要望を提出している。

(参考) 日本税理士連合会 税制建議

【地方税】

33. 償却資産課税制度のあり方を抜本的に見直すこと。

現行の償却資産課税制度には、国税における減価償却制度と償却資産の評価方法に相違があることや、賦課期日と法人の決算日に不一致があること、課税対象資産の範囲のうち、特に家屋と償却資産の区分に関する法令等が明確でなく実務上の混乱が生じていることなど、事業者には過度な事務負担を強いている。加えて、現行制度が企業の設備投資の阻害要因になっている、諸外国には例の少ない課税制度であり、企業の国際競争力の観点から問題があるとする指摘がある。したがって、現行の償却資産に係る固定資産税については、上記の問題点を踏まえた制度の抜本的な見直しが必要である。とりわけ償却資産が土地及び家屋とは異質のものであるという課税資産の属性を踏まえると、現行の固定資産税制度から分離し、新しい制度に組み替えることが適当であると考えられる。また、国税の減価償却制度と償却資産の評価を統一し、制度

を簡素化することや、税額確定方式としての申告納税方式の採用、免税点及び税率の水準、現行の免税点方式から基礎控除方式への変更など、実務上の問題を踏まえて制度の見直しを検討すべきである。なお、償却資産に係る固定資産税を現行制度内に存置するとしても、申告期限については、平成 30 年 3 月に一般財団法人資産評価システム研究センターが公表した「償却資産課税のあり方に関する調査研究－申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について－」に、賦課期日は現行制度を維持しつつ、電子申告の場合に限り、法人税と申告期限を一致させることを選択できる制度が示されている。この制度は、適正な課税標準の算定に寄与するものとして評価でき、早期に実現すべきである。

2) 指摘及び意見

【意見 1 2】 増加減少資産の市役所担当者による訂正の証跡・承認について

増加減少資産の申告内容について、担当者は疑義があると申告した会社個人に電話し、明らかな誤りがあれば、増加減少申告書上で項目削除とコメントを記して（電子申告によるものも紙に出力し同様）登録作業に回している。

担当者名もその削除作業の個々の承認も特に残しておらず、最後賦課税額が出たタイミングで上席者がその内容も承認する形ではあるが、申告してきたものを訂正・削除するのは算出税額に直結する行為であり、賦課課税制度上の重要行為であると考えられるので、正式な文書化をせずとも、処理した担当者名をコメント上に記載し、承認確認したチェック者名も記載するようにすべきと考えられる。

なお、申告書受付から金額決定までの業務の流れは以下のとおりである。

- ・償却資産申告受付から金額決定までのシステム記述書

(監査人が担当者から聞き取り作成)

	業務プロセス	作業ステップ詳細	作業者	使用ドキュメント	リスク
1	申告書受付、内容精査、問合せ	届いた申告書の内容を確認し、不備や疑義のある場合は問合せを行う。	担当者	①申告書 ②課税台帳(システム)	課税金額を誤るリスク
2	誤りの是正	問合せの結果、申告書を訂正する場合は修正理由を申告書に記入し、修正後の課税合計を赤ペンで直した後、合計金額修正了承済の印を申告書に押す。	担当者	①申告書	
3	システムへの入力	申告書の内容をシステムに入力する。	担当者 委託業者	①申告書	入力を誤るリスク
4	入力の照合		担当者		

		システム業者から納品される全入力結果の帳票と申告書の内容が一致していることを確認する。		①申告書 ②償却資産課税台帳兼評価調書 ③種類別明細 ④是正確認リスト	
5	固定資産価格等の決定等の決裁	土地、家屋、償却資産をまとめて固定資産価格等の決定、課税台帳への登録について市長の承認を受ける。	市長	決裁稟議書	課税金額を誤るリスク

【意見 1 3】 償却資産の初回申告時の添付書類の依頼について

(嘉麻市の依頼文書)

ア 令和 7 年 1 月 2 日以後に新たに事業を開始された方、全資産申告をお願いした方は「増加した資産がある方」の欄をご参照ください。

イ 初めて申告書を提出される方は、税務署に提出された「減価償却額（費）計算書」や「固定資産台帳」又は「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」【別表 16(1)、16 (2)、16(7)等で資産の内訳（資産名称・取得年月・取得価額・耐用年数・数量）がわかるもの】の添付をお願いします。

ウ 住所や社名等の変更があった場合は、備考欄に変更前の住所、社名等を記入してください。

越谷市では償却資産の最初の申告時において、上記のような別表 16 等の添付書類を要求していない。

今後より正確な課税のために添付書類の要求を検討すべきである。

【意見 1 4】 新リース会計導入にあたっての準備について

令和 9 年から強制適用される新リース会計基準は、一般企業において相当な固定資産会計上のインパクトを持つ。

リース資産の償却資産課税上の取扱いは、所有権が移転しないファイナンスリースについて所有権をもつリース貸し手に課税し、使用者は税負担がない。

新リース会計基準は、所有権の有無やファイナンスリースかオペレーティングリースかに拘わらず、契約実態で固定資産計上、減価償却実施の会計処理をするので、償却資産課税上も相当な混乱が予想される。

今から会計処理知識の取得や、どのように誤った申告に対処するかについて準備する必要があると考えられる。

【意見15】新リース会計導入にあたってより有効で正確な課税のための方策について

新リース会計基準導入について、市ホームページ上での開示や申告書式の郵送時のパンフレット封入も重要であるが、実際にこの償却資産の申告に深く携わっているのは、会社の担当者以外に会計を代理する会計事務所や税理士である。

税理士会の月例会に出席して、正しい申告についての依頼、間違いやすい事項についての解説などを説明し啓発していくのも正しい課税のための方策と考えられる。

7. 都市計画税（特別土地保有税を含む）

（1）概要

都市計画税は、都市計画事業又は、土地区画整理事業に要する費用に充てるための「目的税」として課税される税である。

都市計画事業及び都市計画施設の具体的な内容は以下のものをいう。

都市計画事業	都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業
都市計画施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通施設（道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナル等） ・ 公共空地（公園、緑地、広場、墓園等） ・ 上下水道、電気・ガス供給施設、汚物処理場、ごみ焼却場その他供給施設または処理施設等

1) 課税客体及び納税義務者

都市計画税の納税義務者は、賦課期日（毎年1月1日）現在において市街化区域内にある土地家屋の所有者である。（地方税法第702条、第702条の6）

区分	所有者
土地	登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登録されている者（地方税法702条第2項）
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登録されている者（地方税法702条第2項） （区分所有に係る家屋については区分所有者とする）

ただし、賦課期日において、所有者として登記又は登録されている個人及び法人が賦課期日前に死亡または消滅している、あるいは所有者として登記されている人的非課税を受ける者が賦課期日前に所有者でなくなっているとき等の場合は、当該土地又は家屋を現に所有している者とする。

納税義務者が納付する都市計画税の納期限は5月末日、7月末日、12月末日、翌年2月末日である。一括納付も可能である。

2) 土地の種類及び評価

土地の評価の対象となるものは、地方税法第348条に規定されている都市計画税の非課税の範囲に該当する土地を除き、賦課期日現在において原則として市街化区域内に存在するすべての土地が対象である。

土地の評価に係る概要については、以下のとおりである。

i. 土地の評価について

項目	内容
地目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田 農耕地で用水を利用して耕作する土地 ・ 畑 農耕地で用水を利用しないで耕作する土地 ・ 宅地 建物の敷地又はその維持若しくは効用を果たすために必要な土地 ・ 鉱泉地 鉱泉（温泉を含む）の湧出口又はその維持に必要な土地 ・ 池沼 灌漑用水でない水の貯水池

	<ul style="list-style-type: none"> ・山林 耕作の方法によらないで竹木の生育する土地 ・牧場 家畜を放牧する土地 ・原野 耕作の方法によらないで雑草、灌木類等の生育する土地 ・雑種地 以上のいずれにも該当しない土地
地積	地積（面積）は、原則として登記簿に登記されている地積による。
価格	固定資産評価基準に基づき、売買実例価格を基に算定した正常売買価格を基礎として求めている。また、標準宅地の適正な時価を求める場合には、地価公示価格及び鑑定評価の7割とする。

ii. 課税標準

項目	内容
価格の据置制度	都市計画税の課税標準は、原則、基準年度の価格である。資産の適正な時価を課税標準として課税されるものであることから、本来であれば毎年度評価を行い、課税を行うことが妥当である。しかし、膨大な量の固定資産について毎年度評価を見直すことは、実務的には事実上不可能であることや、徴税コストを最小限に抑える必要があるため、その課税標準である価格を原則として3年間据え置くこととしている。ただし、新たに都市計画税の課税対象になった土地や、地目の変換など評価額を据え置くことが適当でない土地については、その事由の生じた翌年度に評価替えを行うこととしている。
住宅用地に対する特例	住宅用地とは、その住宅を維持し、またはその効果を果たすために使用されている一画地をいい、その条件を満たす場合は、住宅政策上の見地及び税負担を軽減する目的から、課税標準の特例措置が設けられている。 特例措置を適用した課税標準額は、住宅用地の区分に応じて次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模住宅用地 住宅用地で住宅1戸につき200㎡までの部分 $\text{価格} \times 1/3$ ・一般住宅用地 小規模住宅用地以外の住宅用地（家屋床面積の10倍まで） $\text{価格} \times 2/3$
税負担の調整措置	従前は、評価の水準が市町村ごとに異なっていたため、評価額の上昇割合にばらつきが生じていた。これを是正するために、平成9年度からは負担水準という考え方が導入され、この措置を講じてきたことで、負担水準の均衡化が進展しつつあるが、依然として地域や土地によってばらつきが残っている状況にある。更なる均衡化を実現するために、平成18年から負担水準の均衡化を促進する措置が講じられている。更に、住宅用地の措置特例が段階的に縮小され、平成26年からはその措置特例が廃止されている。

iii. 税率、免税点

項目	内容
税率	0.2%（地方税法第702条の4に「固定資産課税標準額の0.3%以下」と定められている。）
免税点	同一の者が市内に所有する土地の固定資産税課税標準額の合計額が、30万円に満たない場合には、都市計画税は課税されない。（地方税法第351条）

3) 家屋の種類及び評価

家屋の評価に係る概要については、以下のとおりである。

i. 家屋の評価について

項目	内容
家屋	家屋とは、住家、店舗、工場、倉庫その他の建物のこと。また、不動産登記法の建物とその意義を同じくするもの。 賦課期日（1月1日）において、次の3つの要件すべてを満たす建物を家屋として認定している。 ア 外気分断性 屋根、周壁等により外気を分断しうる構造を備えていること。しかし、短時間で取替えが必要な材質の場合は要件を満たさない。 イ 土地への定着性 基礎工事等で、土地と物理的に結合していること。構造や耐久性等も考慮される。 ウ 用途性 建物が家屋本来の目的を有し、その目的とする用途に供しうる利用空間が形成されていること。
価格	土地同様、適正な時価とし、固定資産評価基準に基づき再建築価格（評価対象となる家屋と同一家屋を評価の時点で新たに建てる場合に必要になる建築費）を基準として評価する。

ii. 課税標準等

項目	内容
価格の据置制度	土地同様、固定資産税の課税標準は、原則として、基準年度の価格であり、これを3年間据え置くこととしている。 ただし、家屋の改築等で評価の見直しが必要であるとされる場合には、その事由の生じた翌年度に評価替えを行う。

iii. 税率税・免税点

項目	内容
税率	0.2%（地方税法第702条の4に「固定資産課税標準額の0.3%以下」と定められている。）
免税点	同一の者が市内に所有する家屋の課税標準額の合計額が、20万円に満たない場合には、都市計画税は課税されない。（地方税法第351条）

4) 非課税、減免等

都市計画税の非課税、減免制度は固定資産税と一体として運用されるため、詳細な内容は固定資産税のセクションの記載を参照のこと。

(2) 担当課（資産税課）の組織体制

都市計画税の担当部署は、固定資産と同じ資産税課となっている。詳細な内容については、固定資産税のセクションの記載を参照のこと。

(3) 都市計画税の推移

1) 調定額、収入額の推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定額	2,533,059	2,483,819	2,518,906	2,536,154	2,545,254
収入額	2,474,193	2,440,131	2,482,504	2,507,537	2,521,483
徴収率	97.68%	98.24%	98.55%	98.87%	99.07%

2) 現年課税及び滞納繰越別の推移

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年	調定額	2,477,781	2,426,689	2,477,480	2,503,059	2,518,047
	収入額	2,452,402	2,413,373	2,464,803	2,491,806	2,507,583
	徴収率	98.98%	99.45%	99.49%	99.55%	99.58%
滞納	調定額	55,278	57,131	41,427	33,095	27,207
	収入額	21,792	26,758	17,702	15,730	13,899
	徴収率	39.42%	46.84%	42.73%	47.53%	51.09%

3) 納税義務者数の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総数	95,954	96,612	97,108	97,329	97,522
免税	422	405	401	409	402
課税割合	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6

4) 近隣市との比較

令和6年度における近隣市との比較は以下のとおり。

i. 比較した近隣市町村の人口等

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(k㎡)
越谷市	342,681	162,337	60.24
川越市	352,836	168,317	109.13
川口市	607,279	304,393	61.95
所沢市	343,187	169,931	72.11
さいたま市	1,346,412	643,592	217.43

※人口は令和6年4月1日現在

ii. 総額による比較

(単位：千円)

	越谷市	川越市	川口市	所沢市	さいたま市
調定額	2,545,254	4,450,462	9,624,389	4,173,920	20,743,292
収入額	2,521,483	4,374,416	9,524,909	4,124,489	20,601,188
徴収率	99.07%	98.29	98.97	98.82	99.31

iii. 現年課税、滞納繰越別の比較

(単位：千円)

		越谷市	川越市	川口市	所沢市	さいたま市
現年	調定額	2,518,047	4,374,800	9,528,609	4,119,963	20,607,576
	収入額	2,507,583	4,355,078	9,473,650	4,094,768	20,538,804
	徴収率	99.58%	99.55%	99.42%	99.39%	99.67%
滞納	調定額	27,207	75,662	95,780	53,957	135,716
	収入額	13,899	19,339	51,259	29,722	62,384
	徴収率	51.09%	25.56%	53.52%	55.08%	45.97%

(4) 課税事務の流れ

課税事務については、固定資産税と一体として同様の流れで行われる。詳細な内容については、固定資産税のセクションの記載を参照のこと。

(5) 監査の主な着眼点

都市計画税（特別土地保有税を含む）の賦課に関する事務の執行について監査をするにあたり、主な着眼点は、以下のとおりである。

- 1) 都市計画税の賦課に関する事務が、法令等に準拠し適切に行われているかどうか。（「合規性」の観点）
- 2) 都市計画税の賦課に関する事務が、納税義務者に対し公平に行われているかどうか。（「公平性」の観点）
- 3) 都市計画税の賦課に関する事務が、納税義務者（利用者を含む。）の理解を深め、効果的に執行されているかどうか。（3E「経済性」、「効率性」、「有効性」の観点）

(6) 実施した監査手続

都市計画税に対する監査手続は固定資産税に対する監査手続と一体として実施した。詳細な内容は固定資産税のセクションの記載を参照のこと。

(7) 指摘及び意見

都市計画税に対する監査手続は固定資産税に対する監査手続と一体として実施した。詳細な内容は固定資産税のセクションの記載を参照のこと。

8. 軽自動車税

(1) 概要

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対し課税される地方税である。

また、税制改正により、令和元年10月1日から自動車取得税が廃止され、軽自動車税（環境性能割）が創設された。軽自動車税（環境性能割）は、三輪以上の軽自動車（新車、中古に関わらず、取得価格が50万円を超えるもの）の取得者に対して課税される。なお、軽自動車税（環境性能割）の賦課徴収事務は、当分の間は県が行う。

1) 納税義務者

地方税法の定めにより軽自動車税は、毎年4月1日（賦課期日）時点で、軽自動車等を所有している者が納税義務者となる。また、軽自動車等に対して主たる定置場所在の市町村において課税することから、越谷市では市税条例により以下のように定められている。

【地方税法】

（軽自動車税の納税義務者等）

第443条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて、それぞれ当該3輪以上の軽自動車及び当該軽自動車等の主たる定置場所在の市町村が課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、製造により3輪以上の軽自動車を取得した自動車製造業者、販売のために3輪以上の軽自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）以外の目的に供するために3輪以上の軽自動車を取得した者として政令で定めるものを含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

（種別割の賦課期日）

第463条の16 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

【越谷市税条例】

（軽自動車税の納税義務者等）

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

2) 軽自動車税に関する用語の意義

軽自動車税に関する用語の意義については、地方税法及び道路運送車両法により以下のとおり定められている。

【地方税法】

(軽自動車税に関する用語の意義)

第 442 条 軽自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 環境性能割 3 輪以上の軽自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度その他の環境への負荷の低減に資する程度に応じ、3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税をいう。
- 2 種別割 軽自動車等の種別、用途、総排気量、定格出力その他の諸元の区分に応じ、軽自動車等に対して課する軽自動車税をいう。
- 3 軽自動車等 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車をいう。
- 4 原動機付自転車 道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車のうち、原動機により陸上を移動させることを目的として製作したものをいう。
- 5 軽自動車 道路運送車両法第三条に規定する軽自動車（軽自動車に付加して一体となっている物として政令で定めるものを含む。）をいう。
- 6 小型特殊自動車 道路運送車両法第三条に規定する小型特殊自動車をいう。
- 7 2 輪の小型自動車 道路運送車両法第三条に規定する小型自動車のうち、2 輪のもの（側車付 2 輪自動車を含む。）をいう。

【道路運送車両法】

(定義)

- 第 2 条 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
- 2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
- 3 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

(自動車の種別)

第 3 条 この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

3) 軽自動車等の規格

越谷市で交付する軽自動車等の標識の規格については、以下のとおりである。

原動機付自転車	総排気量 125 cc 以下のバイク (特定小型原付、ミニカー)
小型特殊自動車	車両の大きさが、長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.8m 以下であつて、最高速度が 15km/h 以下のもの
農耕作業用自動車	小型特殊自動車のうち農耕作業用のもので、最高速度が時速 35 km/h 以下のもの

4) 軽自動車税の税率

i. 原動機付自転車、軽二輪、二輪の小型自動車及び小型特殊自動車等

車種区分		税率 (年税額)
原付	総排気量 50 c c 以下 (特定小型原付を含む)	2, 0 0 0 円
	総排気量 90 c c 以下	2, 0 0 0 円
	総排気量 125 c c 以下	2, 4 0 0 円
	ミニカー	3, 7 0 0 円
軽二輪	総排気量 250 c c 以下	3, 6 0 0 円
小型二輪	総排気量 250 c c 超	6, 0 0 0 円
小型特殊	農耕作業用	2, 4 0 0 円
	その他 (フォークリフト等)	5, 9 0 0 円

ii. 三輪・四輪の軽自動車

車種区分		①税率	②継続税率	③重課税率
三輪		3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円	4, 6 0 0 円
四輪	乗用	営業用	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
		自家用	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
	貨物	営業用	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
		自家用	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

①平成 27 年 4 月 1 日以後に新規取得した新車は「税率」を適用

②平成 27 年 3 月 31 日以前に取得した車両は「継続税率」を適用

③「重課税率」とは、初度検査年より 13 年を経過した車両を対象に、当該軽自動車が初めて車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後に適用する税率。令和 6 年度課税においては、平成 23 年 3 月以前に新規検査を受けた車両に対して適用

iii. 軽課税率

環境性能に優れた軽自動車として、一定の要素に該当する前年度に新規取得した車両について、今年度の課税のみ適用する税率を、概ね 25%、50%又は 75%軽減した税率。

※前年度に軽課税率が適用された車両については今年度から、今年度に軽課税率が適用された車両については翌年度から、それぞれ①の税率を適用。

5) 軽自動車税の非課税

軽自動車税の非課税については、地方税法及び市税条例により以下のとおり定められている。

【地方税法】

(国等に対する軽自動車税の非課税)

第 445 条 市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区及び地方独立行政法人に対しては、軽自動車税を課することができない。

2 市町村は、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のものその他これに類するもので市町村の条例で定めるものに対しては、軽自動車税を課することができない。

【越谷市税条例】

(軽自動車税の納税義務者等)

第 80 条第 3 項 軽自動車等の所有者が法第 445 条第 1 項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第 1 項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第 81 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

- (1) 救急用のもの
- (2) 主として巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
- (3) 主として血液事業の用に供するもの
- (4) 主として救護資材の運搬の用に供するもの
- (5) 前各号に掲げるものに類するものとして市長が認めるもの

6) 軽自動車税の減免

軽自動車税の減免については、市税条例に基づき以下のとおり定められている。

対象及び内容	必要書類	提出期限
<p>【越谷市税条例】 (種別割の減免) 第 89 条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税(種別割)減免申請書 ・自動車検査証(車検証) ・運転者の運転免許証 ・減免を受ける者のマイナンバーカード等 ・身体障害者手帳、精神障害福祉手帳、療育手帳 ・車体内部の構造が確認できる書類 ・減免の適用基準に該当することが確認できる書類 ・納税通知書 	<p>5月31日 (納期限)</p>
<p>【越谷市税条例】 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第 90 条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。 (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)又は身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」</p>		

<p>という。)と生計を一にする者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者、当該身体障害者等のため当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のため当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p>		
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

(2) 市民税課の組織体制

軽自動車税の賦課及び調査等の業務は、市民税課の諸税担当の職員のうち、事業所税・たばこ税と兼務している1人、たばこ税と兼務している1人と専任の職員1人の合計3人で担当している。

1) 軽自動車税に関する班、グループ(令和7年3月31日現在)

班、グループ等	人数	平均経験年数	主な事務分掌
軽自動車税担当	3人	2.3年	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税に係る賦課及び減免等に関すること ・軽自動車税に係る調査に関すること

2) 現職における経験年数(令和7年3月31日現在)

班、グループ等	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
軽自動車税担当	0人	2人	1人	0人	3人

3) 現職における経験年数(令和7年3月31日現在。過去の税務の職務年数含む。)

班、グループ等	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
軽自動車税担当	0人	2人	0人	1人	3人

(3) 課税事務の流れ

1) 軽自動車税(種別割)の賦課期日と納期

軽自動車税(種別割)の賦課期日と納期については、地方税法及び市税条例により以下のとおり定められている。

<p>【地方税法】 (種別割の賦課期日) 第463条の16 種別割の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>【越谷市税条例】 (種別割の賦課期日及び納期)</p>

第 83 条 種別割の賦課期日は、4 月 1 日とする。
2 種別割の納期は、5 月 1 日から同月 31 日までとする。

2) 業務スケジュール

軽自動車税業務の月次業務及び年間業務については以下のとおりである。

月次業務	
<ul style="list-style-type: none"> ・受付業務（新規登録、廃車登録、名義変更、排気量変更等） ・紙媒体税申告書の処理（税事務協議会からの税申告書、課税物件異動通知書、市外転出及び死亡者名義変更通知の回答） ・基幹系システムへの検査情報データの取込 ・調定業務（環境性能割・種別割） ・照会調査に対する回答 ・市外転出通知及び死亡者名義変更通知（隔月：偶数月） 	

月	年間業務
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・当初賦課処理 ・納品された納税通知書の発送準備
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書の発送 ・減免申請受付 ・未着の納税通知書再送処理
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・減免決定の処理及び決定通知書の送付
8 月～9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査（未着の納税通知書対象者の住所及び定置場の確認）
1 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・公示送達
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・当初賦課データの更新及び確認作業

3) 事務手続の概要

i. 窓口業務（市ナンバーの新規登録、廃車登録、名義変更等）

A. 新規登録の受付

市ナンバーの対象となる原動機付自転車等の新規登録の場合、「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」を届出者から受け付ける。申請書の内容をもとに、基幹系システムへの登録が完了後、届出者に標識及び標識交付証明書を交付する。

B. 廃車登録の受付

市ナンバーの対象となる原動機付自転車等の廃車登録の場合、「軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書」を届出者から受け付ける。申請書の内容をもとに基幹系システムへの廃車登録が完了後、届出者に廃車申告受付書を交付する。

C. 名義変更の受付

市ナンバーの対象となる原動機付自転車等の名義変更の場合、「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」を届出者から受け付ける。申請書の内容をもとに基幹系システムを更新し、新所有者に標識及び標識交付証明書を交付する。

D. その他

排気量変更の場合、「原動機付自転車排気量変更申立書」を届出者から受け付ける。変更申立書の内容をもとに基幹系システムを更新し、届出者に変更後の標識交付証明書を交付する。

ミニカー改造の場合、「ミニカーへの改造申立書」を届出者から受け付ける。改造申立書の内容をもとに基幹系システムを更新し、届出者に変更後の標識交付証明書を交付する。

ii. 基幹系システムへの登録（市ナンバー）

A. 市民税課軽自動車税担当職員は、届出者から受領した「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」の内容をもとに、基幹系システム（WebRings）内の軽自動車税システムの課税台帳に、申請内容（新規登録、変更登録、廃車登録等）を手入力で入力する。

入力担当者は、「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」の入力担当者欄にサインをする。

B. 課税台帳の入力担当者とは別の担当者（照合担当者）が、日次で、課税台帳の登録内容の全件について、「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」が漏れなく、正確に入力されているかの確認を行う。

照合担当者は、「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」の確認担当者欄にサインをする。

C. B. の日次の確認とは別に、年度末の当初賦課処理のタイミングで、サンプリングにより課税台帳の登録内容の確認を行っている。サンプリングにより確認する件数としては、2～3 か月分の申請に係るものであり、ナンバーの漏れの有無、異なる種類で登録されていないか、電気・ガソリンの相違はないか等の観点で課税台帳の登録内容の確認が行われる。

iii. 基幹系システムへの登録（県ナンバー）

A. 軽自動車の所有者は、軽自動車検査協会埼玉事務所春日部支所、二輪の小型自動車または軽二輪の所有者は、関東運輸局埼玉陸運支局春日部自動車検査登録事務所で車両の登録申請及び税申告書（「軽自動車税（種別割）申告書（報告書）」）を提出する。

提出された税申告書は、埼玉県軽自動車税事務協議会から市町村ごとに取りまとめられ送付される。

その後の基幹系システムへの登録手順は、軽自動車と二輪の小型自動車または軽二輪で以下のとおり異なっている。

➤ 軽自動車

軽自動車は車検が義務付けられているため、電子媒体の車検データ（csv 形式）を地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から購入し、基幹系システムへ手動でインポートする。

課税台帳に登録されたデータと埼玉県軽自動車税事務協議会から送付された紙媒体の税申告書を照合し、内容の確認を行う。照合の結果、問題がなければ、紙媒体の税申告書に「照合済」の印を押印する。

➤ 二輪の小型自動車または軽二輪

二輪の小型自動車の一部を除いて、車検が不要のため、車検データはない。そのため、軽自動車のように車検データを購入し、基幹系システムへインポートする形での登録は行っておらず、市民税課担当職員が紙媒体の税申告書の内容を基幹系システムに手入力で登録する。

B. 入力担当職員とは別の職員による入力内容の照合業務のフローは、市ナンバーの場合と同様である。

iv. 減免に関する事務

A. WebRings の軽自動車税システムに登録されている前年度減免対象者を「減免対象一覧」という帳票で出力する。出力した「減免対象一覧」と、障害福祉課から情報共有された障害等級に関する情報や、住民記録システムに関する外部委託先である A 社から提供される死亡者に関する情報を照合し、減免対象から外れる納税者を一括で除外する。

減免対象が継続する納税者については、毎年 5 月に納税通知書に同封し減免の案内を発送する。納税者は、納税通知書と減免申請書を一括して市に郵送することにより継続して減免が適用される。

B. 当年度課税から新規に減免の適用を希望する納税者は、窓口や郵送で減免申請書を手入力し、必要書類を添付して申請する。

必要書類は障害者手帳、車検証の写し、世帯が別の場合生計同一家族であることの証明。（申請者が障害者本人ではない場合。申請者の源泉徴収票等。生計同一かどうかの判断が難しい場合は、生計同一である旨を具体的に記載した申立書の提出を求めている。）

C. 受領した「減免申請書」の内容を軽自動車税システムに市民税課担当職員が手入力を入力する。

D. 入力担当職員とは別の職員による入力内容の照合業務のフローは、市ナンバーの場合と同様である。

E. 入力内容をもとに軽自動車税システムから「減免決定通知書」が出力されるので、減免対象となる納税者に郵送する。

v. 宛名事務（転出・死亡等）、納税通知書の発送事務

A. 納税者の転出に関する情報は WebRings 内の住民記録システムに記録されるが、市民税課には住民記録システムを直接操作する権限がないため、住民記録システムに関する外部委託先である A 社を通じて 2 か月に 1 回、住民記録システムで転出の事実がある納税者に関する異動情報を受領し、その情報をもとに軽自動車税システムの課税台帳の内容を更新する。

市ナンバーについては、市で管理しているため、職権で課税台帳上の廃車処理を行うが、県ナンバーについては、県の手続を経ないと廃車処理は行えないため、納税者に県の手続が必要である旨を通知する。

B. 納税者の死亡に関する情報は WebRings 内の住民記録システムに記録されるが、市民税課には住民記録システムを直接操作する権限がないため、住民記録システムに関する外部委託先である A 社を通じて 2 か月に 1 回、住民記録システムで死亡の事実がある納税者に関する異動情報を受領し、その情報をもとに軽自動車税システムの課税台帳の内容を更新する。

市ナンバーについては、相続人に通知し、対象車両を廃棄するか相続するかの情報を入手し、課税台帳を随時更新する。県ナンバーについては、納税者死亡の情報を得た後、いったん課税保留にし、軽自動車検査協会や関東陸運局からの情報をもとに課税台帳の内容を更新する。

入力担当職員とは別の職員による入力内容の照合業務のフローは、市ナンバーの場合と同様である。

(4) 軽自動車税の推移

1) 当初課税台数等推移

(単位：台、円、%)

車種	税率区分	税率	R2		R3		R4		R5		R6		
			台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	
原動機付 自転車	50cc以下 (ミニカーを除く)	2,000	7,509	15,018,000	7,356	14,712,000	7,207	14,414,000	6,993	13,986,000	6,801	13,602,000	
	90cc以下	2,000	564	1,128,000	581	1,162,000	570	1,140,000	560	1,120,000	550	1,100,000	
	125cc以下	2,400	3,105	7,452,000	3,253	7,807,200	3,460	8,304,000	3,602	8,644,800	3,687	8,848,800	
	ミニカー	3,700	165	610,500	196	725,200	199	736,300	190	703,000	202	747,400	
軽自動車	2輪車 (250cc以下)	3,600	3,029	10,904,400	3,102	11,167,200	3,170	11,412,000	3,207	11,545,200	3,274	11,786,400	
		継続税率	3,100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	標準税率	3,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	75%軽課	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	50%軽課	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	25%軽課	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	重課税率	4,600	3	13,800	3	13,800	3	13,800	3	13,800	3	13,800	
	小計		3	13,800	3	13,800	3	13,800	3	13,800	3	13,800	
	3輪車 (660cc以下)	継続税率	5,500	0	0	0	0	0	0	1	5,500	5	27,500
		標準税率	6,900	0	0	1	6,900	3	20,700	4	27,600	5	34,500
		75%軽課	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		50%軽課	3,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		25%軽課	5,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		重課税率	8,200	0	0	0	0	0	0	3	24,600	14	114,800
		小計		0	0	1	6,900	3	20,700	8	57,700	24	176,800
	4輪以上 (660cc以下)	継続税率	7,200	16,372	117,878,400	14,328	103,161,600	12,403	89,301,600	10,464	75,340,800	8,793	63,309,600
		標準税率	10,800	10,321	111,466,800	12,828	138,542,400	16,602	179,301,600	18,693	201,884,400	20,851	225,190,800
		75%軽課	2,700	0	0	0	0	0	0	85	229,500	83	224,100
		50%軽課	5,400	332	1,792,800	204	1,101,600	0	0	0	0	0	0
		25%軽課	8,100	1,373	11,121,300	1,393	11,283,300	0	0	0	0	0	0
重課税率		12,900	7,212	93,034,800	7,752	100,000,800	8,321	107,340,900	8,661	111,726,900	8,903	114,848,700	
小計			35,610	335,294,100	36,505	354,089,700	37,326	375,944,100	37,903	389,181,600	38,630	403,573,200	
貨物営業用	継続税率	3,000	456	1,368,000	449	1,347,000	414	1,242,000	345	1,035,000	274	822,000	
	標準税率	3,800	496	1,884,800	654	2,485,200	799	3,036,200	923	3,507,400	1,014	3,853,200	
	75%軽課	1,000	0	0	0	0	0	0	10	10,000	0	0	
	50%軽課	1,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	25%軽課	2,900	26	75,400	32	92,800	0	0	0	0	0	0	
	重課税率	4,500	177	796,500	216	972,000	235	1,057,500	271	1,219,500	257	1,156,500	
	小計		1,155	4,124,700	1,351	4,897,000	1,448	5,335,700	1,549	5,771,900	1,545	5,831,700	
貨物自家用	継続税率	4,000	3,001	12,004,000	2,511	10,044,000	2,110	8,440,000	1,742	6,968,000	1,380	5,520,000	
	標準税率	5,000	2,313	11,565,000	2,806	14,030,000	3,367	16,835,000	3,855	19,275,000	4,242	21,210,000	
	75%軽課	1,300	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,300	
	50%軽課	2,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	25%軽課	3,800	129	490,200	110	418,000	0	0	0	0	0	0	
	重課税率	6,000	2,491	14,946,000	2,532	15,192,000	2,597	15,582,000	2,646	15,876,000	2,679	16,074,000	
	小計		7,934	39,005,200	7,959	39,684,000	8,074	40,857,000	8,243	42,119,000	8,302	42,805,300	
小型特殊車	農耕作業用	2,400	655	1,572,000	637	1,528,800	649	1,557,600	643	1,543,200	637	1,528,800	
	その他(フォークリフト等)	5,900	313	1,846,700	310	1,829,000	308	1,817,200	312	1,840,800	318	1,876,200	
2輪の小型自動車 (250cc超)	6,000	3,407	20,442,000	3,442	20,652,000	3,693	22,158,000	3,871	23,226,000	3,967	23,802,000		
過年度			26	154,400	20	58,000	11	36,400	5	15,600	8	46,300	
合計			63,475	455,153,696	64,716	472,312,969	66,121	496,464,374	67,089	514,967,471	67,948	532,067,154	
前年度対比			101.2	104.4	102.0	103.8	102.2	105.1	101.5	103.7	101.3	103.3	

2) 近隣市との比較

令和6年度における近隣の中核市との比較は以下のとおりである。

i. 比較した近隣市町村の人口等

	人口（人）	世帯数（戸）	面積（k m ² ）
越谷市	342,681	162,337	60.24
川越市	352,836	168,317	109.13
川口市	607,279	304,393	61.95
所沢市	342,671	169,186	72.11
さいたま市	1,346,412	643,592	217.43

※人口は令和6年4月1日現在

ii. 総額による比較

（単位：千円）

	越谷市	川越市	川口市	所沢市	さいたま市
調定額	579,115	810,952	847,493	622,731	1,908,703
収入額	560,067	784,703	808,759	607,139	1,848,472
徴収率	96.71%	96.76%	95.43%	97.50%	96.84%

iii. 現年課税、滞納繰越別の比較

（単位：千円）

		越谷市	川越市	川口市	所沢市	さいたま市
現年	調定額	562,787	787,907	812,444	609,100	1,852,403
	収入額	555,743	779,724	802,039	603,073	1,834,802
	徴収率	98.75%	98.96%	98.72%	99.01%	99.05%
滞納	調定額	16,328	23,045	35,048	13,630	56,300
	収入額	4,323	4,979	6,720	4,066	13,669
	徴収率	26.48%	21.61%	19.18%	29.83%	24.28%

(5) 監査の主な着眼点

軽自動車税の賦課に関する事務の執行について監査をするにあたり、主な着眼点は、以下のとおりである。

- 1) 軽自動車税の賦課に関する事務が、法令等に準拠し適切に行われているかどうか。（「合規性」の観点）
- 2) 軽自動車税の賦課に関する事務が、納税義務者に対し公平に行われているかどうか。（「公平性」の観点）
- 3) 軽自動車税の賦課に関する事務が、納税義務者（利用者を含む。）の理解を深め、効果的に執行されているかどうか。（3E「経済性」、「効率性」、「有効性」の観点）

(6) 実施した監査手続

- 1) 概要の把握

- ・法令、条例等の確認
 - ・資料等による概況把握
 - ・担当課への往査、質問及び確認
 - ・過去 5 年間の推移
 - ・他自治体の収納状況と比較
- 2) 外部委託の検証
- ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
 - ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認
- 3) 課税客体把握の検証
- ・課税客体の把握方法についての質問と確認
 - ・非課税や減免、不均衡課税のサンプル調査
- 4) 更正処理の確認
- ・更正事務の状況についての質問と確認
 - ・審査の申出（価格）、審査状況（価格以外）についての質問と確認
- 5) 算定税額の検証
- ・課税額の正確性についてのサンプル調査
 - ・正確性を確保する仕組みについての質問と確認
 - ・異動処理に関するサンプル調査
- 6) 課税事務の検証
- ・職員経験年数表の閲覧
 - ・市民に対する窓口対応についての質問と確認
 - ・通知書発送状況についての資料閲覧、質問及び確認
- 7) 他部署との連携の検証
- ・市役所内での情報共有状況についての質問と確認

上記のサンプル調査について、具体的なサンプリング方法、結果及び実施した手続は以下のとおりである。

i. サンプリング方法及び結果

令和 6 年度中に行われた軽自動車税の課税実務を対象に、以下の 5 つのカテゴリーごとに、母集団の件数やカテゴリーの質的な重要性を考慮して、以下の件数のサンプルをランダムサンプリングにより抽出した。

(ア) 新規登録

母集団：令和 6 年 4 月 1 日を基準日とした課税対象のうち、新規登録の全件

サンプリング件数：市ナンバー10 件、県ナンバー5 件をサンプリングした。それぞれの母集団件数は、市ナンバー：1,894 件、県ナンバー：11,310 件と県ナンバーの方が多いが、市ナンバーは市で受付、ナンバー交付、軽自動車税の賦課徴収まで一貫し

て行うため、質的な重要性がより高いと判断し、サンプル件数を県ナンバーよりも多くしている。

(イ) 変更登録

母集団：令和6年4月1日を基準日とした課税対象のうち、変更登録の全件

サンプリング件数：市ナンバー3件、県ナンバー3件をサンプリングした。それぞれの母集団件数は、市ナンバー：182件、県ナンバー：2,708件と県ナンバーの方が多いが、市ナンバーは市で受付、ナンバー交付、軽自動車税の賦課徴収まで一貫して行うため、質的な重要性がより高いと判断し、サンプル件数を県ナンバーと同数としている。

(ウ) 廃車登録

母集団：令和6年度中に行われた廃車登録の全件

サンプリング件数：市ナンバー5件、県ナンバー3件をサンプリングした。それぞれの母集団件数は、市ナンバー：2,176件、県ナンバー：13,037件と県ナンバーの方が多いが、市ナンバーは市で受付、ナンバー交付、軽自動車税の賦課徴収まで一貫して行うため、質的な重要性がより高いと判断し、サンプル件数を県ナンバーよりも多くしている。

(エ) 転出・死亡

母集団：令和6年度中に転出・死亡を理由に行われた変更・廃車登録の全件

サンプリング件数：市ナンバー3件（転出：2件、死亡：1件）、県ナンバー3件（転出2件、死亡1件）をサンプリングした。それぞれの母集団件数は、市ナンバー：263件（転出：206件、死亡：57件）、県ナンバー：1,195件（転出：965件、死亡：230件）と県ナンバーの方が多いが、市ナンバーは市で受付、ナンバー交付、軽自動車税の賦課徴収まで一貫して行うため、質的な重要性がより高いと判断し、サンプル件数を県ナンバーと同数としている。

(オ) 減免登録

母集団：令和6年度中に行われた減免登録の全件

サンプリング件数：市ナンバー2件、県ナンバー2件をサンプリングした。それぞれの母集団件数は、市ナンバー：11件、県ナンバー：858件と県ナンバーの方が多いが、市ナンバーは市で受付、ナンバー交付、軽自動車税の賦課徴収まで一貫して行うため、質的な重要性がより高いと判断し、サンプル件数を県ナンバーと同数としている。

ii. 抽出した監査サンプルについて実施した監査手続及び結果

(ア) 新規登録

【市ナンバー】

「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」の内容と課税台帳の登録内容が整合しているかを確認した。

確認にあたっては、申請書内の譲渡証明書の欄が適切に記載されているか、申請書に記載不備がないか、申請書の日付と「課税台帳」の登録日付に大きなズレはないか、という点にも留意した。

【県ナンバー】

軽自動車検査協会や陸運局から受領した「軽自動車税（種別割）申告書（報告書）」の内容と課税台帳の登録内容が整合しているかを確認した。

確認にあたっては、申請書内の譲渡証明書の欄が適切に記載されているか、申請書に記載不備がないか、申請書の日付と「課税台帳」の登録日付に大きなズレはないか、という点にも留意した。

【市ナンバー】

「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」に「課税台帳」への入力担当者と入力内容確認者の署名または押印がされていることを確認した。

【県ナンバー】

「軽自動車税（種別割）申告書（報告書）」に「課税台帳」への入力担当者の「入力済」印と照合担当者の「照合済」印が押印されていることを確認した。

納税通知書は納税者に送付し控えを紙面で保管する運用はしていない。また、納税通知書は軽自動車税システムより出力されるが、内容は課税台帳と同一の内容が納税通知書の形式に合わせて出力されることになるため、監査手続として、課税台帳と納税通知書の控えの照合は行わなかった。

(イ) 変更登録

【市ナンバー】

「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」の内容と課税台帳の登録内容が整合しているかを確認した。

確認にあたっては、申請書に記載不備がないか、申請書の日付と課税台帳の登録日付に大きなズレはないか、という点にも留意した。

【県ナンバー】

軽自動車検査協会や陸運局から受領した「軽自動車税（種別割）申告書（報告書）」の内容と課税台帳の登録内容が整合しているかを確認した。

確認にあたっては、申請書に記載不備がないか、申請書の日付と課税台帳の登録日付に大きなズレはないか、という点にも留意した。

【市ナンバー】

「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」に課税台帳への入力担当者と入力内容確認者の署名または押印がされていることを確認した。

【県ナンバー】

「軽自動車税（種別割）申告書（報告書）」に「課税台帳」への入力担当者の「入力済」印と照合担当者の「照合済」印が押印されていることを確認した。

納税通知書は納税者に送付し控えを紙面で保管する運用はしていない。また、納税通知書は軽自動車税システムより出力されるが、内容は課税台帳と同一の内容が納税通知書の形式に合わせて出力されることになるため、監査手続として、課税台帳と納税通知書の控えの照合は行わなかった。

(ウ) 廃車登録

【市ナンバー】

「軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書」の内容と課税台帳の登録内容が整合しているかを確認した。

確認にあたっては、申請書に記載不備がないか、課税台帳が廃車のステータスになっており、それ以上の変更・修正等の操作が行えないという点にも留意した。

【県ナンバー】

軽自動車検査協会や陸運局から受領した「軽自動車税（種別割）申告書（報告書）」の内容と WebRings の「課税台帳」の登録内容が整合しているかを確認した。

確認にあたっては、申請書に記載不備がないか、「課税台帳」が廃車のステータスになっており、それ以上の変更・修正等の操作が行えないという点にも留意した。

【市ナンバー】

「軽自動車税（種別割）申告廃車申告書兼標識返納書」に「課税台帳」への入力担当者と入力内容確認者の署名または押印がされていることを確認した。

【県ナンバー】

「軽自動車税（種別割）申告書（報告書）」に「課税台帳」への入力担当者の「入力済」印と照合担当者の「照合済」印が押印されていることを確認した。

(エ) 転出・死亡

【市ナンバー、県ナンバー共通】

転出者・死亡者のリスト（A 社から受領する住民記録システムの転出者・死亡者に関する異動情報）と課税台帳の登録内容が整合しているかを確認した。

(オ) 減免登録

【市ナンバー、県ナンバー共通】

（前年度からの継続適用者について）前年度の減免決定一覧と令和 6 年度に提出された減免申請書の内容が整合していることを確認した。（新規適用者について）減免申請書が市長宛に提出されていることを確認した。

確認にあたっては、記載不備や記載事項が減免適用の要件を満たすか、という点も考慮した。

【市ナンバー、県ナンバー共通】

減免申請書と課税台帳の登録内容が整合しているかを確認した。

確認にあたっては、減免申請書の日付と課税台帳の登録日付に大きなズレはないか、という点にも留意した。

納税通知書は納税者に送付し、控えを紙面で保管する運用はしていない。また、納税通知書は軽自動車税システムより出力されるが、内容は課税台帳と同一の内容が納税通知書の形式に合わせて出力されることになるため、監査手続として、課税台帳と納税通知書の控えの照合は行わなかった。

(7) 指摘及び意見

1) 指摘

該当なし。

2) 意見

【意見16】二輪車の県外譲渡について

県ナンバーについて、県を跨いだ譲渡の場合、譲渡者の市民自体が転出するわけではないため、異動に関する情報は他県の軽自動車検査協会や陸運局から共有される必要がある。

県を跨いだ譲渡の場合で四輪車の場合は、車検情報より異動に関する情報を把握できるが、二輪車の場合は、他県の軽自動車検査協会や陸運局から情報が共有されないことがあり、課税継続となるケースが多くなっている。市は情報の提供を受ける立場であり、あくまでも情報提供に関する責任の所在は、譲渡先の他県の軽自動車検査協会や陸運局にあると考えられるが、本来は課税客体とならない車両についても課税が継続している場合も存在している。

現状、市では県を跨いだ譲渡について、他県の軽自動車検査協会や陸運局からの情報が得られない場合、納税者からの自己申告に基づき、車両の状況について「埼玉県市町村軽自動車税事務協議会」へ調査を行い、課税の継続を個別に判断している。

しかし今後は、二輪車についても四輪車と同様に、二輪の小型自動車の車検情報や軽二輪の情報がデータベース化される予定であることから、市としてもこれらのデータベースを積極的に活用し、本来課税対象とならない車両に課税が継続している案件の減少に努めることが望ましい。

【意見17】短期間での廃車・再登録について

基準日（4月1日）直前に廃車登録し、基準日後に再登録することで課税逃れが可能になる。このようなリスクへの対策として市では、登録から廃車又は廃車から登録までの期間が短いものについては、個別に廃車理由のヒアリングを行い、それぞれの期間が短い理由の合理性を検討している。

しかし、課税回避の意図をもつ者の中には、行為を正当化するために、実態とは異なる理由を新たに構築したり、外形的な状況を整えるなど、様々な操作を行うことも考えられる。

現状、市ではヒアリングの実施以上の対応は行っていないが、例えば、同一車両で

廃車と再登録を繰り返している場合、廃車から再登録までの期間が社会通念上極端に短い場合、更にヒアリングに対する回答内容が著しく合理性を欠く場合や、その根拠が不明確である場合等、課税逃れの可能性が疑われる場合には、追加の調査を行うことができる体制を整備することが望ましい。

【意見18】電動キックボードについて

電動キックボードの一部は、道路交通法上「特定小型原動機付自転車」に該当し、車両登録とナンバープレートの取得が義務付けられている。

しかし、EC サイトで購入された車両や、海外から個人輸入された車両の中には、登録手続きが行われずに公道で使用されているケースがある。

登録手続の不備としては、電動キックボードが「特定小型原動機付自転車」に該当し、軽自動車税の対象になるという認識が販売者及び購入者のいずれにおいても乏しく、登録手続きが行われない場合、販売証明書等の必要書類の記載に不備（型式確認ができない等）があり、登録自体ができない場合等、様々なケースがある。

「特定小型原動機付自転車」は、所有しているだけで軽自動車税の課税対象となるため、軽自動車税の課税漏れを防止する観点からも、特定小型原動機付自転車の登録義務に関する啓発は今後の課題である。

現在市では、ホームページへの掲載や窓口でのPR資料の配布等により登録に関する周知を図っているが、特に海外からの直接購入のケースでは、情報が行き届かない可能性がある。

もっとも、軽自動車税（種別割）は毎年4月1日時点の車両の定置場が市内にある車両について課税される税であり、ECサイト、量販店、海外からの直輸入で購入した電動キックボードの毎年4月1日時点の定置場を実地調査等により確認することは困難であると考えられる。

そこで、現状の市のホームページやPR資料に記載されている内容を拡充し、電動キックボードをはじめとする特定小型原動機付自転車も車両登録及び軽自動車税（種別割）の納税義務があることをより明確に周知することが望ましい。

また、原動機付自転車を所有する納税者は、特定小型原動機付自転車を併せて所有している割合が高いと推測される。このため、原動機付自転車の納税者に送付する納税通知書に、特定小型原動機付自転車も課税対象である旨を記載した周知文を同封し、周知を図る方法も有効である。

【意見19】小型特殊自動車について

フォークリフトや農耕トラクター等の小型特殊自動車は、公道で運転しなくても所有していれば課税対象となるため、ナンバープレートの取得が必要である。

しかし、公道を走行しない場合、農地、工場、倉庫等の私有地内のみで使用するこ

これらの車両のナンバープレート取得が必要という認識が所有者に乏しい場合も多く、特に中古車両として売買された車両で、販売証明書が作成されていない場合や、古くから使用されてきた車両は、未登録のまま使用されるケースも多いと推測される。

ただし、公道を走行しない場合でも、地方税法上、所有者が納税義務者となるため、軽自動車税の課税漏れを防止する観点からも、登録義務に関する啓発は今後の課題である。

現在市では、ホームページへの掲載や窓口での PR 資料の配布等により登録に関する周知を図っているが、特に個人間の中古車両の売買では、情報が行き届かない可能性がある。

もっとも、軽自動車税（種別割）は毎年 4 月 1 日時点の車両の定置場が市内にある車両について課税される税であるが、地方税法第 448 条に定められた軽自動車税に関する質問検査権の範囲内でフォークリフトや農耕トラクター等が使用されている工場、倉庫、農地への実地調査を行い、毎年 4 月 1 日時点の定置場を確認することは困難であると考えられる。

そこで、現状の市のホームページや PR 資料に記載されている内容を拡充し、フォークリフトや農耕トラクターをはじめとする小型特殊自動車も車両登録及び軽自動車税（種別割）の納税義務があることをより明確に周知することが望ましい。

また、販売店での販売の場合、販売者側に、購入者に対する登録義務の周知を依頼し、連携を図ることが有効である。

9. 市たばこ税

(1) 市たばこ税の概要

現在、たばこについては、国税であるたばこ税及びたばこ特別税、地方税である県たばこ税と市たばこ税があり、消費者は、これらが加算されたたばこを購入することにより税を負担している。

市たばこ税は、製造たばこの製造業者、特定販売業者、卸売販売業者（以下、卸売販売業者等）が、市内に営業所を有する小売販売業者に対し、製造たばこを売り渡す場合において、当該売り渡す製造たばこに対し、当該売り渡しを行う卸売販売業者等に課税される税金である。

1) 納税義務者

市たばこ税の納税義務者は、製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者である。

2) 課税の仕組み

i. 市たばこ税の税率

一般たばこ及び旧 3 級品・・・1,000 本当たり 6,552 円

※旧 3 級品とは、「エコー」、「わかば」、「しんせい」、「ゴールデンバット」、「バイオレット」、「ウルマ」の 6 銘柄である。

ii. 申告と納税

市たばこ税は申告納税方式であり、市たばこ税の納税義務者は、毎月月末までに、前月の初日から末日までの間における課税標準数量及び税額等を記載した申告書を市に提出し、その税額を納付する。

iii. 手持ち品課税

手持ち品課税とは、たばこの卸売販売事業者及び小売販売業者が、たばこ税の税率引き上げ日の午前零時において、製造たばこを 2 万本以上所持する場合に、その所有する製造たばこについて、税率引き上げ分相当分を課税するものである。

(2) 市民税課の組織体制

市たばこ税の賦課及び調査等の業務は、市民税課の諸税担当の職員のうち、軽自動車税と兼務している 1 人と軽自動車税・事業所税と兼務している 1 人の合計 2 人で担当している。

1) 市たばこ税に関する班、グループ担当（令和 7 年 3 月 31 日現在）

班・グループ等	人数	平均経験年数	主な事務分掌
たばこ税担当	2 人	2.5 年	・たばこ税の課税に関すること ・たばこ税に係る調査に関すること

2) 現職における経験年数 (令和7年3月31日現在)

班・グループ等	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
たばこ税担当	0人	1人	1人	0人	2人

3) 現職における経験年数 (令和7年3月31日現在。過去の税務の職務年数含む。)

班・グループ等	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
たばこ税担当	0人	1人	0人	1人	2人

(3) 市たばこ税の推移

1) 市たばこ税の過去5年間の推移

i. 調定額、収入額の推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定額	2,214,087	2,358,167	2,498,666	2,521,474	2,452,464
収入額	2,214,087	2,358,167	2,498,666	2,521,474	2,452,464
徴収率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

ii. 課税本数の推移

(単位：千本)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
課税本数	376,879	374,100	381,359	384,840	374,307

2) 近隣中核市との比較

令和6年度における近隣の中核市との比較は以下のとおりである。

i. 比較した近隣市町村の人口等

	人口 (人)	世帯数 (戸)	面積 (k m ²)	課税本数 (千本)
越谷市	342,681	162,337	60.24	347,307
川越市	352,836	168,317	109.13	343,049
川口市	607,279	304,393	61.95	698,521
所沢市	342,671	169,186	72.11	315,831
さいたま市	1,346,412	643,592	217.43	1,269,760

※人口は令和6年4月1日現在

ii. 総額による比較

(単位：千円)

	越谷市	川越市	川口市	所沢市	さいたま市
調定額	2,452,464	2,247,668	4,576,711	2,069,327	8,319,469
収入額	2,452,464	2,247,668	4,576,711	2,069,327	8,319,469
徴収率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

iii. 現年課税、滞納繰越別の比較

(単位：千円)

		越谷市	川崎市	川口市	所沢市	さいたま市
現年	調定額	2,452,464	2,247,668	4,576,711	2,069,327	8,319,469
	収入額	2,452,464	2,247,668	4,576,711	2,069,327	8,319,469
	徴収率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
滞納	調定額	0	0	0	0	0
	収入額	0	0	0	0	0
	徴収率	-	-	-	-	-

iv. 令和6年度における月別の申告件数と調定額

月	申告件数	調定額 (円)
4	7	200,746,111
5	9	204,943,051
6	9	205,961,789
7	8	205,577,253
8	8	206,085,556
9	8	223,020,976
10	7	191,223,727
11	8	224,253,690
12	9	203,491,198
1	8	214,267,503
2	7	189,826,631
3	9	183,066,729
計	-	2,452,464,214

(4) 課税事務の流れ

1) 業務スケジュール

月次業務	
i	毎月末日までに卸売販売業者等により提出される前月分の売渡本数の申告書の受付
ii	申告書の内容精査
iii	翌月10日頃までに歳入調定

2) 事務手続の概要

i. 月次申告

- A. 市内の納税義務者は毎月末に税務申告書を提出する。提出方法は電子申告の場合と、紙の税務申告書を提出する場合の両方がある。

電子申告は地方税の電子申告システム (eLTAX) で行われる。申告データは csv 形式で受理し、地方税共同機構提供の「データ作成支援ソフト」にインポートすると、下記の税務申告書様式に変換されて印字することができる。

- ▶ 越谷市の場合、主な納税義務者は、市内に卸売に関する事業所を有する国内外の大手たばこ製造業者の子会社等になる。毎月申告書を提出する事業者は7社程度

で、数か月に1回申告書を提出する事業者は3社程度である。

- ▶ 販売後の返品分は申告書の「返還控除を受けようとする本数」「返還控除を受けようとする金額」に記載され、申告納税額より控除される。

第34号の2様式

※ 処 理 事 項	整理番号	事務所	納税区分	事業者コード	申告区分	予備
					1	2220
	発信年月日				申告年月日	
	通信日付印					
越谷市長 殿						
申 告 者	住所又は所在地	〒 -				
	氏名又は名称	電話番号()				
	個人番号 又は 法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。				
令和 年 月分		市区町村たばこ税の		申告書		※
課税標準数量	①	十億 百万 千 本				
税額 (① × $\frac{6,552}{1,000}$)	②	円				
課税免除を受けようとする本数		本				
課税免除を受けようとする税額	③	円				
返還控除を受けようとする本数		本				
返還控除を受けようとする金額	④	円				
差引 (② - ③ - ④)	⑤	円				
既に納付又は還付の確定した税額又は金額	⑥	円				
この申告により納付すべき税額又は還付を受けようとする金額 (⑤ - ⑥)		円				
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	()					
備考						

B. 申告書の受領日を、市民税課市たばこ税担当で運用している「税申告書の受領チェックリスト」(表計算ソフトで作成)に手書きで書き入れ、申告漏れや申告遅延等の有無を管理している。

- ▶ 納税義務者は上記のとおり、大手のたばこ製造業者の子会社等の法人であり、基本的には申告漏れや申告遅延は生じていない。
- ▶ 毎月申告がない納税義務者に関しては、前年同月と比較して、前年は申告実績が

あったにも関わらず当年は申告がない場合等は直接納税義務者に連絡して確認を行う。

C. 埼玉県から提供された、県たばこ税の税務申告書に記載された事業者ごとの月次の販売数を一覧化した「事業所別売渡し本数明細表」と、市に提出された税務申告書の内容に差異がないかの確認を行う。

▶ 申告本数は原則自己申告であり、裏付けとなる証憑（小売店への販売時の受領書等）の照合は物理的に困難であるため実施していない。

ただし、たばこ税は、国税のたばこ税、県税のたばこ税、市税のたばこ税があり、申告される本数はそれぞれ同数であることから、県に申告された本数との照合を行うことで、本数の正確性を確認している。なお、国税のたばこ税の申告内容との整合性の確認は特段実施していない。

D. 申告書の記載内容（本数、税額）を表計算ソフトで作成した一覧表（月次の販売本数および市たばこ税調定額を集計・整理した資料（「徴収簿、市たばこ税調定額」））に集計・転記する。

当該一覧表を添付資料として月末に月次の申告内容の決裁に係る起案書を起案し、適切な決裁権者（市民税課長）が最終決裁する。

（5）監査の主な着眼点

市たばこ税の賦課に関する事務の執行について監査をするにあたり、主な着眼点は、以下のとおりである。

- 1) 市たばこ税の賦課に関する事務が、法令等に準拠し適切に行われているかどうか。（「合規性」の観点）
- 2) 市たばこ税の賦課に関する事務が、納税者に対し公平に行われているかどうか。（「公平性」の観点）
- 3) 市たばこ税の賦課に関する事務が、納税者（利用者を含む。）の理解を深め、効果的に執行されているかどうか。（3 E 「経済性」、「効率性」、「有効性」の観点）

（6）主な監査手続

- 1) 概要の把握
 - ・法令、条例等の確認
 - ・資料等による概況把握
 - ・担当課への往査、質問及び確認
 - ・過去5年間の推移
 - ・他自治体の収納状況と比較
- 2) 外部委託の検証
 - ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧

- ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認
- 3) 課税客体把握の検証
 - ・課税客体の把握方法についての質問と確認
 - ・非課税や減免、不均衡課税のサンプル調査
- 4) 更正処理の確認
 - ・更正事務の状況についての質問と確認
 - ・審査の申出（価格）、審査状況（価格以外）についての質問と確認
- 5) 算定税額の検証
 - ・課税額の正確性についてのサンプル調査
 - ・正確性を確保する仕組みについての質問と確認
 - ・異動処理に関するサンプル調査
- 6) 課税事務の検証
 - ・職員経験年数表の閲覧
 - ・市民に対する窓口対応についての質問と確認
 - ・通知書発送状況についての資料閲覧、質問及び確認
- 7) 他部署との連携の検証
 - ・市役所内での情報共有状況についての質問と確認

上記のサンプル調査について、具体的なサンプリング方法及び結果、実施した手続は以下のとおりである。

i. サンプリング方法及び結果

申告納税は毎月行われていることから、任意の1か月（令和7年1月）の申告書及び起案書を監査対象サンプルとして選定した。

ii. 抽出した監査サンプルについて実施した監査手続及び結果

- 受付簿（市民税課市たばこ税担当で運用している「税申告書の受領チェックリスト」（表計算ソフトで作成））に受領日が記載されている納税者が漏れなく申告書を提出していることを確認した。
- 申告書の内容（本数・金額）と起案書の添付資料となる、月次の販売本数及び市たばこ税調定額を集計・整理した資料（「徴収簿、市たばこ税調定額」）の内容が一致していることを確認した。
- 起案書（起案日、決裁日ともに令和7年1月31日）に適切な決裁権者（市民税課長）の最終決裁がされていることを確認した。

(7) 指摘及び意見

1) 指摘

該当なし。

2) 意見

【意見20】加熱式たばこの紙巻たばこへの換算方法の改正について

令和6年度の課税実務において、加熱式たばこは以下の換算方法で一般の紙タバコの本数に換算する。(越谷市税条例第94条第3項)

加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算値=A+B
【重量部分】
$A = \frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの重量 (巻紙、フィルター等の重量を含む。)}}{0.4\text{g}} \times 0.5$
【価格部分】
$B = \frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの小売定価 (消費税抜き)}}{\text{紙巻たばこ1本当たりの平均価格 (※)}} \times 0.5$
(※) 国税庁が定める基準

一方、令和7年度の税制改正によって、「加熱式たばこ」の紙巻たばこへの本数の換算方法が見直された。(令和8年4月1日施行)

加熱式たばこを「スティック型の加熱式たばこ(注1)」と「スティック型以外の加熱式たばこ(注2)」に区分した上で、原則として1箱の重量ごとに紙巻きたばこの本数に換算する。

その上で、「スティック型の加熱式たばこ」は1本の重量、「スティック型以外の加熱式たばこ」は1箱の重量に基づき、最低課税の仕組みが導入された。

(注1)「スティック型の加熱式たばこ」とは、葉たばこを原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこをいう。

(注2)「スティック型以外の加熱式たばこ」とは、「スティック型の加熱式たばこ」以外の加熱式たばこをいう。

具体的には、区分に応じて、次に記載している計算式で紙巻たばこの本数に換算する。

① スティック型の加熱式たばこ

加熱式たばこ1箱 の紙巻たばこの 本数への換算値	=	$\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの葉たばこ等の重量}}{0.35\text{g}}$
--------------------------------	---	----------------------------------------------------

② スティック型以外の加熱式たばこ

加熱式たばこ1箱 の紙巻たばこの 本数への換算値	=	$\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの葉たばこ等の重量}}{0.2\text{g}}$
--------------------------------	---	---------------------------------------------------

※スティック型以外の加熱式たばこの1箱当たりの重量が4g未満である場合には、

スティック型以外の加熱式たばこの 1 箱をもって紙巻たばこ 20 本に換算することになる（最低課税）。

なお、スティック型の加熱式たばこと併せて使用されるなど、一定の加熱式たばこの喫煙用具（製造たばことみなされるもの）は、重量が 4g 未満であっても、最低課税の適用はない。（出所：国税庁 HP）

また、激変緩和措置として、令和 8 年 4 月 1 日（第 1 段階）と同年 10 月 1 日（第 2 段階）の 2 段階で次のとおり課税方式の見直しが行われる。

		課税標準(紙巻たばこへの換算方法)
改正前(～R 8. 3. 3 1)		改正前の換算本数 × 1. 0
改 正 後	第 1 段階 (R 8. 4. 1 ～)	改正前の換算本数 × 0. 5 + 改正後の換算本数 × 0. 5
	第 2 段階 (R 8. 1 0. 1 ～)	改正後の換算本数 × 1. 0

出所：越谷市ホームページ「よくある質問 Q&A」に掲載されている資料より

以上のように、加熱式たばこの紙巻たばこへの換算に関する改正後の計算式は従来よりも複雑であり、取り扱う銘柄が多く、銘柄の入れ替えが多くある卸売業者においては、換算時の換算誤りが発生するリスクがある。特に改正直後には、換算方法の大幅な変更があることから、そのリスクがより大きくなる可能性がある。

そのため、納税者が改正内容を正しく理解し、その理解に基づいて適切な申告を行えるようにするために、制度改正の際には、改正内容の周知を従来以上に強化し、説明資料や相談体制の充実を通じて、納税者が正確に申告できる環境を整備することが望まれる。

10. 事業所税

(1) 事業所税の概要（納税義務者、課税の仕組み等）

事業所税は、都市環境の整備及び改善に充てる目的税である。事業所税は、東京都、指定都市及び人口 30 万人以上の都市で政令で指定する都市等において課税されるものであり、埼玉県では越谷市が平成 11 年 10 月 1 日から課税団体として指定され、課税を行っている。また、事業所税は、事業所床面積を課税標準とする「資産割」と、従業者給与総額を課税標準とする「従業者割」で構成されている。

1) 納税義務書

事業所税の納税義務者は、市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人である。ただし、「資産割」及び「従業者割」それぞれにおいて、免税制度が設けられており、市内に所在する各事業所等の合計床面積（非課税に該当するものを除く。）が 1,000 m²以下の場合、「資産割」は課税されず、また、市内に所在する各事業所等の合計従業者（非課税に該当するものを除く。）が 100 人以下の場合、「従業者割」は課税されない。

2) 課税の仕組み

事業所税の税額は、資産割額と従業者割額の合計額によって計算される。資産割額及び従業者割額の計算方法は以下のとおりである。

- i. 資産割額・・・課税標準（事業所床面積）×税率（1 m²当たり 600 円）
- ii. 従業者割額・・・課税標準（従業者給与総額）×税率（100 分の 0.25）
- iii. 非課税

事業所税には、事業を行う者の人格に着目して非課税とする人的非課税と施設の用途に着目して非課税とする用途非課税がある。

- ①主な人的非課税・・・国、公共法人、公益法人、又は人格のない社団（収益事業に係る部分を除く）等
- ②主な用途非課税・・・福利厚生施設（保養所、美容室、理髪室、食堂、体育館、売店、喫茶室、娯楽教室等、従業者の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けられている施設で直接事業の用に供さないもの）、消防用設備等・防災施設等

iv. 申告及び納税

事業所税は申告納税方式であり、法人の場合は事業年度終了の日から 2 月以内、個人の場合は翌年の 3 月 15 日までに「事業所税申告書」を提出し、併せて事業所税を納付する。なお、免税点以下であっても、以下の①～③に該当する場合、「事業所用家屋及び従業者の申告書」を市に提出する義務がある。

- ① 前事業年度（法人）または前年（個人）に納税義務があった場合
- ② 課税標準の算定期間末日において、市内の各事業所等の床面積合計額（非課税に係る事業所床面積及び休止施設を含む）が、800 m²を超える場合
- ③ 課税標準の算定期間末日において、市内の各事業所等の従業者数（非課税に係る従業者数を含む）の数の合計数が80人を超える場合

また、事業所用家屋の全部または一部を事業所税の納税義務者に貸付けている場合、その貸付者は、その貸付を行った日から1月以内に「事業所用家屋の貸付申告書」を市に提出する。さらに、その申告した事項に異動が生じた場合はその異動が生じた日から1月以内に「事業所用家屋の貸付異動申告書」を市に提出する。なお、事業所用家屋の貸付があった場合、その貸付に係る事業所床面積は、貸付者の事業所床面積から除外される。

v. 減免

市税条例第144条において、事業所税の減免について規定されており、市長は、天災その他これに類する事由により事業所用家屋が滅失し、又は甚大な損害を受けた者、特別な事由がある者のうち、市長において必要があると認める者に対して事業所税を減免する。減免を受けようとする者は、減免申請書及び減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して申告期限までに提出する必要がある。

(2) 市民税課の組織体制

事業所税の賦課及び調査等の業務は、市民税課の諸税担当の職員のうち、法人市民税と兼務している2人と軽自動車税・たばこ税と兼務している1人の合計3人で担当している。

1) 事業所税に関する班、グループ（令和7年3月31日現在）

班、グループ等	人数	平均経験年数	主な事務分掌
事業所税担当	3人	2.1年	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所税の課税に関すること ・事業所税に係る調査に関すること ・事業所税に係る減免申請の受理及び処理

2) 現職における経験年数（令和7年3月31日現在）

班、グループ等	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
事業所税担当	0人	2人	1人	0人	3人

3) 現職における経験年数（令和7年3月31日現在。過去の税務の職務年数含む。）

班、グループ等	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
事業所税担当	0人	1人	0人	2人	3人

(3) 課税事務の流れ

事業所税担当者の月次業務は以下のとおりである。

月次業務	
i	申告対象事業者への申告案内の発送（各事業者の決算月に送付）
ii	提出された申告書を税務システムへ入力（未申告法人への問い合わせ）
iii	翌月 10 日頃までに歳入調定

※年に 1 度、固定資産税家屋台帳のデータを抽出し、過去の家屋台帳データとの差分を取り、延べ床面積に異動があった建物、新築された建物を抽出し、申告の必要性、変更の必要性を確認している。

(4) 事業所税の推移

1) 事業所税の過去 5 年間の推移

i. 調定額、収入額の推移

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
調定額	773,349	843,951	797,724	806,499	824,836
収入額	746,792	841,367	796,633	806,499	824,027
徴収率	96.57%	99.69%	99.86%	100.00%	99.90%

ii. 納税義務者数の推移

(単位：件)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
資産割	391	431	401	411	412
従業者割	60	56	58	61	60
合計	403	438	409	421	422

※納税義務者数の合計は資産割・従業者割の別に関わらず事業所税が課税されている者の実数を計上しているため、資産割・従業者割それぞれの納税義務者数の合計数とは異なり、過年度分の納税義務者数も含む。

2) 同規模の自治体の事業所税の推移

令和 6 年度における近隣の中核市との比較は以下のとおりである。

i. 比較した近隣市町村の人口等

	人口 (人)	世帯数 (戸)	面積 (k m ²)
越谷市	342,681	162,337	60.24
川越市	352,836	168,317	109.13
川口市	607,279	304,393	61.95
所沢市	342,671	169,186	72.11
さいたま市	1,346,412	643,592	217.43

※人口は令和 6 年 4 月 1 日現在

ii. 総額による比較

(単位：千円)

	越谷市	川越市	川口市	所沢市	さいたま市
調定額	824,836	1,731,099	1,420,290	830,448	4,930,165
収入額	824,027	1,731,388	1,419,486	830,448	4,926,301
徴収率	99.90%	100.02%	99.94%	100%	99.92%

iii. 現年課税、滞納繰越別の比較

(単位：千円)

		越谷市	川越市	川口市	所沢市	さいたま市
現年	調定額	824,836	1,731,099	1,413,771	830,448	4,924,511
	収入額	824,027	1,731,388	1,713,771	830,448	4,922,845
	徴収率	99.90%	100.02%	100.00%	100.00%	99.97%
滞納	調定額	0	0	6,518	0	5,654
	収入額	0	0	5,714	0	3,455
	徴収率	0.00%	0.00%	87.66%	0.00%	61.12%

(5) 監査の主な着眼点

- 1) 事業所税の賦課に関する事務が、法令等に準拠し適切に行われているかどうか。
(「合規性」の観点)
- 2) 事業所税の賦課に関する事務が、納税者に対し公平に行われているかどうか。
(「公平性」の観点)
- 3) 事業所税の賦課に関する事務、特に収入未済額の管理と滞納管理の事務が、納税者(利用者を含む。)の理解を深め、効果的に執行されているかどうか。(3E「経済性」、「効率性」、「有効性」の観点)

(6) 主な監査手続

- 1) 概要の把握
 - ・法令、条例等の確認
 - ・資料等による概況把握
 - ・担当課への往査、質問及び確認
 - ・過去5年間の推移
 - ・他自治体の収納状況と比較
- 2) 外部委託の検証
 - ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
 - ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認
- 3) 課税客体把握の検証
 - ・課税客体の把握方法についての質問と確認
 - ・非課税や減免、不均衡課税のサンプル調査
- 4) 更正処理の確認

- ・更正事務の状況についての質問と確認
 - ・審査の申出（価格）、審査状況（価格以外）についての質問と確認
- 5) 算定税額の検証
- ・課税額の正確性についてのサンプル調査
 - ・正確性を確保する仕組みについての質問と確認
 - ・土地や家屋の評価についての質問と確認
 - ・土地や家屋の異動処理に関するサンプル調査
- 6) 課税事務の検証
- ・職員経験年数表の閲覧
 - ・市民に対する窓口対応についての質問と確認
 - ・通知書発送状況についての資料閲覧、質問及び確認
- 7) 他部署との連携の検証
- ・市役所内での情報共有状況についての質問と確認

(7) 監査の結果

- 1) 課税の正確性について、以下のサンプルチェックを実施した。

		床面積	非課税	課税標準	資産割金額	最終	非課税理由	減免部分
A社	10月決算	2259.89	42.07	2217.82	1,330,692	1,330,600	勤労者福利厚生施設	
B社	10月決算	1791.95	184.03	1607.92	964,752	964,700	勤労者福利厚生施設	
C社	10月決算	991.8	31.57	0	0	0	1000m未満	
D社	10月決算	1046.91	69.56	977.35	0	0	1000m未満	
E社	9月決算	4650.12	169.16	4480.96	2,688,576	2,688,500	勤労者福利厚生施設	65歳以上 25名
F社	10月決算	2100.15	179.05	960.55	576,330	576,300	勤労者福利厚生施設	控除面積 960.55 流通業務地区内施設
G社	10月決算	4638.46	183.66	2227.4	1,336,440	1,336,400	勤労者福利厚生施設	控除面積 2227.4 流通業務地区内施設
H社	10月決算	2097.07	357.13	992.04	595,224	595,200	勤労者福利厚生施設	消防防災施 342.66 他

- 2) より正確な申告のために市がとっている方策を以下のとおり検討した。

事業所税は申告課税であるので、申告書の詳細なレビュー及び申告者への書き方の注意点の丁寧な開示が基本となる。

越谷市では、事業所税の概要、申告書のフォーム等のホームページでの開示はあるが、東京都のように手引き・Q&Aは開示していない。（紙ベースの「事業所税のてびき」は保有しており、申告者が希望すれば配付している。）

一方、担当職員は毎年事業所税都市連絡協議会研究会に出席し、研究課題についての各市の対応の比較や自らの疑問を各市担当者に投げかけ議論を行う等、日頃研鑽に努めている。

ちなみに令和6年度の研究課題は、共用部分への特例適用について及び算定期間中途での事業所の新設・廃止や共用床面積積算出の際等の計算順序についてであり、越谷市職員からは運送事業用施設の非課税施設についてであった。

このように事業所税の実務は、その面積、人数、給与額の把握については、非常に

対応が細かく難解な点も多い。

越谷市では適用事業所が少なく、申告での疑問は直接市の担当者に電話で問い合わせてもらい対応する形を今まで取ってきたが、今後、物流拠点の越谷市での増加も見込まれるので、ホームページ上で手引きを開示し、また問題となりそうな点をQ&A方式で開示するのが望ましいと考える。

【意見21】「事業所税のてびき」について

現在紙の冊子ベースで保有している「事業所税のてびき」をコストの点からもホームページ上での開示に切り替え、概要説明に手引き、詳細なQ&Aを加えるべきである。

3) より網羅的な課税を担保するための市が実施している方策について以下のとおり検討した。

- i. 免税点以下申告面積 800m²以上 1,000m²未満 人員 80人以上 100人以下の対象法人から申告をさせることで課税の可能性のある事業所の早期把握に努める。
- ii. 年に1度、固定資産税家屋台帳のデータを抽出し、過去の家屋台帳データとの差分を取り、延べ床面積に異動があった建物、新築された建物を抽出し、申告の必要性、変更の必要性を確認している。
- iii. 他の税の現地調査に同行し、申告漏れの事業所が新たにできていないか確認している。

(監査結果)

課税の網羅性確保のための事務手続に問題はない。

1 1. 国民健康保険税

(1) 概要

1) 国民健康保険制度

国民健康保険制度は、他の医療保険制度（被用者保険、後期高齢者医療制度等）に加入されていない全ての住民の方を対象とした医療保険制度である。都道府県及び市町村（特別区を含む）が保険者となる市町村国保と、業種ごとに組織される国民健康保険組合から構成されている。国民健康保険は、国民皆保険制度を支える基盤的役割を担っており、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進において重要な役割を果たしている。国民健康保険料あるいは国民健康保険税は、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金拠出金、その他国民健康保険事業に要する費用の納付に要する費用に充てるため、徴収される。

なお、国民健康保険料と国民健康保険税の違いは、以下の根拠の違いによる。

- ・国民健康保険料・・・国民健康保険法第 76 条
- ・国民健康保険税・・・地方税法第 703 条の 4

国民健康保険法第 76 条

(保険料)

第七十六条 市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含む。以下同じ。）、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。

（第二号以下省略）

地方税法第 703 条の 4

(国民健康保険税)

第七百三条の四 国民健康保険を行う市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合には、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村）は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者（以下この節において「被保険者」という。）である世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）に対し、国民健康保険税を課することができる。

一 国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において

「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用(当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等、同法の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び同法の規定による出産育児関係事務費拠出金、介護保険法の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含む。以下この条において同じ。)

- 二 国民健康保険法の規定による財政安定化基金拠出金(第三項第一号ハにおいて「財政安定化基金拠出金」という。)の納付に要する費用
- 三 その他国民健康保険事業に要する費用
(第二号以下省略)

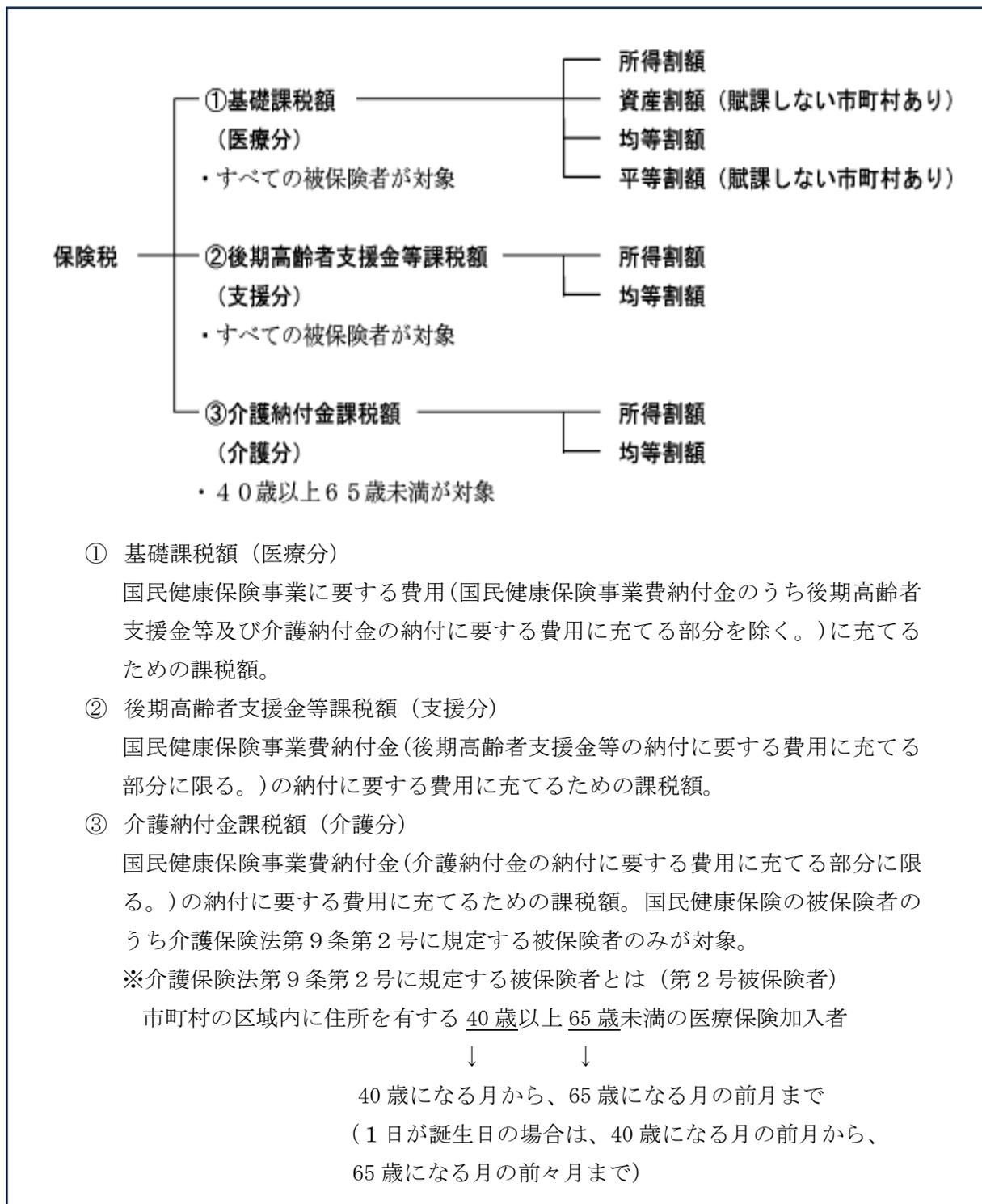
保険料が原則であるが、保険者が市区町村の場合は保険税を選択することができる。埼玉県は、63市町村は、すべて税方式を選択している。

2) 納税義務者

国民健康保険の納税義務者は世帯主である(地方税法第703条の4第1項)。世帯主が国民健康保険の被保険者ではなくても、世帯内に被保険者がいる場合は、その世帯主が納税義務者となる(擬制世帯主、擬主、2項世帯主等という。第28項)。

3) 国民健康保険税の算定

国民健康保険税額の構成は以下のとおりである。



出所：埼玉県保健医療部国保医療課「国民健康保険料 (税)」P. 4

また、賦課方式は以下のとおりである。

- 1 標準課税総額（地方税法第 703 条の 4 第 3 項、同条第 12 項、同条第 20 項、附則第 38 条の 2）
国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金拠出金の納付、その他の国民健康保険事業に要する費用を一定の基準で算定した総額。
- 2 標準課税総額の構成
 - (1) 応能割と応益割により構成
 - ア 応能割・・・所得割総額、資産割総額
 - イ 応益割・・・被保険者均等割総額、世帯別平等割総額
 - (2) 賦課方式（地税法第 703 条の 4 第 4 項、同条第 13 項、同条第 21 項）
応能原則、応益原則を具体的に実現するため、次の 3 つの方式があり、そのうち市町村の実情に合わせて一つを選択し、市町村の条例に定める。
医療分、支援分、介護分で、それぞれ異なる方式を選択できる。

2方式（都市型）	所得割額	+	均等割額	=	税額				
3方式（中小都市型）	所得割額	+	均等割額 + 世帯別平等割額	=	税額				
4方式（町村型）	所得割額	+	資産割額	+	均等割額	+	世帯別平等割額	=	税額

- 3 埼玉県内の状況
 - (1) 医療分
 - ア 2方式(50市町村)
さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、戸田市、入間市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町
 - イ 3方式(1市)
和光市
 - ウ 4方式(12市町)
上記ア、イ以外の市町村。
 - (2) 後期高齢者支援金等分
全市町村が 2方式を選択している。

(3) 介護納付金分

全市町村が2方式を選択している。

出所：埼玉県保健医療部国保医療課「国民健康保険料（税）」P. 5

越谷市の国民健康保険税は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」（前年の総所得金額から基礎控除額を引いたものに税率を掛けて算出）と被保険者全員が等しく負担する「均等割額」を、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分（40歳以上65歳未満の被保険者のみ）をそれぞれ計算した合計額となる。（賦課方式は2方式を採用しており、平等割は課税していない。）

被保険者が複数の場合は、それぞれ同様に計算した額の合計額が世帯主に課税される。

<令和6年度の保険税の内訳>

	目 的	所得割 (税率)	均等割 (金額)	1世帯 賦課限度額
医療分	医療費などに充てられる	7.50%	31,900円	65万円
後期高齢者 支援金等分	後期高齢者医療制度への 支援金	2.50%	11,500円	22万円
介護納付金 分	介護保険制度の費用に充 てられる	2.20%	12,000円	17万円

※保険税の軽減・減免措置：低所得者世帯、未就学児、非自発的失業者に対する軽減、出産被保険者、多子世帯、後期高齢者医療制度移行に伴う被扶養者、災害による被害を受けた世帯等に対する減免の措置がある。

なお、越谷市国民健康保険条例第2条において、

「国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項の規定に基づき、越谷市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。」

と定められており、また、越谷市国民健康保険に関する規則第2条においては

「越谷市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 保険税の賦課方法に関する事項
- (3) 保険給付の種類及び内容の変更に関する事項
- (4) 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- (5) その他国民健康保険事業の運営上特に必要な事項

と定められている。

上記の令和6年度の保険税の税率等は、越谷市長からの諮問を受け、令和5年度第4回越谷市国民健康保険運営協議会において協議され、越谷市長へ答申書が提出された後、12月の越谷市議会で決議された。なお、国保年金課は、越谷市国民健康保険運営協議会の事務局を所管している。

(2) 組織体制

令和6年度の国保年金課における資格・賦課事務にあたる職員の主な事務分掌は以下のとおりである。

1) 職務分掌（国民健康保険税に関するもの）

- ・被保険者異動処理業務
- ・届出遅延に係る加入・喪失促進
- ・居所不明被保険者資格処理
- ・被保険者証の更新
- ・前期高齢者証の発行
- ・住所地主義の特例に関する事
- ・短期証・資格証に関する事
- ・資格にかかる電算に係る事務
- ・保険税の賦課更正業務
- ・所得照会業務
- ・減免に関する事
- ・特別徴収に関する事
- ・保険税の調定に関する事
- ・保険税の電算に係る事務
- ・税率改定業務
- ・国庫補助申請等に関する事
- ・諸調査報告業務

2) 国民健康保険税に関する班、グループ（令和7年3月31日現在）

担当	人数	平均経験年数	主な事務分掌
国保年金課 保険担当	副課長 1人 主 幹 2人 主 査 3人 主 任 2人 主 事 3人	3年6か月	上記1) 職務分掌のとおり

※その他、会計年度任用職員2人配置。

3) 現職における経験年数 (令和7年3月31日現在)

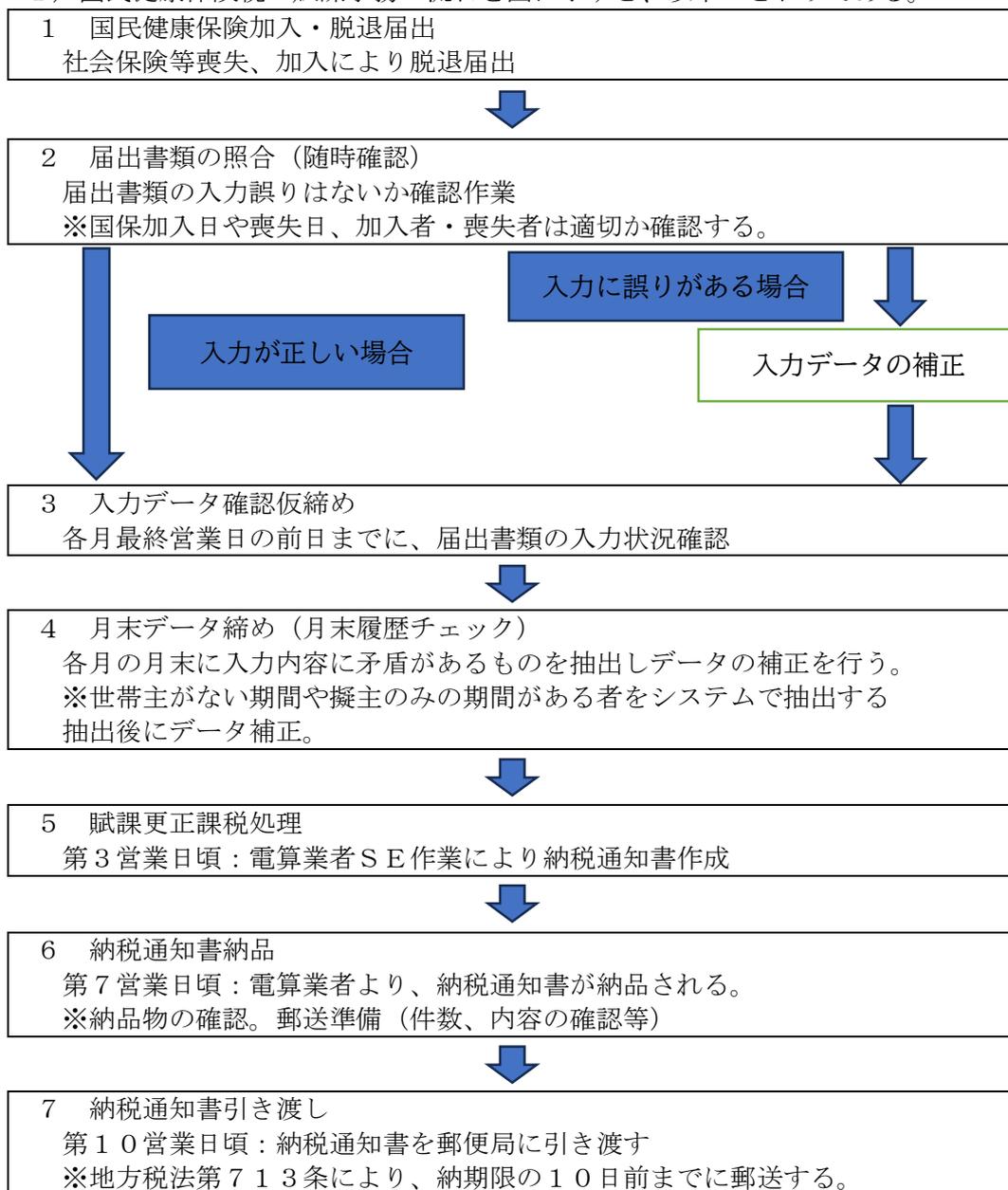
担当	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
国保年金課 保険担当	0人	4人	5人	2人	11人

4) 現職における経験年数 (令和7年3月31日現在。過去の税務の職務年数含む。)

担当	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
国保年金課 保険担当	0人	3人	4人	4人	11人

(3) 国民健康保険税の賦課事務の流れ

1) 国民健康保険税の賦課事務の流れを図に示すと、以下のとおりである。



また、国民健康保険税担当者は、国民健康保険税の第1回目の徴収が行われる6月の前月である5月に、国民健康保険税のあらゆる計算パターンについて各1件のサンプルを抽出し、WebRings システムの電算業務の委託先であるA社に「国民健康保険税納税通知書」の出力を依頼している。国民健康保険税担当者は、A社が出力した「国民健康保険税納税通知書」と、自らが試算して税額等を記入した「国民健康保険税賦課台帳」とが一致しているかどうかを確認している。

2) 使用システムについて

国民健康保険税のデータや処理については、A 社が開発した基幹系システム (WebRings) を使用し、加入者情報の「資格・賦課・給付」を管理している。

また、国民健康保険税の各種電算処理については、国保年金課が A 社へ委託している。

A 社へ委託している業務は、以下のとおりである。

- (1) WEB 版国保システム
 - ① システム使用
 - ② システム保守
- (2) 国保税処理
 - ① 当初賦課処理
 - ② 期別処理 (10 回)
 - ③ 調定賦課資料処理
 - ④ 随時期別課税 (過年度処理) (7 回)
 - ⑤ 国保未納者リスト作成
 - ⑥ 国保税率適正算定マニュアル用データ作成
 - ⑦ 特別徴収開始通知作成
 - ⑧ 特別徴収処理費用
 - ⑨ 調整交付金資料
 - ⑩ 課税状況調べ
 - ⑪ 基盤安定
 - ⑫ 実態調査
 - ⑬ 口座 DM 作成
 - ⑭ 社会保険控除ハガキ作成

再委託については、国保年金課と A 社間で締結された委託契約書業務委託契約約款第 3 条により、全部を一括して、または、仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任・請け負わせることはできない旨定められている。

また、A 社は、国保年金課より受託した上記業務の一部 (帳票出力・加工業務) について、D 社へ再委託している。再委託を行う根拠として、D 社は帳票印刷・帳票加工事務に関する専門知識、専門技術を有しており、作業を専門化することで、短期間での業務遂行に寄与し、成果物の品質向上を行うことが可能になるということを理由としている。

再委託については、令和 6 年 4 月 1 日付で、A 社より「再委託承諾申請書」が越谷市長宛に提出され、同日付で承認されている。

(4) 国民健康保険税の推移等

1) 国民健康保険税の過去 5 年間の推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定額	9,626,514	8,993,165	8,857,357	8,243,707	7,968,209
収入額	7,156,732	6,958,366	7,012,274	6,569,995	6,461,885
収納率	74.34%	77.37%	79.17%	79.70%	81.10%

2) 現年度及び滞納繰越別の収納率の推移

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年度	調定額	7,153,344	6,961,102	7,043,439	6,522,793	6,436,564
	収入額	6,542,189	6,425,881	6,479,504	6,045,198	5,986,754
	収納率	91.46%	92.31%	91.99%	92.68%	93.01%
現年度退職	調定額	82	0	-	-	-
	収入額	50	0	-	-	-
	収納率	61.36%	65.57%	-%	-%	-%
滞納	調定額	2,473,171	2,032,064	1,813,918	1,720,915	1,531,646
	収入額	614,543	532,485	532,770	524,797	475,130
	収納率	24.85%	26.20%	29.37%	30.50%	31.02%
滞納退職者	調定額	48,633	28,536	17,980	11,387	-
	収入額	12,060	7,590	5,195	3,546	-
	収納率	24.80%	26.60%	28.89%	31.14%	-%

3) 収入未済額と不納欠損処理の推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年課税分	620,816	547,573	573,294	495,260	465,562
滞納繰越分	1,451,825	1,294,836	1,182,407	1,088,455	990,133
不納欠損処理	40,752	205,472	102,288	109,315	67,492

4) 過去5年間の被保険者数等の推移

(各年度3月31日現在、単位：世帯、人)

	世帯数				人口・被保険者数			
	全世帯 A	国保世帯B		加入率 (B/A)	全人口 C	国保被保険者D		加入率 (D/C)
			年間平均				年間平均	
令和2年度 (介護2号再掲)	158,751	46,090	46,475	29.03%	345,487	69,532 22,631	70,531 22,689	20.13%
令和3年度 (介護2号再掲)	159,682	44,748	45,728	28.02%	344,674	66,733 21,830	68,656 22,265	19.36%
令和4年度 (介護2号再掲)	160,965	42,839	44,265	26.61%	343,644	62,777 21,381	65,535 21,877	18.27%
令和5年度 (介護2号再掲)	162,337	41,531	42,415	25.58%	342,681	59,828 20,896	61,777 21,334	17.46%
令和6年度 (介護2号再掲)	163,985	39,778	40,996	24.26%	341,992	56,477 20,326	58,625 20,774	16.51%

	被保険者内訳					
	一般被保険者数E			国保世帯F		
		年間平均	構成率		年間平均	構成率
令和2年度 (介護2号再掲)	69,532 22,361	70,531 22,689	100%	46,090	46,475	100%
令和3年度 (介護2号再掲)	66,732 21,830	68,656 22,265	100%	44,748	45,728	100%
令和4年度 (介護2号再掲)	62,777 21,381	65,535 21,877	100%	42,839	44,265	100%
令和5年度 (介護2号再掲)	59,828 20,896	61,777 21,334	100%	41,531	42,415	100%
令和6年度 (介護2号再掲)	56,477 20,326	58,625 20,774	100%	39,778	40,996	100%

※退職者保険の被保険者は令和2年度以降0人

5) 過去5年間の口座振替率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
口座振替率	24.50%	24.64%	24.18%	23.87%	25.20%

6) 近隣市との比較

令和6年度における近隣市との比較は以下のとおりである。

〈比較した近隣市町村の人口等〉

	人口 (人)	世帯数 (戸)	面積 (k m ²)
越谷市	342,681	162,337	60.24
川越市	352,836	168,317	109.13
川口市	607,279	304,393	61.95
所沢市	342,671	169,186	72.11
さいたま市	1,346,412	643,592	217.43

※人口は令和6年4月1日現在

〈総額による比較〉

(単位：千円)

	越谷市	川越市	川口市	所沢市	さいたま市
調定額	7,968,209	8,133,749	14,748,079	7,957,300	27,240,901
収入額	6,461,885	6,606,670	11,623,981	6,900,087	23,712,246
収納率	81.10%	81.23%	78.82%	86.71%	87.05%

〈現年課税分、滞納繰越分の比較〉

(単位：千円)

		越谷市	川越市	川口市	所沢市	さいたま市
現年	調定額	6,436,564	6,718,407	11,758,854	6,966,238	24,115,931
	収入額	5,986,754	6,312,384	10,939,080	6,587,453	22,892,463
	収納率	93.01%	93.96%	93.03%	94.56%	94.93%
滞納繰越	調定額	1,531,646	1,415,342	2,989,225	991,062	3,124,970
	収入額	475,130	294,286	684,900	312,634	819,783
	収納率	31.02%	20.79%	22.91%	31.55%	26.23%

(5) 監査の主な着眼点

- 1) 国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務が、法令等に準拠し適切に行われているかどうか。(「合規性」の観点)
- 2) 国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務が、納税者に対し公平に行われているかどうか。(「公平性」の観点)
- 3) 国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務、特に収入未済額の管理と滞納管理の事務が、納税者(利用者を含む。)の理解を深め、効果的に執行されているかどうか。(3E「経済性」、「効率性」、「有効性」の観点)

(6) 主な監査手続

1) 概要の把握

- ・法令、条例等の確認
- ・資料等による概況把握
- ・担当課への往査、質問及び確認
- ・過去5年間の国民健康保険税の推移
- ・他自治体との国民健康保険税納付状況の比較

2) 外部委託の検証

- ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
- ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認

3) 賦課額の検証

- ・賦課額の正確性についての質問と確認
- ・正確性を確保する仕組みについての質問と確認
- ・賦課額についてのサンプル調査

◇年度当初の賦課額についての検証

国民健康保険税担当者は、国民健康保険税の第1回目の徴収が行われる6月の前月である5月に、国民健康保険税のあらゆる計算パターンについて各1件のサンプルを抽出し、WebRingsシステムの電算業務の委託先であるA社に「国民健康保険税 納税通知書」の出力を依頼している。国民健康保険税担当者は、A社が出力した「国民健康保険税 納税通知書」と、自らが試算して税額等を記入した「国民健康保険税賦課台帳」とが一致しているかどうかを確認している。

令和6年5月にA社へ出力依頼したパターンの一覧表を入手・レビューを行い、国民健康保険税担当者に質問し、想定されるパターンがすべて含まれていることを確認した。

また、パターンの一覧より任意に5件のサンプルを抽出し、「令和6年度 国民健康保険税賦課台帳」の税額が正しく計算され、国民健康保険システムへ登録されていることを確認した。

なお、往査時点において、令和6年度の国民健康保険税の計算パターンをチェックした証跡が保管されていなかった。よって、国民健康保険税担当者へヒアリングを行い、令和7年度も同様のプロセスが行われていることを確認の上、

- ・令和7年5月にA社へ出力依頼したパターンの一覧表を入手し、任意のサンプル10件について賦課額が正しく計算されていることがチェックされ、その証跡が残されていること
- ・各担当者によりすべてのパターンがチェックされたことを責任者がとりまとめ、確認していることを確認した。

◇ 期中の異動があったケースの賦課額についての検証

令和6年度中に提出された「国民健康保険・国民年金届」または「住民異動届」より任意に11件サンプルを抽出し、

- ・国民健康保険税賦課台帳に資格取得あるいは喪失時において、課税あるいは不課税となっていること
 - ・社会保険の健康保険証、社保資格証明書等の添付書類と届出の内容が整合していること
- を確認した。

◇ 資格重複の手続きについての検証

期中に社会保険等に加入した場合に「国民健康保険・国民年金届」の提出を行わないと、国民健康保険と社会保険等の双方に加入した状況となってしまうことがある。

マイナ保険証の普及により、国保年金課保険担当は、社会保険等の加入状況について情報を閲覧できるようになり、国民健康保険と社会保険等の双方に加入した状況となっているケースを把握できるようになった。よって、国保年金課保険担当は、令和6年12月時点で国民健康保険と社会保険の双方に重複して加入している住民（137世帯）へ確認を行い、1月下旬に国民健康保険を職権で削除した。令和7年1月の重複一覧管理簿を入手し、任意に10件サンプルを抽出し、社会保険等の加入情報と、課税台帳の資格喪失日付が整合していることを確認した。

4) 滞納整理の検証（督促、滞納処分、徴収停止、不納欠損等）

- ・効率性についての質問と確認
- ・交渉経過等についてのサンプル調査
- ・督促方法についての質問と確認
- ・滞納整理に関する各種書類の閲覧

5) 収納、滞納整理事務の検証

- ・職員経験年数表の閲覧
- ・納付方法についての質問と確認
- ・収納率向上の対策についての質問と確認

6) 他部署との連携の検証

- ・市役所内での情報共有状況についての質問と確認

国保年金課の国民健康保険税担当者は、以下のシステムのデータを閲覧することが可能であり、管轄する収納課、市民税課等と情報共有し、連携している。

- ・住基オンライン
- ・国保税システム
- ・国保給付資格システム（資格賦課システム）

- ・収納管理
- 7) 延滞金や過料、還付金等の検証
 - ・手続きについての資料と確認
 - ・延滞金算定額、還付金算定額の正確性の検証
 - ・延滞金の減免事務についての質問と確認

(7) 監査の結果

1) 指摘及び意見

i. 指摘

該当なし。

ii. 意見

【意見 2 2】 WebRings 国民健康保険システムの電算処理業務の再委託契約について
(その 1)

上記 1 1. (3) 2) に記載したとおり、国保年金課では、A 社と WebRings 国民健康保険システムの電算処理業務について委託契約を締結している。

A 社との業務委託契約約款第 3 条（一括再委託等の禁止）において、

(一括再委託等の禁止)

第 3 条 受注者は、履行の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、履行の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。

3 発注者は、受注者に対して、履行の一部を委任し、又は請け負わせた者に関する必要な事項の通知を請求することができる。

と定めている。A 社は、国保年金課より受託した上記業務の一部（帳票出力・加工業務）について、D 社へ再委託している。

具体的に、A 社と D 社との間で締結された業務委託基本契約書によれば、第 1 条において再委託された業務の内容、第 2 条においては基本契約と個別契約について、第 5 条においては再委託について以下のとおり定められている。

第 1 条（業務の内容）

本契約により甲（※1）が乙（※2）に委託する業務（以下「委託業務」という。）は、次の通りとする。

(1) 連続帳票および単票等の印刷（以下「印刷物」という。）

(2) 印刷物の加工および封入・封緘作業

- (3) 印刷物の発送および配送作業
- (4) 資材の保管および在庫管理（帳票、封筒、チラシ等資材の発注を含む。）
- (5) 前各号の業務に付帯する業務

第2条（基本契約と個別契約）

1. 本契約は、委託業務に関する基本的事項を定めたものであり、個々の委託業務に関する個別の契約（以下「個別契約」という。）のすべてに適用されるものとする。ただし、個別契約において本契約の一部の適用を排除し、または本契約と異なる定めをした場合は、個別契約に定めるところによるものとする。
2. 具体的な業務内容等、本契約に定めのない事項は、個別契約において定めるものとし、個別契約は甲と乙の間で契約書もしくは覚書の締結、または注文書及び注文請書の取り交わし、または別途甲および乙が合意した条件が充足することにより成立するものとする。

第5条（再委託）

1. 乙は、甲の事前の書面による同意を得ることにより委託業務の全部または一部を第三者に委託することができる。この場合、乙は本契約および個別契約（以下「本契約等」という。）に基づき自己が負う義務と同等の義務を当該第三者に課さなければならない。
2. 前項の場合といえども、乙は本契約等に基づく義務を免れることはできない。

(※1) 甲=A社

(※2) 乙=D社

令和6年4月1日付でA社から越谷市長宛に提出された「再委託承諾申請書」によると、再委託を行う根拠として、D社は帳票印刷・帳票加工事務に関する専門知識、専門技術を有しており、作業を専門化することで、短期間での業務遂行に寄与し、成果物の品質向上を行うことが可能になるということを理由としている。

国保年金課とA社との間で締結した委託業務の主たる部分とは、システムのプログラム管理、アクセス権管理、保守・運用など、システムの根幹的な機能を維持するための業務及びシステムが正常に稼働することを保証するための業務も含まれると思われる。よって、A社がD社へ帳票類の印刷、印刷物の加工、封入・封緘、発送等を再委託していることは、市とA社間で締結された業務委託契約約款第3条（一括再委託等の禁止）には抵触しないものとする。

一方、令和6年4月1日付でA社から越谷市長宛に提出された「再委託承諾申請書」に記載された再委託特約は、以下のとおりであり、再委託（国保年金課にとっては再々委託に該当）は禁止されている。

- ・再委託先との契約にあたっては、原契約の受託者と同様の義務を負わせます。
- ・再々委託は禁止します。
- ・再委託先への管理監督は受託者が責任をもって行います。
- ・個人情報の搬送については、従事者名簿に記載されているものが従事する。
- ・再委託先の責めに帰すべき事由により損害が発生した場合の一切の責任は受託者が負います。
- ・再委託先の情報は市の求めに基づき協議の上、速やかに提出します。
- ・再委託契約の締結後、契約書の写しを提出します。

なお、越谷市長より A 社へ提示された再委託承諾書の再委託条件にも再々委託の禁止が含まれている。

しかしながら、A 社と D 社との間で締結された業務委託基本契約書の第 5 条（再委託）によれば、事前に A 社から書面によって同意を得れば、D 社は委託された業務の全部または一部を第三者に委託することができると定められている。

更に、同基本契約書第 2 条（基本契約と個別契約）第 1 項の後段においては、個別契約において本契約の一部の適用を排除したり、本契約と異なる定めをすることにより、基本契約からの逸脱が可能であることが定められている。

A 社と D 社との間で締結された業務委託基本契約書の第 5 条には、「乙（＝D 社）は、甲（＝A 社）の事前の書面による同意を得ることにより委託業務の全部または一部を第三者に委託することができる」旨が規定されており、D 社が A 社より受託した業務の再委託（国保年金課から見ると再々委託）が可能となっている。

これは、A 社が「再委託承諾申請書」において明記している「再々委託の禁止」と矛盾している。

国保年金課は、A 社と D 社との間で締結された業務委託基本契約書の内容が、国保年金課と A 社との間で締結した業務委託契約の内容に照らして適切であるかどうか再度検討し、再委託の状況及び再々委託の有無を定期的に監視する仕組みを整備すべきである。また、再々委託の防止を強化する観点から、必要に応じて A 社と覚書等を交わす等の措置についても検討されたい。

【意見 2 3】 WebRings 国民健康保険システムの電算処理業務の再委託契約について （その 2）

A 社と D 社との間で締結された業務委託基本契約書の第 2 条では、個別契約を締結あるいは変更することにより、再委託（国保年金課から見ると再々委託）を含めた基本契約からの逸脱が可能な内容となっている。

国保年金課は、A 社と D 社との間で締結された業務委託基本契約書の内容が、国保年金課と A 社との間で締結した業務委託契約の内容に照らして適切であるかどうか再

度検討し、再委託の状況及び再々委託の有無を定期的に監視する仕組みを整備すべきである。また、再々委託の防止を強化する観点から、必要に応じて A 社と覚書等を交わす等の措置についても検討されたい。

【意見 2 4】国民健康保険税の賦課の網羅性について

上記「1 1. (4) 国民健康保険税の推移等」の「6) 近隣市との比較」において掲載したとおり、令和 6 年度における越谷市の国民健康保険税の収納率は、総額で 81.10%（うち、現年課税分は 93.01%、滞納繰越分は 31.02%）であった。この数値は、埼玉県内の他の指定都市・中核市（移行予定含む）と比較して、滞納繰越分は 2 番目の収納率であるが、現年課税分及び総額については最も低い収納率である。

この課題について、越谷市では「国保ガイドブック」（日本語のみ）や「国民健康保険のてびき」（日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）を作成し、国民健康保険への加入について周知を図っている。現在、国保年金課では、国保ガイドブックを加入者全世帯に交付している。また、外国人の方に対しては、多言語のガイドブックを必要に応じて配布したり、来庁時には通訳や翻訳アプリにて対応している。

国民健康保険への加入について、より一層周知させるよう、例えば上述の「国保ガイドブック」や「国民健康保険のてびき」を、越谷市民の目につきやすいような置き場所を検討したり、越谷市のホームページへ掲載するなど、工夫していただきたい。なお、厚生労働省の統計によると、外国人の国民健康保険税の納付率（令和 6 年 4 月～12 月）63%であるとの統計も出ていることもあり、外国人の方にも分かりやすい説明をする仕組みを更に強化することが望まれる。

【意見 2 5】年度当初の賦課額を検証した証跡について

国民健康保険税担当者は、国民健康保険税の第 1 回目の徴収が行われる 6 月の前月である 5 月に、国民健康保険税のあらゆる計算パターンについて各 1 件のサンプルを抽出し、WebRings システムの電算業務の委託先である A 社に「国民健康保険税 納税通知書」の出力を依頼している。国民健康保険税担当者は、A 社が出力した「国民健康保険税 納税通知書」と、自らが試算して税額等を記入した「国民健康保険税賦課台帳」とが一致しているかどうかを確認し、チェックマークを付している。各担当者によるチェックが終了した後、責任者がとりまとめ、すべてのパターンの検証が終了したことを確認している。

今回、令和 6 年度当初の賦課パターンを納税者への送付前にチェックした証跡を検証しようとしたところ、証跡は保管されていなかった。

年度当初の賦課パターンをチェックした証憑類は、WebRings 国民健康保険システムの計算プログラムが正しく設定されていることを確認するのみならず、その年度の国

民健康保険税賦課調定の重要な根拠であると言える。

従って、賦課パターンをチェックした証憑類の適切な保存期間について検討を行い、一定期間保存することが望まれる。

1 2. 後期高齢者医療保険料

(1) 概要

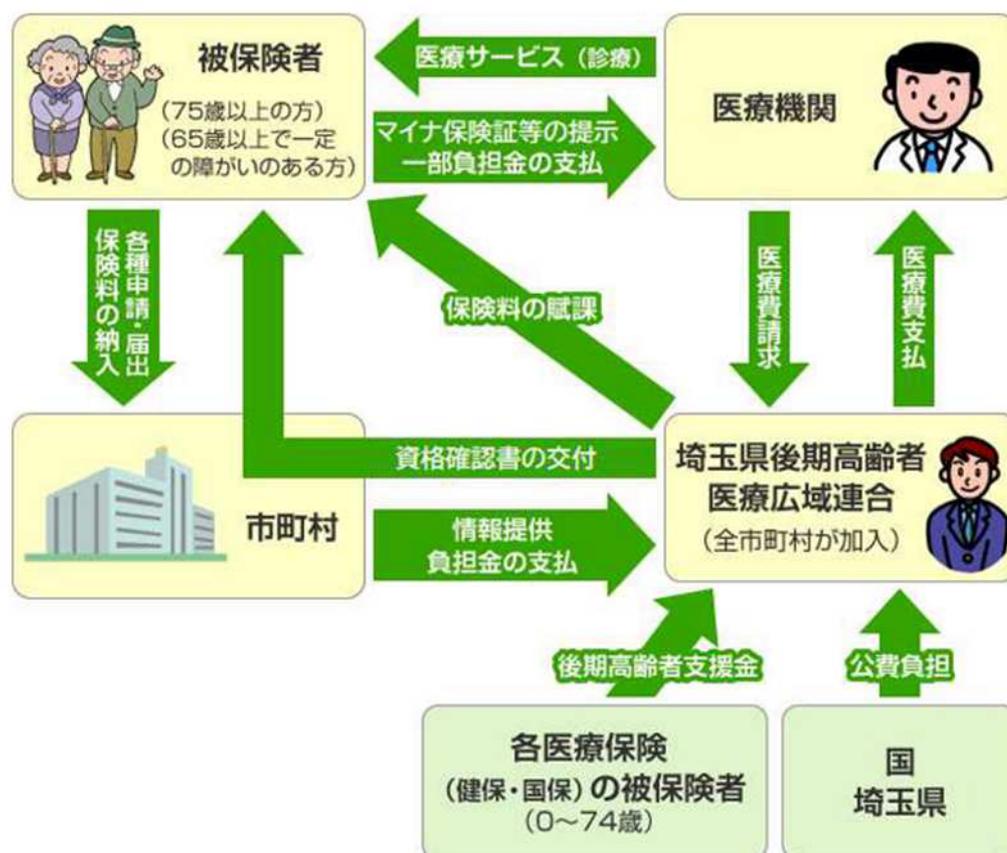
1) 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方及び65歳～74歳で一定の障害の状態にある方を対象とした医療保険制度である。都道府県内の全市町村で組織する広域連合が保険者となる。後期高齢者医療制度は、誰もが安心して医療を受けることができるように、高齢者世代と現役世代の医療費負担を明確にして公平で分かりやすい制度にすること、保険財政の安定化を図ることを主な目的としてつくられた独立した医療保険制度である（高齢者の医療の確保に関する法律第47条、第48条、第49条）。

埼玉県では、県内全市町村で構成する「埼玉県後期高齢者医療広域連合」が、保険料の決定、賦課の決定、医療費の支給などの事務・財政運営を行っている。

一方で、越谷市を含む県内の全市町村では、資格確認書などの引渡し、加入などの申請や届出の受付、保険料の徴収など、被保険者にとって身近な窓口業務を担当している。

<後期高齢者医療保険制度の仕組み>



出所：埼玉県後期高齢者医療広域連合 HP より、後期高齢者医療保険制度/運営のしくみ
(<<https://www.saitama-koukikourei.org/seido/sikumi/>> 最終アクセス日：令和7年11月16日)

高齢者の医療の確保に関する法律

第四章 後期高齢者医療制度

第一節 総則

(後期高齢者医療)

第四十七条 後期高齢者医療は、高齢者の疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。

(広域連合の設立)

第四十八条 市町村は、後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。）を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）を設けるものとする。

(特別会計)

第四十九条 後期高齢者医療広域連合及び市町村は、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

2) 納付義務者

後期高齢者医療保険制度の納付義務者は被保険者であり、世帯主及び配偶者は連帯して納付する義務を負う（高齢者の医療の確保に関する法律第108条第1項～第3項）。

高齢者の医療の確保に関する法律

(普通徴収に係る保険料の納付義務)

第一百八条 被保険者は、市町村がその者の保険料を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合においては、当該保険料を納付しなければならない。

- 2 世帯主は、市町村が当該世帯に属する被保険者の保険料を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。
- 3 配偶者の一方は、市町村が被保険者たる他方の保険料を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。

3) 後期高齢者医療保険料の算定方法

後期高齢者医療保険料は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」（前年の総所得金額から基礎控除額を引いたものに税率を掛けて算出）と被保険者全員が等しく負担する「均等割額」の合計額となる。被保険者毎に計算した額が被保険者に課税される。

<令和6年度の保険料の内訳>

目的	所得割（税率）	均等割（金額）	賦課限度額
医療費などに充てられる	9.03%	45,930円	80万円

つまり、次の計算式によって後期高齢者医療保険料は計算される。

保険料（年額）

=【均等割額45,930円】+【所得割額（賦課の基となる所得金額×所得割率9.03%）】
（上限；80万円）

なお、保険料の軽減・減免措置として、低所得者、被用者保険の被扶養者、災害による被害を受けた被保険者等に対する軽減・減免の措置がある。

4) 保険料の徴収事務

保険料の徴収事務は、現年、過年、滞納分ともに国保年金課後期高齢者医療担当が行っている。

(2) 組織体制

令和6年度の国保年金課における後期高齢者医療制度の資格・賦課事務にあたる職員的主要な事務分掌は以下のとおりである。

1) 職務分掌（後期高齢者医療に関するもの）

【資格関係】

日次処理、被保険者証等の管理、年達者・適用除外（生保受給者・住所地特例者等）管理、障害認定・有期資格者の登録・管理、基準収入額、特別処理、外字登録、限度額認定・標準負担額減額認定、特定疾病、送付先管理、DV支援措置管理、マイナ保険証関係、資格確認書、資格情報のお知らせ、収納対策（分納相談・電話催告）

【保険料関係】

不納欠損、時効管理（収納）、保険料の調定、調定額調査（滞繰）、調定額調査（現年）、出納閉鎖、広域納付連絡票、申立書（保険料）、各種財務会計処理（手数料・郵便料金等）、収納対策（分納相談・電話催告）

【賦課】

保険料の賦課、期割・収納・滞納情報連携、特徴に係る情報交換、他市町村所得照会、簡易申告、減免事務、口座関係、帳票類印刷契約、申立書（保険料）、収納対策（分納相談・電話催告）、資格担当補助

【還付】

保険料の還付・充当、年金特徴消込、機構返納、還付時効処理、歳出還付金請求、日計処理、控除資料、申立書（保険料）、収納対策（分納相談・電話催告）

【収納】

督促状、催告書、滞納処分（預貯金口座の調査、財産処分、執行停止、差押）、延滞金早見表作成、短期証（令和6年11月30日まで）、電算業務委託、PC・プリンター賃貸借、収納対策（分納相談・電話催告の管理）、申立書（保険料）

2) 後期高齢者医療保険に関する班、グループ（令和7年3月31日現在）

担当	人数	平均経験年数	主な事務分掌
国保年金課 後期高齢者医療担当	副課長 0人 主 幹 3人 主 査 1人 主 任 3人 主 事 1人	3年1か月	上記1) 職務分掌のとおり

※その他、会計年度任用職員を2人配置。

3) 現職における経験年数（令和7年3月31日現在）

担当	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
国保年金課 後期高齢者医療担当	0人	4人	3人	1人	8人

4) 現職における経験年数（令和7年3月31日現在。過去の税務の職務年数含む。）

担当	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
国保年金課 後期高齢者医療担当	0人	1人	2人	5人	8人

(3) 収納事務、滞納整理の流れ

後期高齢者医療保険料の収納事務及び滞納整理の事務のおおまかな流れは以下のとおりである。

1) 徴収方法

i. 普通徴収

- ・納付書を使用して、市役所、支所、銀行、コンビニで納付する方法
- ・1年分を8回（期）に分けて納付、一括納付も可能
- ・未納の場合は、納期限後30日以内に督促状を発送
- ・口座振替の場合は、口座振替依頼書提出月の翌月期分から振替を開始

- ・月末（納期限日）の口座振替が不納の場合、再振替は実施せず、翌月初旬に不納通知（納付書）を送付

ii. 特別徴収

- ・被保険者は、一定の条件に当てはまる人以外は、原則、偶数月の年金支給額から保険料を天引き徴収
- ・介護保険料を年金から特別徴収していない場合は天引き不可
- ・1回の年金の受給額の2分の1以上の保険料（介護と後期の合算）は天引き不可
- ・滞納しないこと、口座振替納付することを条件に、希望により年金天引き中止が可能
- ・継続加入者は、翌年度4、6、8月は前年度2月の特別徴収額と同額で仮徴収し、10月以降にその年度の決定した保険料と調整したうえで徴収

2) 滞納整理

①督促

納付者が納期限までに完納しない場合に、その納付者に対して納付の請求を行う。越谷市会計規則では、納期限20日以内に督促状を発付しなければならないとされているが、会計管理者が必要と認めるときは、30日を超えない範囲で別に定めることができることされており、20日以内では納付確認事務上の期間が短く悪意のない者に対し督促状を送付する恐れがあることから、納期限後30日としている。

越谷市会計規則

(督促)

第30条 歳入徴収権者は、法第231条の3第1項及び施行令第171条の規定により督促を必要とするときは、滞納者ごとに滞納整理票を作成し、納期限後20日以内に督促状により督促しなければならない。ただし、会計管理者が必要と認めるときは、督促状の発付期限を納期限後30日を超えない範囲で別に定めることができる。

②催告

督促してもなお完納されない場合に、更に納付を促すための請求をいう。5月と11月の年2回送付している。

③納付相談

納付者との「納付相談」の場を設け、初期の段階では以下の点に留意し、説得を進める。

1. 納期限内自主納付（一括納付）の説得
2. 分割納付約束となった場合は、出納閉鎖期間までの年度内完納の計画を立てる
3. 納付約束が履行されない場合は、財産調査・滞納処分の執行となることを通告する

④財産調査

滞納整理を進める過程において、滞納者の納付能力の判定や滞納処分の執行のために、「滞納者が差押の対象となる財産を所有しているかどうか」「滞納者の所有する財産が価格、換価性等において差押えることが適当であるか」などについて調査する必要がある。また、差押に至らなくても、預貯金の有無等、滞納者の財産を把握しておく。

3) 年間スケジュール

国保年金課後期高齢者医療担当の年間スケジュールは、以下のとおりである。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
督促	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
催告書		○						○				

4) 滞納処分の実施

令和6年度滞納整理事務の状況は、以下のとおりであった。

- ・督促 7,830 件
- ・催告 1,429 件
- ・財産調査 126 件
- ・差押 3 件
- ・執行停止 4 件

5) 使用システムについて

後期高齢者医療保険料のデータや処理については、A社が開発した基幹系システム（WebRings）のサブパッケージシステムである後期高齢者医療システムを使用し、資格、賦課、収納に関する情報を管理している。

また、後期高齢者医療保険料の各種電算処理については、国保年金課がA社へ委託している。

委託業務の内容は以下のとおりである。

<後期高齢者医療システム電算委託>

- (1) 資格管理業務
 - 日時連携処理 (毎日)
 - 年齢到達者情報送信 (月 2 回)
- (2) 保険料業務
 - 確定賦課 (年 1 回)
 - 年度切替 (年 1 回)
 - 異動賦課 (毎月)
 - 所得・課税情報送信 (毎月)
- (3) 収納業務
 - 督促状作成 (毎月)
 - 催告書作成 (年 2 回)
 - 納付書 OCR データ消込処理 (毎日)
 - 納付証明書 (年 1 回)
 - 口座勧奨処理 (年 2 回)
 - 口座引落結果消込 (期別毎)
 - 還付処理 (随時)
 - 還付通知出力 (月 2 回)
 - 収納・滞納情報送信 (月 2 回)
 - 特別徴収結果消込 (期別毎)

再委託については、国保年金課と A 社間で締結された委託契約書業務委託契約約款第 3 条により、全部を一括して、または、仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任・請け負わせることはできない旨定められている。

また、A 社は、後期高齢者医療保険料電算委託に関して国保年金課より受託された上記業務の一部（帳票出力・加工業務）について、D 社へ再委託している。再委託を行う根拠として、D 社は帳票印刷・帳票加工事務に関する専門知識、専門技術を有しており、作業を専門化することで、短期間での業務遂行に寄与し、成果物の品質向上を行うことが可能になるということを理由としている。

再委託については、A 社より「再委託承諾申請書」が越谷市長宛に提出され、承認されている。

(4) 後期高齢者医療保険料の推移等

1) 後期高齢者医療保険料の過去5年間の推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定額	3,322,667	3,378,387	3,808,416	3,927,897	4,423,771
収入額	3,269,714	3,324,779	3,750,238	3,869,709	4,353,200
収納率	98.41%	98.41%	98.47%	98.52%	98.40%

2) 現年度及び滞納繰越別の収納率の推移

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年度	調定額	3,271,348	3,327,430	3,757,179	3,872,101	4,368,278
	収入額	3,250,188	3,306,708	3,729,899	3,850,312	4,336,237
	収納率	99.35%	99.38%	99.27%	99.44%	99.27%
滞納	調定額	51,319	50,956	51,237	55,796	55,492
	収入額	19,525	18,070	20,339	19,397	16,962
	収納率	38.05%	35.46%	39.70%	34.76%	30.57%

3) 収入未済額と不納欠損処理の推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年課税分	20,314	20,722	27,280	21,789	32,041
滞納繰越分	29,915	30,994	28,963	34,164	33,923
不納欠損処理	1,877	1,891	1,934	2,234	4,606

4) 過去5年間の被保険者数等の推移

(各年度3月31日現在、単位：人)

	人口・被保険者数			
	全人口C	被保険者D		加入率(D/C)
		年間平均		
令和2年度	345,487	43,675	43,359	12.64%
令和3年度	344,674	45,464	44,497	13.19%
令和4年度	343,644	48,009	46,803	13.97%
令和5年度	342,681	49,898	48,993	14.27%
令和6年度	341,992	51,607	50,884	15.09%

5) 過去5年間の口座振替率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
口座振替率	11.72%	12.09%	12.16%	11.31%	11.46%

6) 近隣市との比較

令和6年度における近隣の同規模市と比較した結果、現年分収納率は全ての市町村で99%超となっており、川越市が一番高く、越谷市は4番目であった。滞納繰越分の収納率は市町村間の差が10%超と大きく、さいたま市が一番高く、越谷市は最下位であった。

また、現年分及び滞納繰越分を合算した収納率でも、越谷市が一番低い数値であった。

〈比較した近隣市町村の人口等〉

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(k㎡)
越谷市	342,681	162,337	60.24
川越市	352,836	168,317	109.13
川口市	607,279	304,393	61.95
所沢市	342,671	169,186	72.11
さいたま市	1,346,412	643,592	217.43

※人口は令和6年4月1日現在

〈後期高齢者医療保険料総額による比較〉

(単位：千円)

	越谷市	川越市	川口市	所沢市	さいたま市
調定額	4,423,771	4,904,629	6,768,164	5,261,536	17,162,293
収入額	4,353,200	4,861,283	6,671,255	5,207,957	16,967,002
収納率	98.40%	99.12%	98.57%	98.98%	98.86%

〈現年課税、滞納繰越別の比較〉

(単位：千円)

		越谷市	川越市	川口市	所沢市	さいたま市
現年	調定額	4,368,278	4,867,494	6,692,078	5,221,686	17,011,619
	収入額	4,336,237	4,846,514	6,638,830	5,194,884	16,902,237
	収納率	99.27%	99.57%	99.20%	99.49%	99.36%
滞納	調定額	55,492	37,135	76,085	39,850	150,674
	収入額	16,962	14,769	32,424	13,073	64,765
	収納率	30.57%	39.77%	42.62%	32.81%	42.98%

(5) 監査の主な着眼点

- 1) 後期高齢者医療制度の賦課・徴収に関する事務が、法令等に準拠し適切に行われているかどうか。(「合規性」の観点)
- 2) 後期高齢者医療制度の賦課・徴収に関する事務が、納税者に対し公平に行われているかどうか。(「公平性」の観点)
- 3) 後期高齢者医療制度市の賦課・徴収に関する事務、特に収入未済額の管理と滞納管理の事務が、納税者(利用者を含む。)の理解を深め、効果的に執行されているかどうか。(3E「経済性」、「効率性」、「有効性」の観点)

(6) 主な監査手続

- 1) 概要の把握
 - ・法令、条例等の確認
 - ・資料等による概況把握
 - ・担当課への往査及び質問と確認
 - ・過去5年間の後期高齢者医療保険料の推移
 - ・他自治体との後期高齢者医療保険料納付状況の比較
- 2) 外部委託の検証
 - ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
 - ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認
- 3) 滞納整理の検証(督促、滞納処分、徴収停止、不納欠損等)
 - ・効率性について質問と確認
 - ・交渉経過等についてサンプル調査
 - ・令和6年度中の滞納案件から任意に9件サンプルを抽出し、滞納の経緯や電話連絡、催告書発送、現地調査、財産調査等を実施した記録が適正に残されていることを確認した。
 - ・令和6年度において差押を行った3件すべてについて、滞納の経緯や電話連絡、催告書発送、現地調査、財産調査、財産差押等が実施された記録が適正に残されており、最終的に換価処分が行われたことを確認した。
 - ・令和6年度後期高齢者医療保険料の不納欠損処分に係る決裁書及び添付書類一式を入手・閲覧し、不納欠損処分のプロセスが適正に行われていることを確認した。
- 4) 収納、滞納整理事務の検証
 - ・職員経験年数表の閲覧
 - ・納付方法について質問と確認
 - ・収入率向上の対策について質問と確認

5) 他部署との連携の検証

- ・市役所内での情報共有状況について質問と確認
- ・国保年金課後期高齢者医療担当は、個別案件については必要に応じて収納課、介護保険課と情報を共有している。

(7) 監査の結果

1) 指摘及び意見

i. 指摘

該当なし。

ii. 意見

【意見 2 6】 WebRings 後期高齢者医療システムの電算処理業務の再委託契約について（その 1）

上記 1 2. (3) 5) に記載したとおり、国保年金課では、A 社と後期高齢者医療システムの電算処理業務について委託契約を締結している。

後期高齢者医療システムの電算処理業務に係る業務委託契約約款において、第 3 条で一括再委託等の禁止が定められている。

（一括再委託等の禁止）

第 3 条 受注者は、履行の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、履行の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。

3 発注者は、受注者に対して、履行の一部を委任し、又は請け負わせた者に関する必要な事項の通知を請求することができる。

A 社は、国保年金課より受託された上記業務の一部（後期高齢者医療システムの電算処理業務のうち、帳票出力・加工業務）について、D 社へ再委託している。

具体的に、A 社と D 社との間で締結された業務委託基本契約書によれば、第 1 条において再委託された業務の内容、第 2 条においては基本契約と個別契約について、第 5 条においては再委託について以下のとおり定められている。

第 1 条（業務の内容）

本契約により甲（※1）が乙（※2）に委託する業務（以下「委託業務」という。）は、次の通りとする。

（6） 連続帳票および単票等の印刷（以下「印刷物」という。）

（7） 印刷物の加工および封入・封緘作業

- (8) 印刷物の発送および配送作業
- (9) 資材の保管および在庫管理（帳票、封筒、チラシ等資材の発注を含む。）
- (10) 前各号の業務に付帯する業務

第2条（基本契約と個別契約）

- 3. 本契約は、委託業務に関する基本的事項を定めたものであり、個々の委託業務に関する個別の契約（以下「個別契約」という。）のすべてに適用されるものとする。ただし、個別契約において本契約の一部の適用を排除し、または本契約と異なる定めをした場合は、個別契約に定めるところによるものとする。
- 4. 具体的な業務内容等、本契約に定めのない事項は、個別契約において定めるものとし、個別契約は甲と乙の間で契約書もしくは覚書の締結、または注文書及び注文請書の取り交わし、または別途甲および乙が合意した条件が充足することにより成立するものとする。

第5条（再委託）

- 3. 乙は、甲の事前の書面による同意を得ることにより委託業務の全部または一部を第三者に委託することができる。この場合、乙は本契約および個別契約（以下「本契約等」という。）に基づき自己が負う義務と同等の義務を当該第三者に課さなければならない。
- 4. 前項の場合といえども、乙は本契約等に基づく義務を免れることはできない。

(※1) 甲=A社

(※2) 乙=D社

令和6年4月1日付でA社から越谷市長宛に提出された「再委託承諾申請書」によると、再委託を行う根拠として、D社は帳票印刷・帳票加工事務に関する専門知識、専門技術を有しており、作業を専門化することで、短期間での業務遂行に寄与し、成果物の品質向上を行うことが可能になるということを理由としている。

国保年金課とA社との間で締結した委託業務の主たる部分とは、おそらくはシステムのプログラム管理、アクセス権管理、保守・運用など、システムの根幹的な機能を維持するための業務及びシステムが正常に稼働することを保証するための業務も含まれると思われる。よって、A社がD社へ帳票類の印刷、印刷物の加工、封入・封緘、発送等を再委託していることは、市とA社間で締結された業務委託契約約款第3条（一括再委託等の禁止）には抵触しないものと考えられる。

一方、令和6年4月1日付でA社から越谷市長宛に提出された「再委託承諾申請書」に記載された再委託特約は、以下のとおりであり、再委託（国保年金課にとっては再々委託に該当）は禁止されている。

- ・再委託先との契約にあたっては、原契約の受託者と同様の義務を負わせます。
- ・再々委託は禁止します。
- ・再委託先への管理監督は受託者が責任をもって行います。
- ・個人情報の搬送については、従事者名簿に記載されているものが従事する。
- ・再委託先の責めに帰すべき事由により損害が発生した場合の一切の責任は受託者が負います。
- ・再委託先の情報は市の求めに基づき協議の上、速やかに提出します。
- ・再委託契約の締結後、契約書の写しを提出します。

なお、越谷市長より A 社へ提示された再委託承諾書の再委託条件にも再々委託の禁止が含まれている。

しかしながら、A 社と D 社との間で締結された業務委託基本契約書の第 5 条（再委託）によれば、事前に A 社から書面によって同意を得れば、D 社は委託された業務の全部または一部を第三者に委託することができると定められている。

さらに、同基本契約書第 2 条（基本契約と個別契約）第 1 項の後段においては、個別契約において本契約の一部の適用を排除したり、本契約と異なる定めをすることにより、基本契約からの逸脱が可能であることが定められている。

A 社と D 社との間で締結された業務委託基本契約書の第 5 条には、「乙（＝D 社）は、甲（＝A 社）の事前の書面による同意を得ることにより委託業務の全部または一部を第三者に委託することができる」旨が規定されており、D 社が A 社より受託した業務の再委託（国保年金課から見ると再々委託）が可能となっている。

これは、A 社が「再委託承諾申請書」において明記している「再々委託の禁止」と矛盾している。

国保年金課は、A 社と D 社との間で締結された業務委託基本契約書の内容が、国保年金課と A 社との間で締結した業務委託契約の内容に照らして適切であるかどうか再度検討し、再委託の状況及び再々委託の有無を定期的に監視する仕組みを整備すべきである。また、再々委託の防止を強化する観点から、必要に応じて A 社と覚書等を交わす等の措置についても検討されたい。

**【意見 27】 WebRings 後期高齢者医療システムの電算処理業務の再委託契約について
（その 2）**

A 社と D 社との間で締結された業務委託基本契約書の第 2 条では、個別契約を締結あるいは変更することにより、再委託（国保年金課から見ると再々委託）を含めた基本契約からの逸脱が可能な内容となっている。

国保年金課は、A 社と D 社との間で締結された業務委託基本契約書の内容が、国保年金課と A 社との間で締結した業務委託契約の内容に照らして適切であるかどうか再

度検討し、再委託の状況及び再々委託の有無を定期的に監視する仕組みを整備すべきである。また、再々委託の防止を強化する観点から、必要に応じて A 社と覚書等をお互いに交わす等の措置についても検討されたい。

【意見 2 8】 滞納への対応について

越谷市役所では、各種市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、都市計画税、特別土地保有税）及び国民健康保険税の徴収・滞納管理については収納課が担っている。つまり、税金以外の徴収・滞納管理については、収納課の担当外となっている。

従って、後期高齢者医療保険料の徴収・滞納管理は国保年金課後期高齢者医療担当が実施している。国保年金課後期高齢者医療担当は、財産調査等を実施する対象について、基本的には滞納金額の下限等の基準等は設けていないが、年間の滞納整理について実施方法を計画する際の目標（業務量）を算出する基準として滞納金額を参考とすることはあり、財産調査を実施する際はその目標とした対象者を優先して行っているとのことである。

また、個別案件について、必要に応じて収納課、介護保険課と情報の共有を行っているとのことである。

滞納に関する情報が、国保年金課後期高齢者医療担当と収納課とで十分に共有されていないことにより、電話連絡や催告、財産調査、差押の手続きが、越谷市役所全体として重複しているリスクがあると思料する。

令和 6 年度は、国保年金課後期高齢者医療保険担当は限られた人的リソースで、督促 7,830 件、催告 1,429 件、財産調査 126 件、差押 3 件、執行停止 4 件に対応した。市税及び国民健康保険税は一般的な債権に優先して徴収されるため、市税及び国民健康保険税が後期高齢者医療保険料よりも優先的に徴収されることとなる。しかし、財産調査等にあたり、収納課が直近の情報を入手しているにも関わらず、後期高齢者医療担当に共有されない場合、後期高齢者医療担当は収納課が既に実施した作業と同じ作業を実施してしまうことにより、越谷市役所全体の業務量が重複してしまう可能性がある。

越谷市役所全体の業務を効果的かつ効率的に遂行するという観点から、適時に情報を共有する仕組みを整備し、必要であれば職務分掌を組織全体から検討するなど、滞納に係る業務の効率化・省力化について工夫することが望まれる。

【意見 2 9】 後期高齢者医療保険料の収納率の向上について

上記「1 2.（4）後期高齢者医療保険料の推移等」の「1）後期高齢者医療保険料の過去 5 年間の推移」において掲載したとおり、令和 6 年度における越谷市の後期高齢者医療保険料の収納率は、総額で 98.40%（うち、現年課税は 99.27%、滞納繰越は

30.57%) であり、令和5年度の収納率と比べ、現年度・滞納繰越分ともに、やや下がっている。

また、「6) 近隣市との比較」については、令和6年度における越谷市の後期高齢者医療保険料の収納率 98.40% (総額)、99.27% (現年)、30.57% (滞納繰越分) は、埼玉県内の他の指定都市・中核市 (移行予定含む) と比較して、それぞれ5番目、4番目、5番目の順位であり、収納率はやや低くなっている。

収納率の問題は、国保年金課後期高齢者医療担当の努力と比例するものではない。しかしながら、上記【意見28】でも述べたとおり、滞納に関する情報が国保年金課後期高齢者医療保険担当と収納課とで十分に共有されていないことにより、電話連絡や催告、財産調査、差押の手続きが、越谷市役所全体として重複してしまう可能性がある。

越谷市役所全体の業務を効果的かつ効率的に遂行するという観点から、適時に情報を共有する仕組みを整備し、必要であれば職務分掌を組織全体から検討するなどして、収納率向上のための業務により重点を置くことが望まれる。

1 3. 国民年金保険料

(1) 概要

1) 国民年金制度

国民年金制度は、20 歳から 60 歳になるまでに保険料を拠出し、年金受給権を確保することにより、老後・病気やけがの時などの人生の中で収入が得られにくい時期の生活を支える制度である。

2) 納付義務者

日本国内に住民票のある 20 歳から 60 歳になるまでのすべての人（外国籍の人も加入及び納付の義務あり）。

3) 国民年金保険料の変遷

国民年金の保険料は、平成 16 年の年金制度改正により毎年段階的に引き上げられてきたが、平成 29 年度に上限（平成 16 年度水準で 16,900 円）に達し、引き上げが完了した。

その上で、平成 31 年 4 月から、次世代育成支援のため、国民年金第 1 号被保険者に対して産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、令和元年度分より、平成 16 年度水準で、保険料が月額 100 円引き上がり 17,000 円となった。

実際の保険料額は、平成 16 年度水準を維持するため、国民年金法第 87 条第 3 項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定されている。

$$\text{毎年度の国民年金保険料額} = \text{平成16年の制度改正で決められた保険料額} \times (\text{※}) \text{保険料改定率}$$

$$(\text{※}) \text{保険料改定率} = \text{前年度保険料改定率} \times \text{名目賃金変動率} \times \text{物価変動率} \times \text{実質賃金変動率}$$

国民年金保険法

(保険料)

第八十七条 政府は、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 保険料の額は、次の表の上欄に掲げる月分についてそれぞれ同表の下欄に定める額に保険料改定率を乗じて得た額（その額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

平成十七年度に属する月の月分	一万三千五百八十円
平成十八年度に属する月の月分	一万三千八百六十円

平成十九年度に属する月の月分	一万四千百四十円
平成二十年度に属する月の月分	一万四千四百二十円
平成二十一年度に属する月の月分	一万四千七百元
平成二十二年度に属する月の月分	一万四千九百八十円
平成二十三年度に属する月の月分	一万五千二百六十円
平成二十四年度に属する月の月分	一万五千五百四十円
平成二十五年度に属する月の月分	一万五千八百二十円
平成二十六年に属する月の月分	一万六千百元
平成二十七年に属する月の月分	一万六千三百八十円
平成二十八年度に属する月の月分	一万六千六百六十円
平成二十九年度及び平成三十年度に属する月の月分	一万六千九百元
令和元年度以後の年度に属する月の月分	一万七千円

4) 国民年金保険料の事務

国民年金保険料の賦課及び徴収業務は、日本年金機構が行っている（平成14年3月までは市役所でも収納業務を行っていた）。

(2) 組織体制

令和6年度の国保年金課における職務分掌は以下のとおりである。

1) 職務分掌（国民年金保険料に関するもの）

- ・取得・喪失・種別変更に関する事務
- ・住所変更・氏名変更に関する事務
- ・給付に関する事務
- ・法定免除・申請免除に関する事務
- ・学生納付特例に関する事務
- ・付加保険料に関する事務

2) 国民年金保険料に関する班、グループ（令和7年3月31日現在）

担当	人数	平均経験年数	主な事務分掌
国保年金課 年金担当	主 幹 5人 主 査 1人 主 任 1人	4年6か月	取得、異動、給付、免除

3) 現職における経験年数 (令和7年3月31日現在)

担当	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
国保年金課 年金担当	1人	1人	2人	3人	7人

4) 現職における経験年数 (令和7年3月31日現在。過去の年金の職務年数含む。)

担当	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
国保年金課 年金担当	1人	1人	2人	3人	7人

(3) 国民年金加入及び納付書送付の流れ

国民年金の窓口にて国民年金加入を受け付けたのち、国民年金システムへ入力し、データのチェックを行う。定期的 (10日ごとを目途) に、データを再チェックした後、データを電子媒体 (CD-R) へ登録し、日本年金機構・広域事務センターに進達する (簡易書留)。

日本年金機構が加入データを入力した後、加入受付の1か月半後をめどに日本年金機構・広域事務センターが加入者へ納付書を郵送する。月末に国民年金に加入の状態ならば、その月1か月分の保険料が発生する (日割り計算はなし)。

なお、保険料の納付期限は翌月末である (例: 令和7年7月分の保険料は令和7年8月末が納期限となる)。

1) 国民年金保険料の納付方法

国民年金保険料の納付方法は、納付書・口座振替・クレジットカード・スマートフォンアプリ・ねんきんネットがある。

2) 使用システムについて

国民年金のデータ処理については、A社が開発した基幹系システム (WebRings) のサブパッケージシステムである国民年金システムを使用し、取得・喪失・種別変更・付加保険料・法定免除・産前産後免除、申請免除・学生納付特例・給付等の情報を管理している。

国民年金の各種電算処理については、国保年金課がA社へ委託している。

委託業務の内容は以下のとおりである。

<国民年金システム電算委託>

提供システム

- ・国民年金即時更新システム

- ・資格得喪失入力
- ・国民年金 Web システム

運用処理

- ・年金生活者支援給付金
- ・処理結果一覧

日本年金機構から CD-R で送られてくる取得や免除などのデータについては、国保年金課年金担当が国民年金システムの所定の場所に格納し、2 週間に 1 度、A 社が国民年金システムに挿入することにより、年金事務所受付の取得や免除などのデータを閲覧することができる。しかし、A 社がデータを挿入するまでにはタイムラグがあるため、最新のデータを確認するためには、日本年金機構から貸与されている端末のデータを参照する必要がある。

なお、日本年金機構から送られた CD-R は、鍵のかかる文書庫に保存し、月に 1 度、行政デジタル推進課内の装置にて物理的な破損を行い、処分している。

(4) 国民年金保険料の推移等

1) 国民年金保険料の過去 5 年間の推移

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
保険料額	16,540	16,610	16,590	16,520	16,980

2) 国民年金保険料の納付状況の推移

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
納付対象月数	298,949	288,615	281,357	276,751	249,145
納付実施月数	201,863	207,321	210,742	213,904	195,756
納付率	67.52%	71.83%	74.90%	77.29%	78.57%

3) 過去5年間の被保険者数の推移

(各年度3月31日現在、単位：人)

	第1号 被保険者	任意加入 被保険者	第3号 被保険者	合計
令和2年度	40,247	449	25,952	66,648
令和3年度	39,886	435	25,281	65,602
令和4年度	38,818	464	24,032	63,314
令和5年度	38,308	491	23,014	61,813
令和6年度	37,412	530	21,743	59,685

4) 過去5年間の口座振替・クレジットカード加入率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
口座振替	27.5%	28.5%	28.8%	28.0%	28.8%
クレジットカード	5.8%	7.1%	8.3%	8.8%	9.8%

5) 近隣市との比較

令和6年度における国民年金保険料の納付率を近隣市と比較した結果、以下のとおりであった。

	越谷市	草加市	八潮市	三郷市	吉川市
納付率	78.57%	74.68%	73.80%	76.06%	78.68%

(5) 監査の主な着眼点

- 1) 国民年金保険料に関する事務が、法令等に準拠し適切に行われているかどうか。
(「合規性」の観点)
- 2) 国民年金保険料に関する事務が、納税者に対し公平に行われているかどうか。
(「公平性」の観点)
- 3) 国民年金保険料に関する事務が、納税者(利用者を含む。)の理解を深め、効果的に執行されているかどうか。(3E「経済性」、「効率性」、「有効性」の観点)

(6) 主な監査手続

- 1) 概要の把握
 - ・法令、条例等の確認

- ・資料等による概況把握
 - ・担当課への往査、質問及び確認
 - ・過去 5 年間の国民年金保険料の推移
 - ・他自治体との国民年金保険料納付状況の比較
- 2) 外部委託の検証
- ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
 - ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認
- 3) 事務の検証
- ・職員経験年数表の閲覧
 - ・納付方法についての質問と確認
 - ・納付率向上の対策についての質問と確認

(7) 監査の結果

1) 指摘及び意見

i. 指摘

該当なし。

ii. 意見

【意見 3 0】 国民年金保険料の納付率の向上について

上記「1 3. (4) 国民年金保険料の推移等」の「2) 国民年金保険料の納付状況の推移」において掲載したとおり、令和 6 年度における越谷市の国民年金保険料の納付率は、総額で 78.57%であり、令和 2 年度以降は毎年増加し続けている。また、同「5) 近隣市との比較」によれば、越谷市の国民年金保険料の納付率は、近隣 5 市のうちで吉川市に次ぐ 2 番目に高い。

一方で、同「4) 過去 5 年間の口座振替・クレジットカード加入率の推移」より、口座振替及びクレジットカードともに、令和 5 年度に比べて加入率が増加している。これは、加入者自らが行動を起こさなくてはならない納付書による納付よりも、自動的に納付が行われ、残高不足がない限り納め忘れが起こらない口座振替やクレジットカード納付が増えていることも大きく影響しているものと思料する。

越谷市役所の国民年金窓口で各種手続きを行う加入者へ口座振替やクレジットカードによる納付について案内し、納付率の向上へつながるよう、加入者に対する丁寧な説明を引き続き心がけて頂きたい。

【意見 3 1】 日本年金機構から送付された CD-R の処理について

日本年金機構から取得や免除などのデータを格納した CD-R が国保年金課へ送付されると、年金担当は CD-R のデータを国民年金システムの所定の場所に格納し、2 週間に

1 度、A 社がその格納されたデータを国民年金システムに挿入して、年金事務所が受け付けた取得や免除などのデータを国民年金システムで閲覧できるようにしていると伺った。

日本年金機構から送られた CD-R については、鍵のかかる文書庫に保存し、月に 1 度、行政デジタル推進課内の装置にて物理的な破損を行い、処分しているとのことである。

CD-R は小さな電子媒体ではあるが、格納されている情報量は多く、また、日本年金機構から送付される CD-R の内容は個人情報であり、紛失等が発生した場合の影響は甚大であるため、取扱いは非常に慎重に行うべきである。

CD-R を保持する時間は必要最小限にとどめることが望ましく、A 社が国民年金システムに正常に挿入を完了したことを確認した後、速やかに処分することを検討された。

14. 介護保険料

(1) 概要

1) 介護保険制度

高齢化が進むにつれ、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化の進行、介護による離職が社会問題となった。こうした中、家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的に、平成12年に創設された。

根拠となる介護保険法は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としている（介護保険法第1条）。

介護保険法

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

2) 保険者

介護保険の運営主体（保険者）は各市区町村であり、越谷市が保険者となる（介護保険法第3条）。

3) 被保険者・保険料

介護保険法の被保険者は以下の者とされる。（介護保険法第9条）

i. 第1号被保険者

市区町村の区域内に住所を有する65歳以上の者

ii. 第2号被保険者

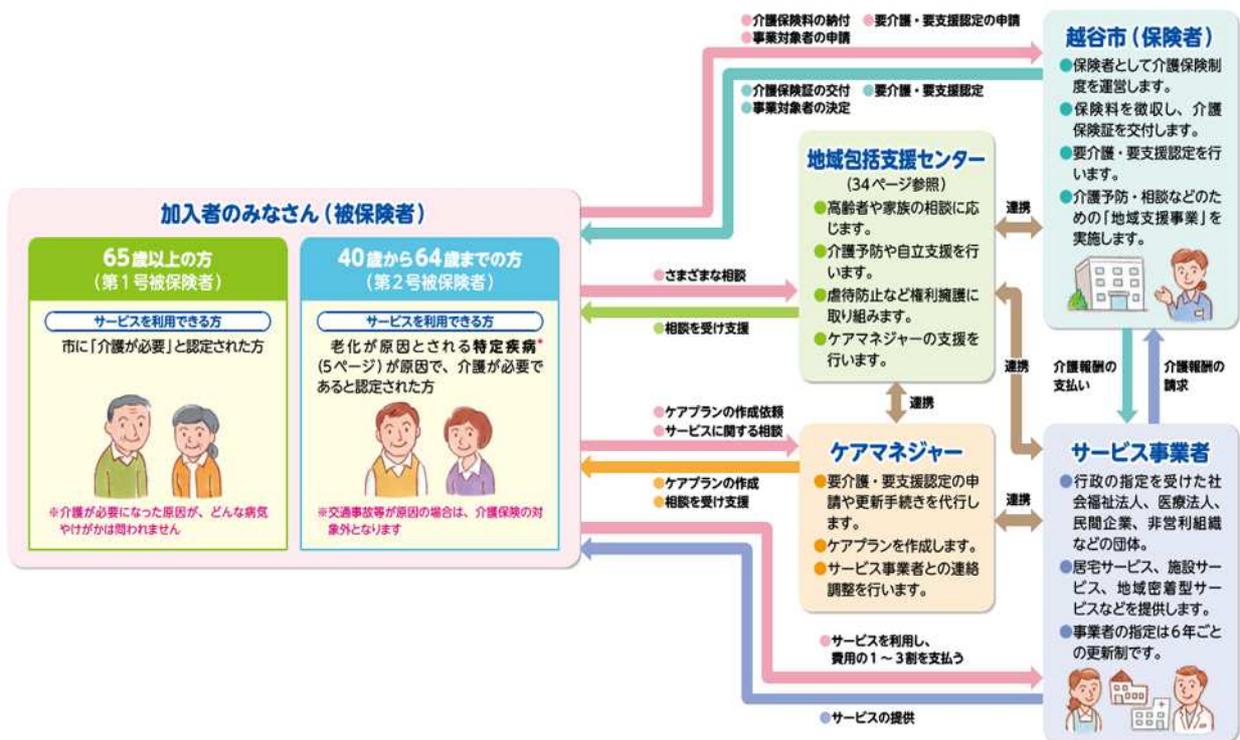
市区町村の区域内に住所を有する40歳から64歳までの医療保険加入者

介護保険制度においては、これら被保険者から保険料を徴収し、第1号被保険者の

場合はその原因を問わず要介護・要支援状態となったときに、また、第2号被保険者の場合は末期がん、関節リウマチ等16種類の特定疾病が原因で要介護・要支援状態となったときに、介護保険サービスを受けることができる。

第2号被保険者については各医療保険者が医療保険料（税）と一体的に徴収するため、市区町村が徴収する対象者は第1号被保険者のみとなる。

上記1) から3) の概念をまとめたものが、以下の図である。



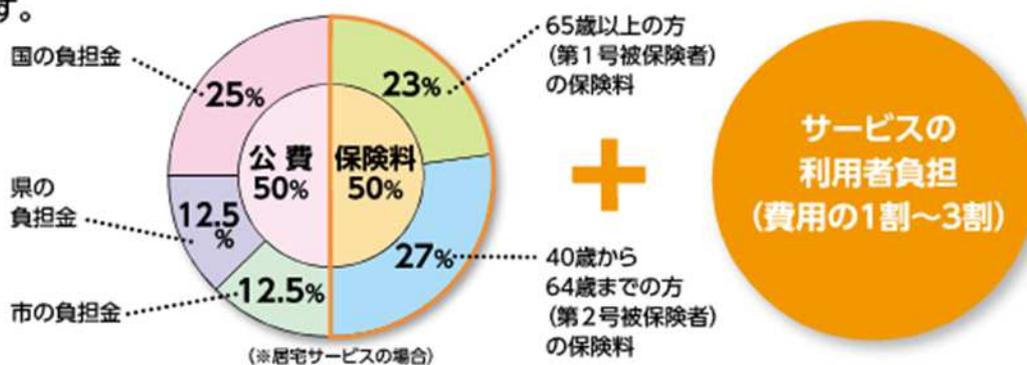
出所：越谷市「あんしん介護保険 令和6年度版」PP. 4 - 5より抜粋

4) 介護保険料の算定方法

介護保険料は、介護保険を運営していく大切な財源である。介護保険料は、40歳以上の被保険者が収める保険料と、国や県・市の負担金、そして利用者負担から構成されている。

介護保険の財源

保険料は介護保険を運営していく大切な財源です。下のグラフのように、40歳以上の方が納める保険料と、国や県・市の負担金、そして利用者負担からなっています。これらの貴重な財源は、みなさんが利用するサービスに対する保険給付費にあてられます。



出所：越谷市「あんしん介護保険 令和6年度版」P.30より抜粋

第1号被保険者の保険料は、介護保険事業計画にあわせて3年に1度改定されており、令和6年度に第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度）に基づき、3年を通じて財政の均衡が保たれるよう改定が行われた。

越谷市の介護保険料は、被保険者本人の所得や世帯の状況により15段階に区分され算定される。令和6年度から8年度の介護保険料は下表のとおりである（介護保険法第129条、越谷市介護保険条例第3条）。

介護保険制度における保険給付費は、現行上、その半分が公費負担で、残りの半分のうち、27%を第2号被保険者の保険料、23%を第1号被保険者の保険料によりまかなうこととなっている（介護保険法第121条から第125条）。

下表における基準額とは、介護保険事業計画期間中の保険給付費などをまかなえるよう、3年間の保険給付費、高齢者人口、要介護・要支援認定率の伸びなどを推計して算出された額である。具体的には、越谷市の介護保険サービス水準とそれに伴うサービス利用量見込みに基づき、各サービスの給付費を計算するとともに、地域支援事業に係る費用を加えて介護保険料で賄うべき費用を算出し、さらに介護給付準備基金の取崩額等を加味した上で、保険料必要額を算出する。この保険料必要額から、保険料の収納率を踏まえた保険料収納必要額を算出し、その額を計画期間中の収納者数で

割り、1人当りの保険料を算定している。

<令和6年度から8年度の介護保険料>

所得段階	保険料率	保険料（年額）
第1段階	基準額×0.285	20,520円
第2段階	基準額×0.485	34,920円
第3段階	基準額×0.685	49,320円
第4段階	基準額×0.9	64,800円
第5段階	基準額×1.0	72,000円（基準額）
第6段階	基準額×1.2	86,400円
第7段階	基準額×1.3	93,600円
第8段階	基準額×1.5	108,000円
第9段階	基準額×1.7	122,400円
第10段階	基準額×1.9	136,800円
第11段階	基準額×2.1	151,200円
第12段階	基準額×2.3	165,600円
第13段階	基準額×2.4	172,800円
第14段階	基準額×2.6	187,200円
第15段階	基準額×2.8	201,600円

なお、越谷市が行う介護保険事業の円滑かつ適切な運営に資するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として越谷市介護保険運営協議会が設置されている。

地方自治法

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関

し、規則その他の規程を定めることができる。

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

越谷市介護保険条例第 11 条

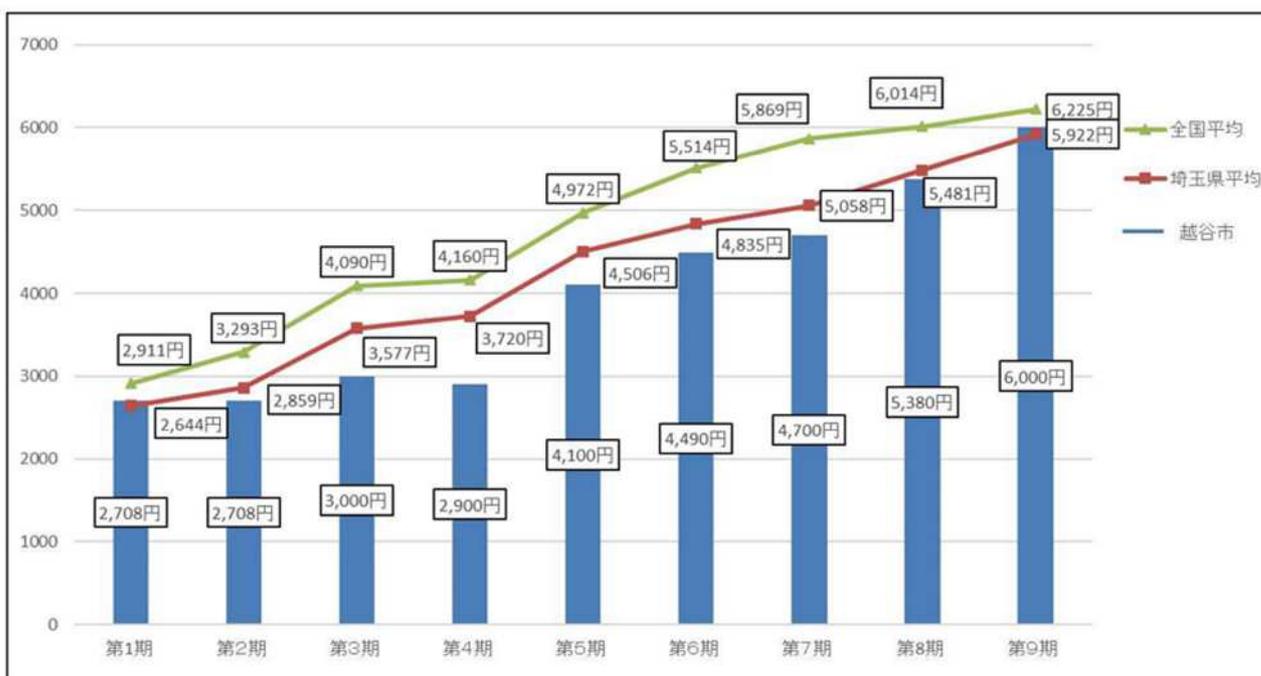
(介護保険運営協議会の設置)

第 11 条 市が行う介護保険事業の円滑かつ適切な運営に資するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として越谷市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

介護保険料については、越谷市が介護保険運営協議会から受けた介護保険事業計画の答申を踏まえ、改正条例案を策定し、越谷市議会に上程、議会の議決を経て決定となる。

越谷市の介護保険料を、埼玉県平均及び全国平均の介護保険料と比較したグラフは以下のとおりである。

埼玉県平均・全国平均との比較



出所：越谷市 HP より「令和 6 年度から介護保険料が改定されます」より、「埼玉県平均・全国平均との比較」

(<https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/fukushi/kaigohoken/kaigohokenryou/reiwa6nenndokarakakaigohokennryougakaitesaremasita.html>
最終アクセス日：令和 7 年 11 月 16 日)

高齢化の進展と要介護認定者数の増加により、全国的に介護保険料は上昇している。越谷市の第 9 期における介護保険料の基準額である月額 6,000 円（年額 72,000 円）は、埼玉県平均と比較するとわずかに高い水準にあるが、全国平均と比較すると低い水準にある。

5) 保険料の徴収事務

保険料の徴収事務は、現年、過年、滞納分ともに地域共生部介護保険課が行っている。

(2) 組織体制

介護保険料に関する業務は以下のとおりである。

1) 職務分掌（介護保険料に関するもの）

担当名	主な事務分掌
保険料担当	<ul style="list-style-type: none">・資格管理に関する事務・保険料賦課更正に関する事務・保険料収納に関する事務・滞納処分に関する事務・保険料還付に関する事務・保険料減免に関する事務・代理納付等に関する事務

2) 介護保険料に関する班、グループ（令和 7 年 3 月 31 日現在）

担当	人数	平均経験年数	主な事務分掌
保険料担当	正規職員 5 人 会計年度任用職員 1.5 人	2.5 年	<ul style="list-style-type: none">・資格管理に関する事務・保険料賦課更正に関する事務・保険料収納に関する事務・滞納処分に関する事務・保険料還付に関する事務

担当	人数	平均経験年数	主な事務分掌
			<ul style="list-style-type: none"> ・保険料減免に関する事務 ・代理納付等に関する事務

3) 現職における経験年数（令和7年3月31日現在）

担当	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
保険料担当	1人	3人	2人	1人	7人

4) 現職における経験年数（令和7年3月31日現在。過去の税務の職務年数含む。）

担当	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
保険料担当	1人	3人	1人	2人	7人

(3) 収納事務、滞納整理の流れ

介護保険料の収納事務及び滞納整理の事務のおおまかな流れは以下のとおりである。なお、口座振替の振替日は6月から翌年3月の毎月月末（末日が土日・祝日等の場合はその翌日）となる。

1) 賦課方法

介護保険課担当者は、介護保険料の第1回目の徴収が行われる6月の前月である5月に、介護保険料のあらゆる計算パターンについて各1件のサンプルを抽出し、WebRings介護保険システムの電算業務の委託先であるA社に「介護保険料決定通知書」の出力を依頼し、システム内で正しい介護保険料が自動計算されることを確認している。

期中の異動情報については、市民課が住民基本台帳ネットワークシステム上で住民記録に関する手続きを行うと、介護保険課は住民基本台帳ネットワークシステムより異動データを抽出することができる。転入、転居、転出、死亡、65歳になったこと等については、原則として毎日住民基本台帳のデータを閲覧し、確認を行っている。住民基本台帳ネットワークシステムから抽出した異動データを介護保険システムに取り込むと、自動的に介護保険システムの介護保険料賦課台帳が更新される仕組みとなっている。なお、住所地特例を適用する場合などは、自治体に連絡を取って確認した上で、システムのデータを資格喪失や再取得の処理を行う。

なお、介護保険課には国民健康保険団体連合会とつながっている専用端末が1台あり、国民健康保険団体連合会からの年金情報、給付実績、保険料データ等がこの専用

端末に毎月まとめて送られてくるので、そのデータを USB メモリを使用して dta 形式で取り出し、介護保険システムの端末に USB メモリを差してデータの受け渡しを行い、バッチで読み込ませている。

2) 徴収方法

(介護保険法第 131 条から第 140 条／越谷市介護保険条例第 4 条)

普通徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・納付書を使用して、市役所、北部・南部出張所、金融機関、コンビニ等で納付する方法 ・1 年分を 10 回（期）に分けて納付、一括納付も可能 ・未納の場合は、納期限後 30 日以内に督促状を発送 ・口座振替の場合は、口座振替依頼書提出月の翌月期分から振替開始 ・年度の途中で依頼書を提出することで振替を実施 ・月末（納期限日）の口座振替が不能だった場合は、翌月中旬に不能通知（納付書）を送付
特別徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・65 歳以上の被保険者で年金が年額 18 万円以上等の一定条件にあてはまる人について、偶数月の年金支給額から保険料を差し引き徴収する方法 ・継続加入者は、翌年度 4 月、6 月は前年度の保険料に基づき仮徴収し、8 月以降にその年度の決定した保険料と調整したうえで徴収

3) 滞納整理

i. 事務の流れ

- ・納付書送付（越谷市介護保険条例第 4 条、第 6 条）
保険料が決定された被保険者に対し、納入通知書を送付（毎月、当初通知 6 月）
- ・督促状送付（介護保険法第 144 条／地方自治法第 231 条の 3／越谷市会計規則第 30 条）
納期限内に保険料の納付がない滞納者に対し、督促状を送付（納期限後 30 日以内）
- ・催告書送付
督促状送付後もなお保険料の納付がない滞納者に対し、催告書を送付（年 3 回）
- ・個別催告・電話催告
滞納者へ個別の催告を実施（随時）
- ・最終催告書送付
上記事務を実施後もなお、納付がないだけでなく、納付相談にも応じない者のうち、滞納金額が多額な者、所得段階が高い者、分割納付不履行の者から優先的に最終催告書を送付（年 3 回）
- ・差押（介護保険法第 144 条／地方自治法第 231 条の 3）

財産調査に基づき、財産差押を実施（随時）

4) 分割納付

滞納した保険料の納付は、原則として一括納付の必要があるが、生活状況等から一括納付が困難な滞納者に対しては、納付相談のうえ分割による納付を認めている。

5) 滞納処分の実施

介護保険課では令和2年度から令和3年度までの間、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により「催告書」の発送を一部見送り滞納処分は未実施であった。令和4年度からはコロナ禍前と同様に催告書及び最終催告書の送付を再開し、納付がない滞納者に対し、令和5年度より滞納処分を再開した。

i. 滞納処分等の状況

年度	区分	財産調査	財産差押		交付要求		執行停止
			差押	換価	要求	配当	
令和4年度	件数（人）	0	1	0	4	1	0
	金額（円）		50,660	0	358,450	42,950	0
令和5年度	件数（人）	52	1	1	0	0	0
	金額（円）		249,300	249,300	0	0	0
令和6年度	件数（人）	45	3	3	6	0	0
	金額（円）		742,560	732,960	386,520	0	0

6) 使用システムについて

介護保険料のデータや処理については、A社が開発した基幹系システム（WebRings）のサブパッケージシステムである介護保険システムを使用し、加入者情報を管理している。

また、介護保険料の各種電算処理については、介護保険課がA社へ委託している。

A社へ委託している業務は、「介護保険管理システム電算委託」及び「介護保険料電算委託」の2本であり、委託業務の内容は以下のとおりである。

<介護保険管理システム電算委託>

- (1) 以下のシステムが健全に遅滞なく稼働するために必要なシステム保守、必要なハードウェア（サーバー、プリンタ、クライアントパソコン、スキャナ等）の保守
- (2) システム運用において必要となる一括処理（ホスト処理、印刷処理）等については個別に記載する。

【システム】

介護保険システム

- ・システム保守料
- ・システム使用料

【運用】

介護保険システム

- ・負担割合証出力、封入封緘処理

(※)

<介護保険料電算委託>

処理内容

1. 住民税データ編集処理 12回
2. 当初・特別徴収者の通知書作成処理及び加工 1回
3. 当初・普通徴収者の通知書作成処理及び加工 1回
 - ・ブックニング加工有り
4. 月次異動・普通徴収者の通知書作成処理及び加工 9回
 - ・ブックニング加工有り
5. 随時移動・普通徴収者の通知書作成処理及び加工（4月のみ） 1回
 - ・両耳カット、バスター、山折り加工有り
6. 社会保険料控除はがき作成処理（10月） 1回
 - ・ゼロックス出力加工有り
7. 社会保険料控除はがき作成処理（1月） 1回
 - ・ゼロックス出力加工有り
8. 介護保険料普通徴収・督促状作成処理 12回
 - ・ゼロックス出力加工有り
9. 保険料賦課・収納システム保守料 12ヶ月
（被保資格・賦課・収納システムの軽微な制度改正）
10. 年次処理運用対応 4回

(※) なお、「介護保険管理システム電算委託」の仕様書において、「5. その他の業

務内容」には、定常時の業務としてシステム利用方法についての質疑などへの回答、年度更新時のシステム設定、ユーザ設定、部署設定作業、データバックアップ作業、サーバ機器の部品不良などの場合の交換、調査、UPS バッテリの定期交換、データ退避処理、データベースの適正化、チューニング、障害発生時の業務としてシステム障害発生時の連絡体制、データの復旧、障害の調査、報告書の作成等が記載されている。

再委託については、介護保険課と A 社間で締結された委託契約書業務委託契約約款第 3 条により、全部を一括して、または、仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任・請け負わせることはできない旨定められている。

また、A 社は、介護保険料電算委託に関して介護保険課より受託された上記業務の一部（帳票出力・加工業務）について、D 社へ再委託している。再委託を行う根拠として、D 社は帳票印刷・帳票加工事務に関する専門知識、専門技術を有しており、作業を専門化することで、短期間での業務遂行に寄与し、成果物の品質向上を行うことが可能になるということを理由としている。

再委託については、A 社より「再委託承諾申請書」が越谷市長宛に提出され、承認されている。

(4) 介護保険料の推移等

1) 介護保険料の過去 5 年間の推移

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
調定額	4,819,384	5,531,917	5,546,694	5,533,784	6,493,525
収入額	4,681,969	5,402,427	5,414,209	5,403,627	6,366,497
徴収率	97.15%	97.66%	97.61%	97.65%	98.04%

2) 現年度及び滞納繰越別の収納率の推移

(単位：千円)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
現年度	調定額	4,697,538	5,426,504	5,441,793	5,423,475	6,388,035
	収入額	4,658,427	5,382,334	5,397,323	5,384,731	6,344,612
	徴収率	99.17%	99.19%	99.18%	99.29%	99.32%
滞納	調定額	121,845	105,413	104,901	110,308	105,489
	収入額	23,542	20,093	16,885	18,895	21,885
	徴収率	19.32%	19.06%	16.10%	17.13%	20.75%

3) 収入未済額と不納欠損処理の推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年課税分	39,111	44,169	44,470	38,743	43,423
滞納繰越分	59,129	53,323	58,062	57,456	53,375
不納欠損処理	39,174	31,996	29,952	33,956	30,227

4) 過去5年間の口座振替率の推移

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
口座振替率	10.03	10.21	10.36	10.22	10.52

5) 近隣市との比較

令和6年度における近隣市との比較は以下のとおりである。

〈比較した近隣市町村の人口等〉

	人口 (人)	世帯数 (戸)	面積 (k m ²)
越谷市	342,681	162,337	60.24
川越市	352,836	168,317	109.13
川口市	607,279	304,393	61.95
所沢市	342,671	169,186	72.11
さいたま市	1,346,412	643,592	217.43

※人口は令和6年4月1日現在

〈介護保険料総額による比較〉

(単位：千円)

	越谷市	川越市	川口市	所沢市	さいたま市
調定額	6,493,525	6,910,252	10,136,280	6,533,329	25,188,975
収入額	6,366,497	6,808,644	9,883,883	6,407,712	24,706,941
徴収率	98.04%	98.53%	97.51%	98.08%	98.09%

〈現年課税、滞納繰越別の比較〉

(単位：千円)

	越谷市	川越市	川口市	所沢市	さいたま市	
現年	調定額	6,388,035	6,836,174	9,930,426	6,433,737	24,816,030
	収入額	6,344,612	6,791,103	9,841,672	6,391,561	24,636,863
	徴収率	99.32%	99.34%	99.11%	99.34%	99.28%

滞納	調定額	105,489	74,077	205,854	99,592	372,945
	収入額	21,885	17,541	42,211	16,151	70,078
	徴収率	20.75%	23.68%	20.51%	16.22%	18.79%

(5) 監査の主な着眼点

- 1) 介護保険料の賦課・徴収に関する事務が、法令等に準拠して適切に行われているかどうか。(「合規性」の観点)
- 2) 介護保険料の賦課・徴収に関する事務が、納税者に対し公平に行われているかどうか。(「公平性」の観点)
- 3) 介護保険料に関する事務、特に収入未済額の管理と滞納管理の事務が、納税者(利用者を含む。)の理解を深め、効果的に執行されているかどうか。(3E「経済性」、「効率性」、「有効性」の観点)

(6) 主な監査手続

1) 概要の把握

- ・法令、条例等の確認
- ・資料等による概況把握
- ・担当課への往査及び質問と確認
- ・過去5年間の介護保険料の推移
- ・他自治体との介護保険料納付状況の比較

2) 外部委託の検証

- ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
- ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認

3) 賦課額の検証

- ・賦課額の正確性について質問と確認
- ・正確性を確保する仕組みについて質問と確認
- ・賦課額についてサンプル調査

◇年度当初の賦課額についての検証

介護保険料担当者は、介護保険料の第1回目の徴収が行われる6月の前月である5月に、介護保険料のあらゆる計算パターンについて各1件のサンプルを抽出し、WebRingsシステムの電算業務の委託先であるA社に「介護保険料決定通知書」の出力を依頼している。介護保険料担当者は、A社が出力した「介護保険料決定通知書」の計算結果が正しいことを確認している。

令和6年5月にA社へ出力依頼したパターンの一覧表を入手・レビューを行い、介護保険料担当者に質問し、想定されるパターンがすべて含まれていることを確認した。

また、パターンの一覧より任意に7件のサンプルを抽出し、「介護保険料決定通知書」（介護保険システムより改めて出力されたもの）及び「令和6年度 介護保険料賦課台帳」の税額が正しく計算され、介護保険システムへ登録されていることを確認した。

なお、往査時点において、令和6年度の介護保険料の計算パターンをチェックした証跡は保管されていなかった。

◇期中の異動があったケースの賦課額についての検証

令和6年度中の「賦課更正保険料額変更対象者一覧表」より任意に8件サンプルを抽出し、

- ・「介護保険料賦課台帳」の異動情報が、「賦課更正保険料額変更対象者一覧表」と整合していること
 - ・「介護保険料決定（変更）通知書」の内容が、「介護保険料賦課台帳」と整合していること
- を確認した。

4) 滞納整理の検証（督促、滞納処分、徴収停止、不納欠損等）

- ・効率性について質問と確認
- ・交渉経過等についてサンプル調査

◇令和6年度中の滞納案件から任意に3件サンプルを抽出し、滞納の経緯や電話連絡、催告書発送、現地調査、財産調査等を実施した記録が適正に残されていることを確認した。

◇令和6年度において差押えを行った3件すべてについて、滞納の経緯や電話連絡、催告書発送、現地調査、財産調査、財産差押等が実施された記録が適正に残されており、最終的に換価処分が行われたことを確認した。

◇令和6年度介護保険料の滞納繰越分の調定兼調定額通知に係る決裁書及び添付書類一式を入手・閲覧し、滞納繰越分の調定のプロセスが適正に行われていることを確認した。

◇令和6年度介護保険料の不納欠損処分に係る決裁書及び添付書類一式を入手・閲覧し、不納欠損処分のプロセスが適正に行われていることを確認した。

5) 収納、滞納整理事務の検証

- ・職員経験年数表の閲覧
- ・納付方法についての質問と確認
- ・収入率向上の対策についての質問と確認

6) 他部署との連携の検証

- ・市役所内での情報共有状況についての質問と確認

介護保険課の介護保険料担当者は、住民基本台帳ネットワークシステムのデータ及

び個人課税情報を閲覧することが可能であり、それぞれを管轄する市民課及び市民税課と情報共有し、連携している。個別案件については必要に応じて収納課と連携している。

(7) 監査の結果

1) 指摘及び意見

i. 指摘

該当なし。

ii. 意見

【意見 3 2】 WebRings 介護保険システムの電算処理業務の再委託契約について（その 1）

上記 1 4. (3) 6) に記載したとおり、介護保険課では、A 社と介護保険管理システム及び介護保険システムの電算処理業務について委託契約を締結している。

介護保険管理システム及び介護保険システムの電算処理業務に係る業務委託契約約款のそれぞれにおいて、第 3 条で一括再委託等の禁止が定められている。

(一括再委託等の禁止)

第 3 条 受注者は、履行の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、履行の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。

3 発注者は、受注者に対して、履行の一部を委任し、又は請け負わせた者に関する必要な事項の通知を請求することができる。

A 社は、介護保険課より受託された上記業務の一部（介護保険システムの電算処理業務のうち、帳票出力・加工業務）について、D 社へ再委託している。

具体的に、A 社と D 社との間で締結された業務委託基本契約書によれば、第 1 条において再委託された業務の内容、第 2 条においては基本契約と個別契約について、第 5 条においては再委託について以下のとおり定められている。

第 1 条（業務の内容）

本契約により甲（※1）が乙（※2）に委託する業務（以下「委託業務」という。）は、次の通りとする。

(1 1) 連続帳票および単票等の印刷（以下「印刷物」という。）

(1 2) 印刷物の加工および封入・封緘作業

(1 3) 印刷物の発送および配送作業

- (14) 資材の保管および在庫管理（帳票、封筒、チラシ等資材の発注を含む。）
- (15) 前各号の業務に付帯する業務

第2条（基本契約と個別契約）

- 5. 本契約は、委託業務に関する基本的事項を定めたものであり、個々の委託業務に関する個別の契約（以下「個別契約」という。）のすべてに適用されるものとする。ただし、個別契約において本契約の一部の適用を排除し、または本契約と異なる定めをした場合は、個別契約に定めるところによるものとする。
- 6. 具体的な業務内容等、本契約に定めのない事項は、個別契約において定めるものとし、個別契約は甲と乙の間で契約書もしくは覚書の締結、または注文書及び注文請書の取り交わし、または別途甲および乙が合意した条件が充足することにより成立するものとする。

第5条（再委託）

- 5. 乙は、甲の事前の書面による同意を得ることにより委託業務の全部または一部を第三者に委託することができる。この場合、乙は本契約および個別契約（以下「本契約等」という。）に基づき自己が負う義務と同等の義務を当該第三者に課さなければならない。
- 6. 前項の場合といえども、乙は本契約等に基づく義務を免れることはできない。

(※1) 甲=A社

(※2) 乙=D社

令和6年4月1日付でA社から越谷市長宛に提出された「再委託承諾申請書」によると、再委託を行う根拠として、D社は帳票印刷・帳票加工事務に関する専門知識、専門技術を有しており、作業を専門化することで、短期間での業務遂行に寄与し、成果物の品質向上を行うことが可能になるということを理由としている。

介護保険課とA社との間で締結した委託業務の主たる部分とは、おそらくはシステムのプログラム管理、アクセス権管理、保守・運用など、システムの根幹的な機能を維持するための業務及びシステムが正常に稼働することを保証するための業務も含まれると思われる。よって、A社がD社へ帳票類の印刷、印刷物の加工、封入・封緘、発送等を再委託していることは、市とA社間で締結された業務委託契約約款第3条（一括再委託等の禁止）には抵触しないものと考えられる。

一方、令和6年4月1日付でA社から越谷市長宛に提出された「再委託承諾申請書」に記載された再委託特約は、以下のとおりであり、再委託（介護保険課にとっては再々委託に該当）は禁止されている。

- ・再委託先との契約にあたっては、原契約の受託者と同様の義務を負わせます。
- ・再々委託は禁止します。
- ・再委託先への管理監督は受託者が責任をもって行います。
- ・個人情報の搬送については、従事者名簿に記載されているものが従事する。
- ・再委託先の責めに帰すべき事由により損害が発生した場合の一切の責任は受託者が負います。
- ・再委託先の情報は市の求めに基づき協議の上、速やかに提出します。
- ・再委託契約の締結後、契約書の写しを提出します。

なお、越谷市長より A 社へ提示された再委託承諾書の再委託条件にも再々委託の禁止が含まれている。

しかしながら、A 社と D 社との間で締結された業務委託基本契約書の第 5 条（再委託）によれば、事前に A 社から書面によって同意を得れば、D 社は委託された業務の全部または一部を第三者に委託することができると定められている。

さらに、同基本契約書第 2 条（基本契約と個別契約）第 1 項の後段においては、個別契約において本契約の一部の適用を排除したり、本契約と異なる定めをすることにより、基本契約からの逸脱が可能であることが定められている。

A 社と D 社との間で締結された業務委託基本契約書の第 5 条には、「乙（＝D 社）は、甲（＝A 社）の事前の書面による同意を得ることにより委託業務の全部または一部を第三者に委託することができる」旨が規定されており、D 社が A 社より受託した業務の再委託（介護保険課から見ると再々委託）が可能となっている。

これは、A 社が「再委託承諾申請書」において明記している「再々委託の禁止」と矛盾している。

介護保険課は、A 社と D 社との間で締結された業務委託基本契約書の内容が、介護保険課と A 社との間で締結した業務委託契約の内容に照らして適切であるかどうか再度検討し、再委託の状況及び再々委託の有無を定期的に監視する仕組みを整備すべきである。また、再々委託の防止を強化する観点から、必要に応じて A 社と覚書等を交わす等の措置についても検討されたい。

【意見 3 3】 WebRings 介護保険システムの電算処理業務の再委託契約について（その 2）

A 社と D 社との間で締結された業務委託基本契約書の第 2 条では、個別契約を締結あるいは変更することにより、再委託（介護保険課から見ると再々委託）を含めた基本契約からの逸脱が可能な内容となっている。

介護保険課は、A 社と D 社との間で締結された業務委託基本契約書の内容が、介護保険課と A 社との間で締結した業務委託契約の内容に照らして適切であるかどうか再

度検討し、再委託の状況及び再々委託の有無を定期的に監視する仕組みを整備すべきである。また、再々委託の防止を強化する観点から、必要に応じて A 社と覚書等を交わす等の措置についても検討されたい。

【意見 3 4】 賦課額を検証した証跡について

介護保険料担当者は、介護保険料の第 1 回目の徴収が行われる 6 月の前月である 5 月に、介護保険料のあらゆる計算パターンについて各 1 件のサンプルを抽出し、WebRings システムの電算業務の委託先である A 社に「介護保険料決定通知書」の出力を依頼し、システム内で正しい介護保険料が自動計算されることを確認している。

このチェック作業は、介護保険料担当者が A 社へ赴いて行っており、チェックを行った証跡については特に越谷市役所には持ち帰らない。また、A 社がチェックの証跡についてどのように処分しているかも確認していない。

年度当初の賦課パターンをチェックした証憑類は、WebRings 介護保険システムの計算プログラムが正しく設定されていることを確認するのみならず、その年度の介護保険料賦課調定の重要な根拠であると言える。

従って、賦課パターンをチェックした証憑類の適切な保存期間について検討を行い、一定期間保存することが望まれる。

【意見 3 5】 滞納への対応について

越谷市役所では、各種市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、都市計画税、特別土地保有税）及び国民健康保険税の徴収・滞納管理については収納課が担っている。つまり、税金以外の徴収・滞納管理については、収納課の担当外となっている。

従って、介護保険料の徴収・滞納管理は介護保険課が実施している。介護保険課では、時期や人的リソースをみながら、被保険者の所得を目安にしつつ、滞納処分の対象者としている。

上記 1 4.（1）4）に記載した、所得段階・保険料率・保険料（年額）の表に、所得の目安（令和 6 年時点）を加えた表が、以下のとおりである。この表によると、所得段階が 10 以上は、年間合計所得金額が 420 万円以上であり、相当の所得がある被保険者が滞納処分の対象となっている。

滞納者への対応にあたり、介護保険課の担当者と収納課の担当者が情報を共有するケースもあるが、収納課から市税の滞納状況が常時共有される仕組みとはなっていない。

所得段階	対象者		基準額に対する負担割合	年間保険料額	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護の受給者 ●高齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の方 		基準額×0.285	20,520円	
	本人が市民税非課税	非課税 全員が市民税 同じ世帯にいる方			本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方
本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の方					
本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が120万円を超える方					
が いる 方		同じ世帯に 市民税課税者	本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方		
			本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超える方		
第2段階			基準額×0.485	34,920円	
第3段階			基準額×0.685	49,320円	
第4段階			基準額×0.90	64,800円	
第5段階			基準額×1.00	72,000円	
第6段階	本人が市民税課税		前年中の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	86,400円
第7段階			前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	93,600円
第8段階			前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	108,000円
第9段階			前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	122,400円
第10段階			前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	136,800円
第11段階			前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	151,200円
第12段階			前年中の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	165,600円
第13段階			前年中の合計所得金額が720万円以上920万円未満の方	基準額×2.40	172,800円
第14段階			前年中の合計所得金額が920万円以上1,120万円未満の方	基準額×2.60	187,200円
第15段階			前年中の合計所得金額が1,120万円以上の方	基準額×2.80	201,600円

滞納に関する情報が、介護保険課と収納課とで共有されていないことにより、電話連絡や催告、財産調査、差押の手続きが、越谷市役所全体として重複しているリスクがあると思料する。

市税及び国民健康保険税は一般的な債権に優先して徴収されるため、市税及び国民健康保険税が介護保険料よりも優先的に徴収されることとなる。しかし、財産調査や差押にあたり、収納課が直近の情報を入手しているにも関わらず介護保険課に共有されない場合など、越谷市役所全体の業務の効率性の観点からは、適時に情報を共有する仕組みを整えることが必要となる。

適時に情報を共有する仕組みを整備し、必要であれば職務分掌を組織全体から検討するなど、滞納に係る業務の効率化・省力化について工夫することが望まれる。

【意見 3 6】USB メモリの管理について

介護保険課では、国民健康保険団体連合会からの年金情報、給付実績、保険料データ等を、国民健康保険団体連合会とつながっている専用端末から USB メモリを使用して dta・csv 形式で取り出し、介護保険システムの端末に USB メモリを差してデータを読み込ませている。

USB メモリについては、「越谷市情報セキュリティ共通実施手順」に従い、利用媒体ごとに媒体管理簿を作成し、

- ・貸出日・時刻
- ・返却日・時刻
- ・利用者氏名
- ・業務名、利用理由、利用するデータの内容、利用場所

等が記録され、貸出及び返却時には検査者の検印、業務終了時には責任者の検印がある。

令和 6 年度の媒体管理簿のサンプルページをレビューし、上記の項目が適切に記録されていることを確認した。

なお、USB メモリの使用時間には特に上限等はないとのことであるが、その中に、貸出時刻から返却時刻まで約 4 時間以上かかっているケースがあった。

USB メモリを利用した作業内容は、主に国民健康保険団体連合会の端末から WebRings 端末へのデータ移行であることから、作業自体に要する時間はごく短時間であると思料される。

また、USB メモリは非常に小さな機器であるが、それに格納可能な情報量は非常に多く、紛失等による個人情報の漏えいのリスクが非常に高い。

USB メモリの貸出時間については必要最小限にとどめるよう、課内でルールを策定し、周知徹底した運用を行うことが望まれる。

15. 徴収

(1) 概要（徴収事務、滞納整理の仕組み等）

徴収事務は、大きく分けると市税及び国民健康保険税等の収納管理と滞納整理の二つの事務である。納期限が過ぎて督促状が発付された時から滞納整理が始まっており、早期の財産調査が肝要である。換価し易い財産があれば速やかに差押え、財産がなければ滞納処分の停止を行う。

また、賦課を担う市民税課・資産税課・国保年金課とは、当初課税だけではなく、随時課税もあるため連携を密にし、情報交換を行っている。

1) 収納課の組織体制

令和6年度の収納課の組織体制(令和7年3月31日現在)は以下のとおり。

i. 職務分掌

担当	人数	主な事務分掌
収納管理担当	12	<ul style="list-style-type: none"> ・市税及び国民健康保険税の収納管理に関する事 ・納税証明書の交付に関する事 ・過誤納金の還付に関する事 ・市税及び国民健康保険税の督促に関する事 ・納税義務の拡張に関する事(法人・事業所) ・納税の猶予等に関する事(法人・事業所) ・土地改良区賦課金の収納管理に関する事
納税担当	22	<ul style="list-style-type: none"> ・市税及び国民健康保険税の徴収に関する事 ・市税及び国民健康保険税の延滞金に関する事 ・市税及び国民健康保険税の滞納処分に関する事 ・納税義務の拡張に関する事 ・納税の猶予等に関する事
債権管理担当	5	<ul style="list-style-type: none"> ・税外債権の徴収に係る企画、助言、指導及び調整に関する事 ・移管を受けた税外債権の徴収及び強制換価手続きに関する事 ・市税及び国民健康保険税の交付要求等に関する事 庶務に関する事

※上記の他、管理職4人

ii. 行財政部収納課 過去5年間の職員数

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
職員	管理職	4	4	4	4	4
	収納管理担当	16	15	14	13	12
	納税担当	18	19	21	21	22
	債権管理担当	7	6	5	6	5
納税推進員		15	15	15	15	15
期間職員		4	5	5	4	12

※退職者、休職者（病休・育休等）含む

2) 現職における経験年数（令和7年3月31日現在）

(単位：人)

班、グループ等	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
管理職	1	3	0	0	4
収納管理担当	2	4	5	1	12
納税担当	2	8	10	2	22
債権管理担当	1	2	0	2	5

※休職者（病休者・育休者）及び他課派遣職員も含む

3) 現職における経験年数（令和7年3月31日現在。過去の税務の職務年数含む）

(単位：人)

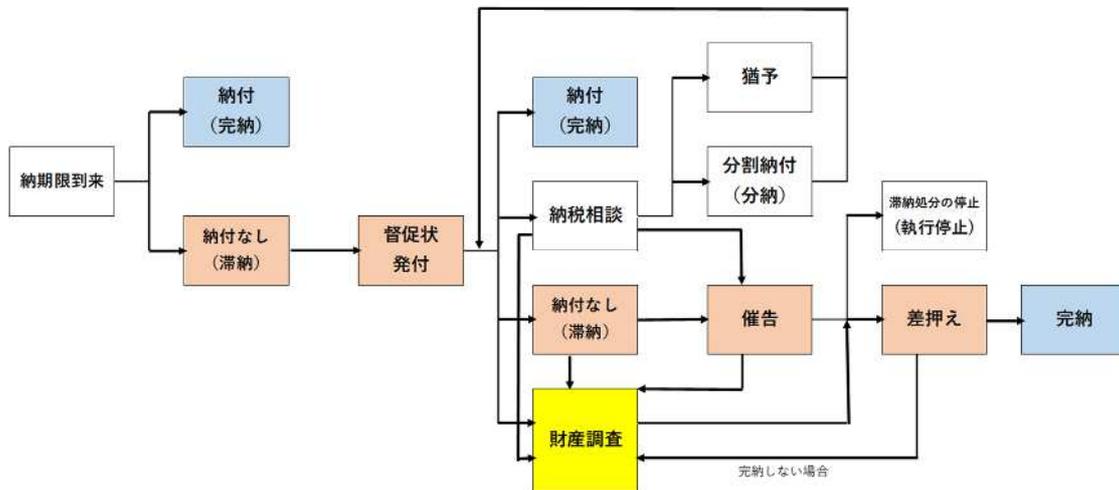
班、グループ等	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
管理職	1	0	0	3	4
収納管理担当	1	4	4	3	12
納税担当	0	9	12	1	22
債権管理担当	1	1	0	3	5

※休職者（病休者・育休者）及び他課派遣職員も含む

※休職時は、税務の職務年数には含まず

(2) 徴収事務の流れ

1) 納期限経過後の徴収事務の流れ



2) 督促・・・納税者等が地方団体の徴収金を納期限までに納付納入しない場合、その履行を求め催告する行為をいう（差押えの前提条件）。督促状は、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない（訓示規定）。

- 《根拠法令》①市県民税…地方税法第 329 条第 1 項及び第 3 項
- ②固定資産税…地方税法第 371 条第 1 項及び第 2 項
- ③軽自動車税…地方税法第 463 条の 5 第 1 項及び第 2 項
- ④国民健康保険税…地方税法第 726 条第 1 項及び第 2 項

→越谷市税条例第 13 条及び越谷市国民健康保険税条例第 23 条の規定により、越谷市では、納期限後 30 日以内に督促状を発付している。

3) 催告・・・督促状を発付してもなお完納されない場合、さらに納付を促すための行為の総称（文書・電話・臨宅など）。催告発付日から 6 箇月を経過するまでの間は、時効は完成しない。

《根拠法令》民法第 150 条(催告による時効の完成猶予)

4) 滞納処分・・・地方団体の徴収金が納期限までに完納されず、滞納となった場合、滞納者に督促後、徴税吏員が滞納者の財産を差押え、これを換価し、その換価したものを配当・充当するまでの一連の強制徴収の手続きをいう。

《根拠法令》国税徴収法第 47 条～第 147 条

- ①市県民税…地方税法第 331 条
- ②固定資産税…地方税法第 373 条
- ③軽自動車税…地方税法第 463 条第 27 項

④国民健康保険税…地方税法第 728 条

- 5) 分割納付・・・納期限を過ぎた税金の納付について、滞納者より一括納付することが困難であると納税相談等にて申し出があった場合、十分に状況を聞き取ったうえで納税計画を立て、回数を定めて納付すること。

《根拠法令》法令での規定なし

- 6) 猶予・・・一定の要件に該当し、市税及び国民健康保険税を一時に納付できない場合、申請により 1 年以内の期間に限り、徴収や財産の換価を猶予すること。

- ①徴収猶予…災害等の特別な理由により、一時に納付できないと認められる金額について、納税資金を調達するために一定の時間的余裕を与える制度＝納税者救済制度

《根拠法令》地方税法第 15 条

- ②換価の猶予…滞納処分の実行により事業の継続や生活の維持を困難にする場合や、時間的猶予を付与した方が滞納処分の実行よりも徴収上有利な場合に滞納処分の続行を保留する制度＝徴収の便宜を図るための制度

《根拠法令》地方税法第 15 条の 5 及び 6

- 7) 財産調査・・・滞納処分の実行及び滞納者の担税力（納付能力）の見極めのために行う。（官公庁調査、金融機関調査、質問・検査及び捜索）

《根拠法令》①官公庁調査…地方税法第 20 条の 11

②金融機関調査…国税徴収法第 141 条

③質問・検査及び捜索…国税徴収法第 141 条及び第 142 条

- 8) 差押え・・・滞納者の特定の財産の処分を禁止し、これを換価できる状態におく行政上の強制的な処分。預金差押、給与差押、生保（生命保険）差押、不動産差押等

※差押えの要件

原則…督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないとき

例外…繰上徴収の場合は、指定された納期限までに完納しないとき

《根拠法令》国税徴収法第 47 条～第 81 条

①市県民税…地方税法第 331 条

②固定資産税…地方税法第 373 条

③軽自動車税…地方税法第 463 条第 27 項

④国民健康保険税…地方税法第 728 条

- 9) 換価・・・差押えした財産を強制的に金銭に換える処分をいう。差押財産は、金銭を除き、金銭に換えて滞納徴収金に充てる。

《根拠法令》国税徴収法第 89 条～第 127 条

- 10) 配当・・・換価代金を滞納処分費や滞納となっている地方団体の徴収金に充て、また他の債権者に交付し、残余があれば滞納者に交付する手続きをいう。

《根拠法令》国税徴収法第 128 条～第 135 条

- 11) 滞納処分の停止・・・滞納者に一定の事由があると認められる場合に、滞納者の申請を要することなく職権で強制徴収の手続きを停止することをいう。処分停止が 3 年間継続したとき又は即時に、納税義務が消滅する。

(滞納処分の停止の要件)

- ① 滞納処分することができる財産がないとき
- ② 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき
- ③ 滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき

《根拠法令》地方税法第 15 条の 7

- 12) 他部署との連携の状況 (情報共有状況等)

収納課と課税課とは、滞納整理事務の状況の共有、延滞金・過料・還付金等に関する事務の状況の共有、システムを通じた情報共有を通じて連携を図っている。

- 13) 外部委託事務の一覧とその内容

令和 6 年度については、以下の事務について外部委託を行っている。

契約名
シュレッダー保守管理委託
受付番号呼出システム保守管理委託
不動産鑑定評価委託 (9 箇所)
土地改良区費収納事務電算業務委託
越谷市税等口座振替データ伝送業務委託
QR コードによる市税等催告書の案内にかかる多言語化 Web システム業務委託
越谷市税外債権等回収業務委託(単価契約)
国民健康保険徴収支援システム電算業務委託

- 14) 関連システムの整備・運用状況 鑑定

WebRings の税務・徴収サブシステムを使用して、課税データと連動し、収納管理、督促・催告管理、滞納整理支援、滞納処分、交渉記録、不納欠損・執行停止管理等を行っている。

- 15) 徴収基本方針について

行財政部収納課では、収納課職員が本市の歳入確保という重要な使命を担っていることを自覚し、組織全体の統一的な意思に基づき、課内外との連携を密にしながら効率的かつ効果的な滞納整理を進め滞納状況の早期解決を図るとともに、納期内納付の

意識を推進し、市税及び国民健康保険税の収納額及び収納率の向上と滞納額の圧縮を目的として、毎年徴収基本方針を策定している。

令和6年度の徴収基本方針は、以下の内容となっている。

1. 目標収納率

(1) 市税

現年課税分：99.40%（前年度目標値 99.30%、実績 99.34%）、令和6年度実績：99.30%

滞納繰越分：43.20%（前年度目標値 43.20%、実績 43.10%）、令和6年度実績：42.65%

全体：98.50%（前年度目標値 98.30%、実績 98.43%）、令和6年度実績：98.46%

(2) 国民健康保険税

現年課税分：93.15%（前年度目標値 92.50%、実績 92.68%）、令和6年度実績：93.01%

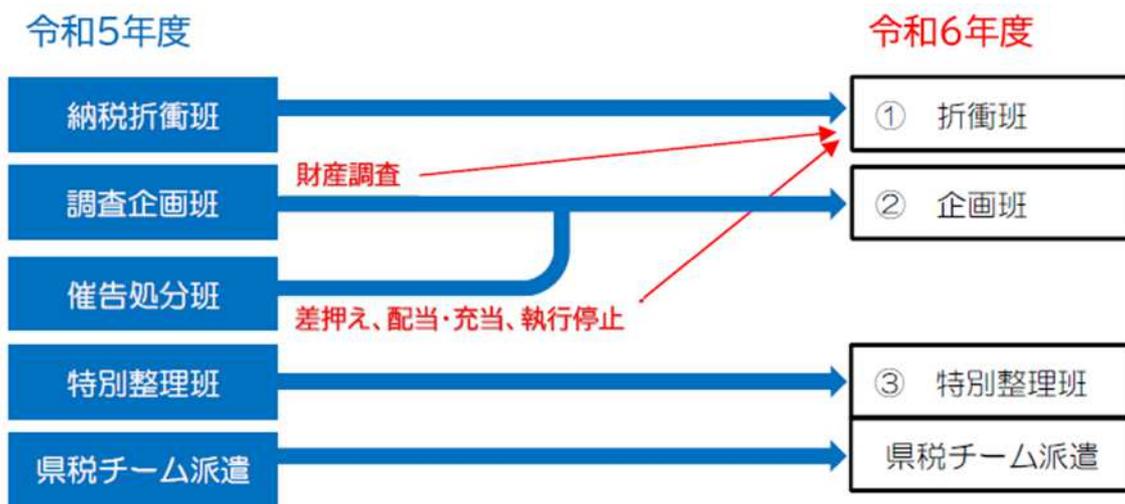
滞納繰越分：30.50%（前年度目標値 29.40%、実績 30.50%）、令和6年度実績：31.02%

全体：81.00%（前年度目標値 79.20%、実績 79.70%）、令和6年度実績：81.10%

2. 重点実施事項

(1) 班編成の見直しと担当業務の再配分

令和6年度においては、以下のとおりの班編成とし、班ごとの担当業務を再配分することとした。



- (2) 適切な納税折衝と効果的な滞納整理の実施
 - ① 適切な分納誓約の実施
 - ② 猶予制度の活用
 - ③ 現年課税分の滞納整理の強化
 - ④ 埼玉県税務職員の市町村派遣制度（チーム型派遣）の活用
 - ⑤ 個人滞納分と法人滞納分（法人市民税、特別徴収）の連携した滞納整理
- (3) 口座振替の推進
 - ① 国民健康保険税の口座振替原則化
 - ② ペイジー口座振替受付サービスの導入
- (4) 納税環境の整備
 - ① eL-QR の導入とキャッシュレス納付比率の向上
 - ② 納付チャネルの拡充について
- (5) その他
 - ① システム標準化を見据えた延滞金の取扱いの変更について
 - ② 個人情報の取扱い

(3) 収納額の推移

1) 調定額、収入額、納税義務者数の推移

i. 総額の推移（現年課税分＋滞納繰越分）

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康 保険税 除く	調定額	51,125,524	50,590,223	51,952,372	52,593,557	51,869,393
	収入額	49,787,789	49,558,010	51,041,764	51,766,515	51,068,463
	収納率	97.38%	97.96%	98.25%	98.43%	98.46%
国民健康 保険税 含む	調定額	60,752,038	59,583,389	60,809,729	60,837,265	59,837,603
	収入額	56,944,520	56,516,376	58,054,038	58,336,510	57,530,348
	収納率	93.73%	94.85%	95.47%	95.89%	96.14%

ii. 総額の推移(税目別)

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人市民税	調定額	22,876,347	22,520,963	23,082,048	23,605,106	22,420,090
	収入額	22,138,484	21,902,144	22,521,169	23,064,343	21,874,158
	収納率	96.77%	97.25%	97.57%	97.71%	97.56%
法人市民税	調定額	2,758,562	2,855,837	3,015,079	2,879,709	3,277,570
	収入額	2,705,466	2,835,320	2,998,371	2,862,987	3,254,498
	収納率	98.08%	99.28%	99.45%	99.42%	99.30%
固定資産税	調定額	19,497,428	19,034,179	19,508,792	19,694,112	19,768,993
	収入額	19,054,599	18,703,416	19,230,320	19,471,866	19,581,765
	収納率	97.73%	98.26%	98.57%	98.87%	99.05%
都市計画税	調定額	2,533,059	2,483,819	2,518,906	2,536,154	2,545,254
	収入額	2,474,193	2,440,131	2,482,504	2,507,537	2,521,483
	収納率	97.68%	98.24%	98.55%	98.87%	99.07%
軽自動車税	調定額	471,622	492,235	530,085	549,431	579,116
	収入額	454,166	477,464	514,101	531,809	560,068
	収納率	96.30%	97.00%	96.98%	96.79%	96.71%
市たばこ税	調定額	2,214,087	2,358,167	2,498,666	2,521,474	2,452,464
	収入額	2,214,087	2,358,167	2,498,666	2,521,474	2,452,464
	収納率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
事業所税	調定額	773,349	843,952	797,725	806,500	824,837
	収入額	746,793	841,368	796,633	806,500	824,028
	収納率	96.57%	99.69%	99.86%	100.00%	99.90%
特別土地保有税	調定額	1,071	1,071	1,071	1,071	1,071
	収入額	0	0	0	0	0
	収納率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
国民健康保険税	調定額	9,626,514	8,993,166	8,857,357	8,243,708	7,968,210
	収入額	7,156,732	6,958,366	7,012,274	6,569,995	6,461,885
	収納率	74.34%	77.37%	79.17%	79.70%	81.10%

2) 現年課税分及び滞納繰越分の推移

i. 総額の推移

(i) 国民健康保険税除く

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年	調定額	49,841,608	49,360,009	51,014,549	51,739,311	51,098,749
	収入額	49,278,080	49,011,464	50,636,678	51,398,293	50,739,819
	収納率	98.87%	99.29%	99.26%	99.34%	99.30%
滞納繰越	調定額	1,283,916	1,230,215	937,823	854,246	770,645
	収入額	509,708	546,546	405,086	368,222	328,644
	収納率	39.70%	44.43%	43.19%	43.10%	42.65%

(ii) 国民健康保険税含む

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年	調定額	56,994,951	56,321,111	58,057,988	58,262,104	57,535,312
	収入額	55,820,269	55,437,345	57,116,182	57,443,491	56,726,573
	収納率	97.94%	98.43%	98.38%	98.59%	98.59%
滞納繰越	調定額	3,757,087	3,262,278	2,751,741	2,575,160	2,302,291
	収入額	1,124,251	1,079,031	937,855	893,019	803,774
	収納率	29.92%	33.08%	34.08%	34.68%	34.91%

ii. 税目別の推移

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人市民税						
現年	調定額	22,103,485	21,867,368	22,533,131	23,069,453	21,920,223
	収入額	21,825,840	21,644,665	22,277,035	22,838,098	21,671,619
	収納率	98.74%	98.98%	98.86%	99.00%	98.87%
滞納繰越	調定額	772,861	653,595	548,917	535,653	499,867
	収入額	312,644	257,479	244,133	226,245	202,539
	収納率	40.45%	39.39%	44.48%	42.24%	40.52%
法人市民税						

現年	調定額	2,740,168	2,808,038	2,998,143	2,865,004	3,263,264
	収入額	2,699,791	2,802,064	2,991,446	2,857,999	3,250,134
	収納率	98.53%	99.79%	99.78%	99.76%	99.60%
滞納 繰越	調定額	18,394	47,799	16,936	14,705	14,306
	収入額	5,675	33,256	6,925	4,988	4,364
	収納率	30.85%	69.57%	40.89%	33.92%	30.51%
固定資産税						
現年	調定額	19,082,864	18,604,097	19,194,621	19,440,052	19,557,127
	収入額	18,893,583	18,505,154	19,099,635	19,355,159	19,478,247
	収納率	99.01%	99.47%	99.51%	99.56%	99.60%
滞納 繰越	調定額	414,564	430,082	314,171	254,060	211,865
	収入額	161,015	198,262	130,686	116,707	103,518
	収納率	38.84%	46.10%	41.60%	45.94%	48.86%
都市計画税						
現年	調定額	2,477,781	2,426,689	2,477,480	2,503,059	2,518,047
	収入額	2,452,402	2,413,373	2,464,803	2,491,806	2,507,583
	収納率	98.98%	99.45%	99.49%	99.55%	99.58%
滞納 繰越	調定額	55,278	57,131	41,427	33,095	27,207
	収入額	21,792	26,758	17,702	15,730	13,899
	収納率	39.42%	46.84%	42.73%	47.53%	51.09%
軽自動車税						
現年	調定額	454,034	478,255	517,367	534,232	562,787
	収入額	447,775	472,600	510,415	527,721	555,744
	収納率	98.62%	98.82%	98.66%	98.78%	98.75%
滞納 繰越	調定額	17,588	13,980	12,718	15,199	16,328
	収入額	6,391	4,863	3,685	4,089	4,324
	収納率	36.34%	34.79%	28.98%	26.90%	26.48%
市たばこ税						
現年	調定額	2,214,087	2,358,167	2,498,666	2,521,474	2,452,464
	収入額	2,214,087	2,358,167	2,498,666	2,521,474	2,452,464
	収納率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
滞納	調定額	0	0	0	0	0

繰越	収入額	0	0	0	0	0
	収納率	—	—	—	—	—
事業所税						
現年	調定額	769,188	817,395	795,141	806,037	824,837
	収入額	744,602	815,440	794,678	806,037	824,028
	収納率	96.80%	99.76%	99.94%	100.00%	99.90%
滞納繰越	調定額	4,161	26,557	2,584	463	0
	収入額	2,191	25,928	1,956	463	0
	収納率	52.66%	97.63%	75.68%	100.00%	#DIV/0!
特別土地保有税						
現年	調定額	0	0	0	0	0
	収入額	0	0	0	0	0
	収納率	—	—	—	—	—
滞納繰越	調定額	1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900
	収入額	0	0	0	0	0
	収納率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
国民健康保険税						
現年	調定額	7,153,344	6,961,102	7,043,439	6,522,793	6,436,564
	収入額	6,542,189	6,425,881	6,479,504	6,045,198	5,986,754
	収納率	91.46%	92.31%	91.99%	92.68%	93.01%
滞納繰越	調定額	2,473,171	2,032,064	1,813,918	1,720,915	1,531,646
	収入額	614,543	532,485	532,770	524,797	475,130
	収納率	24.85%	26.20%	29.37%	30.50%	31.02%

※千円単位に調整したことにより、総額と税目別の合計額が一致しない場合があります。

(4) 監査の主な着眼点

市税及び国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務の執行について監査をするにあたり、主な着眼点は、以下のとおりである。

- 1) 市税及び国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務が、法令等に準拠し適切に行われているかどうか。(「合規性」の観点)
- 2) 市税及び国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務が、納税者に対し公平に行われているかどうか。(「公平性」の観点)
- 3) 市税及び国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務、特に収入未済額の管理と滞納管理の事務が、納税者(利用者を含む。)の理解を深め、効果的に執行されて

いるかどうか。(3E「経済性」、「効率性」、「有効性」の観点)

(5) 主な監査手続

1) 概要の把握

- ・法令、条例等の確認
- ・資料等による概況把握
- ・担当課への往査、質問及び確認
- ・過去5年間の推移
- ・他自治体の収納状況と比較

2) 外部委託の検証

- ・受託者の業務遂行状況、契約書の閲覧
- ・成果物の閲覧、成果物の評価方法についての質問と確認

3) 課税客体把握の検証

- ・課税客体の把握方法についての質問と確認
- ・非課税や減免、不均衡課税のサンプル調査

4) 更正処理の確認

- ・更正事務の状況についての質問と確認
- ・審査の申出(価格)、審査状況(価格以外)についての質問と確認

5) 算定税額の検証

- ・正確性を確保する仕組みについての質問と確認

6) 徴収事務の検証

- ・職員経験年数表の閲覧
- ・市民に対する窓口対応についての質問と確認
- ・督促状及び催告書等の発送状況についての資料閲覧、質問及び確認

7) 他部署との連携の検証

- ・市関係課との情報共有状況についての質問と確認

(6) 監査の結果

1) 指摘及び意見

i. 指摘

該当なし。

ii. 意見

【意見37】業務実務マニュアルの定期的な見直しについて

収納課においては、業務実務マニュアルについて、督促に関する業務、催告に関する業務、分割納付フローチャート、財産調査業務、徴収猶予・換価の猶予業務、給与差押、預金差押、指定金融機関の預金差押、指定金融機関以外の預金差押、ゆうちょ

銀行の差押、生命保険差押、年金差押、不動産差押、執行停止の事務処理等、一連のものを整備している。

収納課では、法令等の改正がある都度、適時に業務実務マニュアルの改訂を行っているとのことであった。一方で、定期的な業務実務マニュアルの見直しの必要性の検討は、実施していないとのことであった。

この点、業務実務マニュアルの整備は、収納課の業務が多岐にわたること、法令等の改正が頻繁にありこれに対応する必要があること、徴収業務の正確性に対する市民の期待が高いこと、定期的な担当者の異動に伴う事務の引継ぎをスムーズかつ適切に行う必要があること、現職における経験年数（令和7年3月31日現在）は、収納課43人中、3年未満が23人と半数を超えていること等を踏まえれば、属人化を防ぎ事務の正確性を担保するためのマニュアル（事務処理手順）の整備の重要性は非常に高いものといえる。

そこで、法令等の改正時に加え、業務の実態に合わせ、年1回等、定期的に業務実務マニュアルの見直しの検討を行うことが望ましい。

【意見38】分割納付について

納付については、納期限内に納付すること、納期限後は一括で納付することが原則である。分割納付は例外的な措置として行われるものである。また、分割納付について、法的な手続き規定はない。そこで、収納課においては、業務実務マニュアルとして分割納付フローチャートを作成し、実務にあたってはこれに基づいて運用を行っている。

実務での運用について、分割納付の対象として主に滞納繰越分が含まれている場合、再発行した納付書を送付する際に、「納税誓約書」と「分割納付（分納）についての注意点」を同封している。「納税誓約書」には、以下の事項が記載されている。

- ・住所・氏名・電話番号の記載欄
- ・納税義務があることの承認
- ・完納することの誓約
- ・未納市税等の明細
- ・約束事項
- ・注意

「分割納付（分納）についての注意点」には、以下の項目が記載されている。

- ・納期限後の滞納税は一括納付が原則であること
- ・再相談は自身で連絡すること
- ・延滞金について
- ・不履行となった場合について
- ・分割期間中の滞納処分について

記載内容について、滞納繰越分を含んだ分割納付の申請者は、約束どおり納付されないリスクが比較的高いことから、「納税誓約書」を同封し、債務の承認をさせるとともに、「分割納付（分納）についての注意点」も同封し、納付の意識を高める効果を狙っている。

一方、現年課税分のみでの分割納付の申請者には、「納税誓約書」と「分割納付（分納）についての注意点」を同封していない。これは、滞納繰越分を含んだ分割納付の申請者より滞納期間が短く、納付する意思があり、これらの書類を同封することは過度の措置であるとの判断をしているためとのことであった。

しかし、現年課税分のみとはいえ、分割納付の申請者は滞納につながるリスクが通常の納税者よりもあると考えられるため、現在使用している「分割納付（分納）についての注意点」の記載項目を絞るなど工夫し、納付書とあわせて注意喚起を促す書面を同封する検討をすることが望ましい。

16. 市税に関するシステム

(1) 行政のデジタル化の政府方針

行政のデジタル化の政府方針のもと、個人に対する課税のデジタル化はこの数年、スマートフォンの加速度的普及、電子申告の広まりにより、よりスピーディに申告可能となっている。

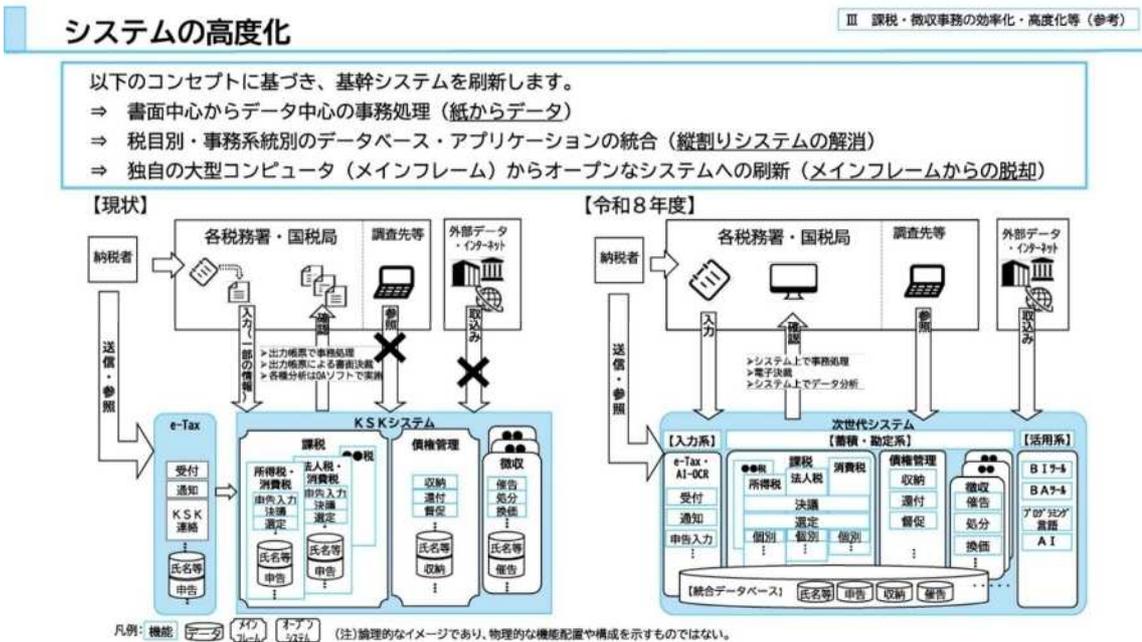
政府は以下の地方からの提案に対する回答を發出しており、各システムのオンライン手続きの拡充や、以下の【参考】にある各データベース・アプリケーションの統合等により、この事務手続のデジタル化効率化は今後ますます進展すると考えられる。

1) 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)抜粋

国税徴収法(昭34法147)、国税通則法(昭37法66)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

税務署から地方公共団体への住民税課税情報等の照会(国税徴収法146条の2並びに国税通則法74条の12第1項及び2項)については、令和8年度に予定している国税情報システム(国税総合管理(KSK)システムと国税電子申告・納税システム(e-Tax))及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省：総務省及び財務省)

【参考】KSKとKSK2(次世代システム)のイメージ

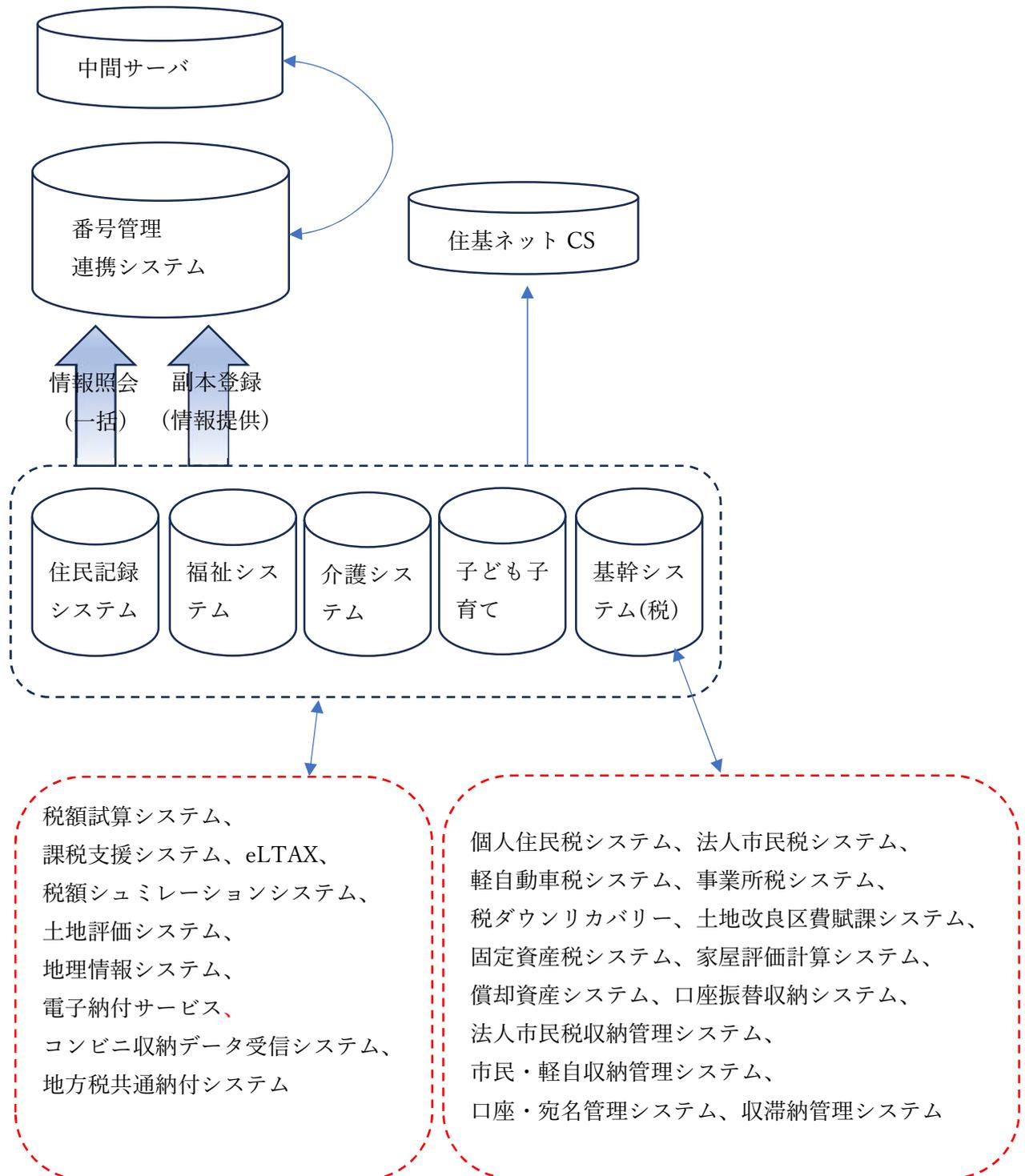


* 国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2023-」より抜粋

(2) 市税に関するシステムと地方公共団体の情報システムの標準化・共通化

1) 現状のシステムについて

WebRings 導入システムの中に基幹システム（税）が含まれており、番号管理連携システム、中間サーバ、住基ネット CS と連携している。



2) 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化について

総務省自治行政局作成の「地方公共団体の情報システムの標準化・共通化」によれば、①多くの自治体がシステムを個別にカスタマイズしているため、維持管理コストが高止まりし、制度改正時の改修負担も大きい、②自治体間でのデータ連携やクラウド利用の妨げになっている、という実態を踏まえ、業務プロセスとシステムを標準化することで、「行政コストの削減」「迅速な住民サービスの提供」「自治体の情報化予算の2割削減」を目指すために、以下の施策を行うことを目指している。

①基幹業務システムの標準化

住民記録、固定資産税、国民健康保険など、主要な20業務（資料作成時点では17業務）について、国が標準仕様書を作成し、全ての自治体に適用させる。

②ガバメントクラウド（Gov-Cloud）の活用

国が提供する共通のクラウド基盤へシステムを移行させることで、セキュリティの向上と運用コストの低減を図る。

③地方公共団体情報システム標準化法

標準化を強力に推進するため、自治体に対して標準準拠システムの使用を義務付ける法律を施行。

越谷市としては、この地方公共団体の情報システムの標準化・共通化に対応するため、以下のスケジュールで標準化・共通化されたシステムへの切替えを目指している。

この中で、基幹系システム（税）についてもシステムの切換えを計画しているところである。

- ・令和7年10月～令和8年2月：基幹系システム（税）の設計・製造
- ・令和8年3月～令和9年8月：基幹系システム（税）のテスト・受入

【意見39】基幹系システム（税）の標準化への準備について

今後予定されているシステム刷新に備え、市としての事務手順の文書化、内部統制の整備を再考すべきである。その際、現在の国税データの収集のためのシステムと他のシステムとのインターフェイスの悪さからくるUSBの利用、そのUSBのリスク回避のための運用などの手順がシステムの刷新でどのように変化するか等、諸問題を十分検討し、また今よりも細かい事務手順や各段階でのチェックの証跡の残し方や承認を明確に書き込んだ内部統制文書を作成し、かつ課内での事務作業をより効率的に進化させることが望まれる。